発注情報詳細等

件名

「特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託」

(令和3年9月22日公表分)

橫浜市教育委員会事務局 学校教育企画部特別支援教育課

- ・特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託の入札について
- ・発注情報詳細(物品・委託等)
- ・設計図書
- ・委託契約書
- ・質問書
- ·公募型指名競争入札参加意向申出書
- 委託業務経歴書
- ・入札書

- 業務内容 別添設計図書のとおり
- 2 設計書(仕様書)に関する質問
  - (1)方法

入札参加者は、設計書(仕様書)等に質問があり、回答を求める場合には、令和3年9月29日(水) 午後5時00分(必着)までに、別紙「質問書」を電子メール又はFAXにより提出してください。 (2)質問書の提出先

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課

電子メールアドレス: ky-tokubetusien@city.yokohama.jp

FAX: 045-663-1831

質問書を送信後に、電話(045-671-3958)で送受信確認を行ってください。

(3)回答

令和3年10月4日(月)午後5時00分までにホームページ上に掲載します。

それ以外の方法による回答は行いません。

(4)その他

入札後、当該設計書等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできません。

3 入札参加方法

入札に参加しようとする者は、次の(1)から(3)のとおり書類を提出しなければなりません。

(1)提出書類

ア 公募型指名競争入札参加意向申出書

- イ 委託業務経歴書
- (2)提出方法·場所

持参もしくは郵送にて次の宛先に提出してください。

〒231-0005 横浜市中区本町6 丁目50 番地の10

市庁舎 14 階 教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課

(3)提出期限

令和3年10月6日(水)午後5時

(4)入札参加に係る通知

公募型指名競争入札指名通知書又は公募型指名競争入札非指名通知書は、令和3年10月8日(金) までに発送します。

- 4 入札方法
  - (1)入札及び開札の日時・場所は発注情報詳細のとおり
  - (2)入札日当日に「公募型指名競争入札指名通知書」の提示がない場合は、入札に参加できません。必ず 持参してください。なお、「公募型指名競争入札指名通知書」は再交付できませんので、取扱に注意し てください。

(3)入札方法は、入札参加者が別紙様式による入札書を入札時に直接投函して行います。

- (4)一回目の入札で落札しない場合、その場で二回目の入札を行いますので、入札書は二枚用意してください。
- (5)地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、二回目の入札で落札者がないときには、 最低価格を提示した業者と交渉を行い、予定価格内合意した場合に随意契約を行うこととします。
- 5 落札者の決定
- (1)横浜市契約規則第 13 条の規定に基づいて作成された予定価格以下で最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札者とします。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじで落札者を決定します。

6 契約手続きに関する問い合わせ先

教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 電話 045-671-3958

## 発注情報詳細(物品·委託等)

	入札方法	入札書の持参による 公募型指名競争入札					
	件名	特別支援学校	ぎ就学奨励費シ	ステム開発業務委割	Ĩ		
Ŕ	納入/履行場所	横浜市立特別支援学校ほか					
紨	的人/履行期間等	契約決定した	日から令和4	年3月31日まで			
	種目	316 コンピ	ュータ業務	細目A ソフトウ	エア開発・改修		
入	所在地区分	市内					
札 参 加 資 格	その他	<ol> <li>1 横浜市契 者でないこ</li> <li>2 令和3・ いる和在順位 いる者であっ</li> <li>3 入札参加 指名停止等</li> <li>4 マイクロ 験を有する</li> <li>5 「特別支 ム開発等、」</li> </ol>	2.則第 59 号)第3条第1項に掲げる た資格を有する者であること。 8者名簿(物品・委託等関係)にお 小企業」、「316:コンピュータ業 ア開発・改修」に登録が認められて 間のいずれかの日において、横浜市・受けていない者であること。 SS」を用いたユーザーソフト開発経 開発もしくは「就学援助」のシステ ること。				
	提出書類	①公募型指名競争入札参加意向申出書(委託用) ②委託業務経歴書					
	設計図書	<u>4 ページ以降</u>					
入札	_参加申込締切日時	令和3年10	月6日(水)	午後5時00分			
指	名・非指名通知日	令和3年10	月8日(金)				
	質疑締切日時	令和3年9月 午後5時 00 兌	29 日(水) 分	回答期限日時	令和 3 年 10 月 4 日(月) 午後 5 時 00 分		
ス	、札及び開札日時	令和3年10	月12日(火)	午前9時15分			
Л	札及び開札場所	横浜市中区本 共用会議室 1	:町6丁目 50 4 - N03	番地の10 市庁舎	14 階		
	支払い条件	前金払	しない	部分払	しない		
	発注担当課	教育委員会事務局学校教育企画部特別支援教育課 電話 045 - 671 - 3958					
THE STREET	契約事務担当課	教育委員会事	務局学校教育	企画部特別支援教育	育課 電話 045 - 671 - 3958		

令	和	3年度	一彤	노 순 計	歳出	第15款	5項1	目	12節(1)	委託料	(費用	)		
受付 番号		種目	番	号	連絡先	委託担 教育委	当 員会事	務局	特別	支援教育	〕課	<sup>。」、「</sup> 担当者 電	が する 話	飯村 671-3958
					設			計		= = =	<u>ま</u>			
1	委	託	i	名		刂支援	学校	就学	奖励費	量シス	テム国	開発業	養務書	委託
2	履	行	場	所	横辺	兵市立	特別	支援	学校に	まカ				
3	履 <sup>ジ</sup> 又	行期間 は期限			■期間 □期限	契約	決定し <u>年</u>	た日 <u>月</u>	から 日	令和4 <u>まで</u>	4年3/	月 31 日	まで	2
4	契え	約区分 の他特	:約二	事 項	<b>_</b> 碓	定契約						概算其	2約	
6	現	場	説	明	■ 不望	更	F	H		 分	場所	-	)	
7	委	託	概	要	<u>□ 要</u> 特別	(	<u>月</u> <u> </u> ← 校就 <sup>4</sup>	 学奨励	<u>時</u> 動費シス	テムの		<u>^</u>		-

- 8 部 分 払
  - □ す る ( 回以内)
    - しない

					部	分	払	の	基	準			
業	務	内	容	履 行 予定月	Î	数	里		単 位	単	価	金	額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額 ※概算数量の場合は、数量及び金額を())で囲む。

委 託	代金額	¥
内 訳	業務価格	¥
	消費税及び地方消費税相当額	¥

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数	量	単位	単価 (刑)	金	額 (刑)	摘	要
基本設計				人日					
概要設計				人日					
詳細設計				人日					
製造(プログラミ ング)・単体テス ト				人日					
結合・総合テスト				人日					
操作説明(マニュ アル作成、研修 等)				人日					
プロジェクト管理				人日					
環境セットアップ				人日					
合計									

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

# 特別支援学校就学奨励費システム 開発業務委託仕様書

# 第1.3版

## 令和3年度

# 横浜市教育委員会事務局特別支援教育課 横浜市立特別支援学校

### 委託業務名

特別支援学校就学奨励費システム(以下「新システム」という。)開発業務委託

1 委託業務の目的

現在使用している特別支援学校就学奨励費システムは、横浜市立特別支援学校職員有志が開発・使 用していた特別支援教育就学奨励費(以下「就学奨励費」という。)の諸処理を神奈川県教育庁(以下 「県」という。)が所管として引き継いだものが基本となっているが、平成 31 年に県が独自の新シス テムへの移行、現行システムの保守・改修の中止・撤退を決定した。

しかしながら、就学奨励費の経理処理は、非常に複雑であり、いわゆる手計算で行うことは正確性 及び効率性の観点から非現実的であり、システム処理は必須である。

ついては、学校への頒布が中止となる令和4年4月以降も横浜市立特別支援学校で就学奨励費をシ ステム処理するため、導入に当たっては、現行の紙帳票による出力帳票を基にしたシステムだけでな く、生活保護基準変更時に基準変更が容易となる、保護者への電子振込に対応するなど、シンプルか つ継続して使用可能な使い易いシステムを目指し、新システムを開発する。

2 委託業務の範囲

新システムは令和4年4月1日に学校でのシステム使用開始を予定しており、本委託では以下の業務を行うこととする。なお、各作業の成果物については、「7 納品物件」に定める納期までに作成を 完了し、本市担当者の承認を得ること。

(1) 要件定義

本仕様書、及び本市職員へのヒアリング等の内容に基づき要件定義を行い、「特別支援学校就学奨励費システム要件定義書」を作成すること。

(2) 基本設計

「特別支援学校就学奨励費システム要件定義書」等の内容に基づき基本設計を行い、「特別支援学 校就学奨励費システム基本設計書」を作成すること。

(3) 詳細設計

「特別支援学校就学奨励費システム基本設計書」等の内容に基づき詳細設計を行い、「特別支援学 校就学奨励費システム詳細設計書」を作成すること。

(4) システム開発

「特別支援学校就学奨励費システム詳細設計書」等の内容に基づき、システム開発を行うこと。 また、プログラムの単体・結合テスト等を実施し、システム開発における品質を保証すること。

(5) システムテスト

新システムの総合的なテストを実施し、問題なく稼動することを検証すること。

なお、テスト内容についてはテストを実施する前に本市担当者の承認を得るものとする。また、 テスト内容、結果、および不具合処置事項等についてシステムテスト仕様書兼成績書にて報告する こと。

(6) 運用テスト支援

本市担当者の実施する運用テストについて、テスト項目や評価基準などを定めた運用テスト仕様 書を作成すること。なお、運用テスト仕様書の内容については、運用テスト実施前に本市担当者の 承認を得るものとする。なお、運用テスト実施時には立会いを行い、随時質疑に回答するなどのサ ポートを行うこと。

(7) 操作研修

「操作マニュアル」を作成し、本市職員(40 名程度を想定)に対して新システムの操作研修を行う こと。研修方式は、集合研修方式とすること。研修の回数については1日程度(午前・午後の2回) を想定する。なお、操作研修については一般的なものではなく本市の就学奨励費処理業務の運用に 沿った形での内容とすること。 なお、研修の会場は横浜市で用意する。説明用端末1台については受託者にて用意し、プロジェ クター投影での操作説明を想定すること。

(8) マニュアル等の整備

新システムについて、ユーザ(本市職員)向けの簡易操作マニュアルを作成すること。

(9) 現地設定作業

本市指定の場所(横浜市立特別支援学校)において既存機器への新システムの導入・各種設定作業 実施後、正常に動作することを確認し、作業報告書を作成すること。

以下、対象校一覧。

学校名	所在地	対象機器台数
盲特別支援学校	神奈川区松見町1-26	2 台
ろう特別支援学校	保土ケ谷区常盤台81-1	2 台
港南台ひの特別支援学校	港南区港南台五丁目3-2	2 台
本郷特別支援学校	栄区小菅ケ谷三丁目37-12	2 台
日野中央高等特別支援学校	港南区日野中央二丁目25-3	2 台
二つ橋高等特別支援学校	瀬谷区二ツ橋町470	2 台
上菅田特別支援学校	保土ケ谷区上菅田町462	2 台
中村特別支援学校	南区中村町四丁目269-1	2 台
北綱島特別支援学校	港北区綱島西五丁目14-54	2 台
若葉台特別支援学校	旭区若葉台2丁目1-1	2 台
東俣野特別支援学校	戸塚区東俣野町1103-1	2 台
浦舟特別支援学校	南区浦舟町3-46	2 台
左近山特別支援学校	旭区左近山1011	2 台

(10) 本稼働立会

稼働判定会議をもって本稼働日を定めることとし、本市指定の場所(横浜市内)において立会いを行うこと。

なお、本稼働後の年次処理スケジュールは、別紙資料1【イベントスケジュール】のとおり。

(11) プロジェクト管理

本契約締結後概ね2週間以内にプロジェクト計画書を作成し、本市担当者に事前承認を得た上で プロジェクトを推進すること。プロジェクト計画書の記載内容は次のとおりとする。

- ア 業務の目的、委託業務内容
- イ 成果物一覧
- ウ マスタスケジュール
- エ 体制図
- 才 役割分担表
- カ 会議体計画
- キ 課題進捗管理方法
- ク リスク管理方法
- ケ 品質管理方法
- コ 構成管理方法
- サ その他新システム開発に必要な業務 定例会の資料作成など、その他本市が必要とするもの。
- 3 履行場所

横浜市立特別支援学校

または受託者社内等、委託者と受託者の双方で合意した場所

4 履行期間

契約日から令和4年3月31日まで

5 機能要件

新システムに必要な機能は以下のとおりとする。

- (1) データ登録別紙資料2【機能一覧】記載の情報をシステムに入力できるものとする。
- (2) データ参照 参照するデータについては、年度、入力者、登録日等で検索ができること。
- (3) 認証機能 ユーザ ID とパスワードの組み合わせによる認証機能を有すること。
- (4) 帳票出力及び帳票入出力項目 原則、現行システムの帳票フォーマットとする。また、最新の文部科学省「特別支援学校就学奨励 費負担金等に係る事務処理資料」及び神奈川県教育委員会「特別支援教育就学奨励費事務処理マニ ュアル」に記載した帳票を出力できること。 別紙資料3【帳票一覧】参照のこと。

- (5) その他の要件
  - ア 画面のデザイン

利用者の利便性を考え、配色、ボタン配置等、各画面ではデザインを極力共通化すること。 別紙資料4「旧システムへルプファイル」にある画面を参考にすること。

イ 画面構成

ストレスなく操作できるように、画面構成には十分配慮すること。

画面上の項目は、入力項目か表示項目かの判別、入力項目については入力必須かどうかの判別 が容易なデザインとすること。

また、特定の情報が入力されるべき項目については、リスト等から入力候補を選択させる方法 等により、エラー入力を防ぐとともに初期表示を設定できること。

起案日、検索条件等の入力については、通常使われる文字・数値を初期設定値としてあらかじ め表示させ、省力化できること。

ウ サポート言語

各操作画面での表示言語は日本語とし、他国語への対応は必須としない。ただし、入力項目に ついては、英数字レベルまでの入力が可能であること。

エ 文字コード

文字コードについては特に定めないが、クライアント環境において特別な操作をすることなく 表示が可能であること。

オ 同時アクセス数

一般的なデーターベースアプリケーションソフトを使用した場合、クライアントからの同時ア クセス数について、最大 5 名/時間からの同時アクセスに耐えうる仕様とすること。

- 6 システム構築要件
- (1) システム開発要件

新システムは既存のクライアント PC、ネットワーク環境を可能な限り利用し、マイクロソフト ACCESS を用いたシステムを構築すること。

なお、新システム開発にあたって、パッケージソフトウェアやその他プログラムプロダクト(以下ソフトウェア)を使用することを許可するが、その場合にはすでに横浜市のクライアントPCにライセンス登録されているソフトウェアで動作ができるものを選定することとし、選定ソフトはデーターベースソフトとする。また、パッケージやソフトウェアを使用する場合、横浜市のクライアントPCにライセンス登録されている現行のバージョンから1世代前まで問題なく稼働すること。

(2) クライアント PC 要件

使用する既存パソコンの要件を以下に記す。新システムは、この PC で問題なく稼働すること。

ア クライアントPCにおけるサポートOS

原則として、以下に掲げるOSをサポート対象とする。

Microsoft Windows 10 Pro

また、OSのバージョンアップに対応できること。ただし、改修等が必要な場合、かかる費用 については、別途協議を行うものとする。 イ クライアント PC の要求性能

接続パソコンの CPU、メモリ、ハードディスクの性能については、システムを利用するために 高い性能を必要としないこと。(以下のスペックのパソコンでもシステムを実用的に利用できるこ と)。

- CPU: core i3以上
- OS : Windows10 Pro
- メモリ: 4GB以上

クライアント PC のディスプレイの解像度は HD (1366×768 ドット) 以上とする。

また、クライアント PC には Microsoft office 2016 及び Microsoft Access 2016 がインストー ルされている。インストールされていない場合は、横浜市側で別途用意する。

ウ 必要となるセットアップ等

システムの利用に当たり、職員によるクライアント PC への特別な設定やソフトウェアのインストールなどが必要となる場合は、セットアップするためのインストーラーおよびマニュアルを用意すること。

- (3) システムの可用性に関する要件
  - ア ログの取得

アクセスログは3年間保存すること。通信のログについては、日時や対象アプリケーション若 しくはサービス、クライアント PC 情報など、追跡が可能となる情報をログとして取得すること。 業務のログについては、保存、参照、更新、複写及び廃棄の日時並びに実施者の記録など、ど のような作業をいつ、だれが行ったかの確認が可能となる情報をログとして取得すること。

システムのログについては、導入した各種アプリケーションの動作状況や残存リソースなど、 運用保守上必要となる情報を SMB (Server Message Block)等の Windows のネットワークでファイ ル共有やプリンター共有などを行うためのマイクロソフト独自の通信プロトコル上でも、ログと して取得できること。

なお、ログの取得についてはデータ容量や管理に十分配慮し、必要に応じて別のサーバなど外 部出力を行うことも可能とする。

- (4) システム開発環境等
  - ア 開発環境

開発環境については、受託者が用意・構築し、アプリケーション開発を行うこと。

イ テスト環境

テスト環境については、受託者が開発環境として用意・構築し、アプリケーションテストを行 うこと。

(5) テスト要件

テストの実施計画については、詳細設計において本市と協議の上、具体的な内容等を決定すること。

- ア テスト実施における特記事項
  - (ア) テスト環境

運用業務テスト以降の各テストについては、本番稼働時に利用するシステム機器等による実 施を想定している。このため、システム機器等については、当該テストの実施時期を踏まえて セットアップを行うこと。

(イ) テスト実施計画の策定

運用業務テスト以降の各テストについては、本番稼働時に利用するシステム機器等による実施を想定している。このためテストの実施時、各テストの要件及び実施の方法について、本市と協議の上、決定するものとする。

- (6) ドキュメント整備要件
  - ア 各工程の計画、成果を示すドキュメントの作成

各工程において作成を要する各種設計書等の内容については、当該工程に着手する前に本市と +分協議するとともに、完成時には本市に対して+分な説明を行い、内容の承認を得てから納品 すること。なお、本市が作成を不要と認めたドキュメントについては、省略できるものとする。

システムの開発に当たり、パッケージソフトウェアを利用する場合には、システム構成におけ るパッケージソフトウェアの位置付けや、業務プログラム等として作り込む部位がわかる説明資 料を付けること。

イ ドキュメントの随時改定

納品済のドキュメント類について、システム稼働後に生じた運用保守業務の見直しやシステム の改修等に伴い内容の更新が必要となった場合は、本委託の履行期間内に限り、最新の状態に更 新すること。

また、ドキュメント等の内容を更新する場合は、本市に対して十分な説明を行い、内容の承認 を得てから実施すること。

### 7 納品物件

- (1) 提出先及び確認方法
  - ア マイクロソフト ACCESS プログラム、実行モジュール及び実行ファイル等について 「2 委託業務の範囲(9)現地設定作業」で定めたとおり、横浜市立特別支援学校へ電子媒体を

介して納品し、その媒体を用いて各学校の事務室にある NAS に格納された後、指定端末で各種操作が可能なことを確認すること。

イ 「ア」以外の納品物件

横浜市教育委員会事務局 特別支援教育課へ納品すること。

(2) 提出物・提出方法・納期

	提出物	提出	方法	納期
ア	業務計画書、プロジェクト実施体	電子媒体2部	紙媒体1部	契約締結日から2週間以内
	制図、プロジェクトスケジュール			
	原案			
イ	特別支援学校就学奨励費システ	電子媒体2部	紙媒体1部	履行期限まで
	ム要件定義書			
ウ	特別支援学校就学奨励費システ	電子媒体2部	紙媒体1部	履行期限まで
	ム設計書			
Н	システムテスト仕様書兼成績書	電子媒体2部	紙媒体1部	履行期限まで

才	簡易操作マニュアル	電子媒体2部 紙媒体1部	阝 履行期限まで
力	展開手順書	電子媒体2部 紙媒体1部	阝 履行期限まで
キ	展開結果報告書	電子媒体2部 紙媒体1部	阝 履行期限まで
ク	開発プログラム、実行モジュール	電子媒体2部 紙媒体1部	阝 履行期限まで
ケ	プロジェクト管理報告書、成果報	電子媒体2部 紙媒体1部	阝 履行期限まで
	告書		
П	その他、本市が必要とする資料等	契約後、本市担当者と協	義 契約後、本市担当者と協議の
		の上、決定をおこなう。	上、決定をおこなう。

※納期が同一のドキュメントについては、電子媒体の提出を取りまとめても構わないこととする。 ただし、その際はラベル面にドキュメント名を印字するなど、紙媒体との紐付けを明確にすること。 ※電子媒体は異なるメーカーのものを1部ずつ使用すること。

## 8 特記事項

- (1) 新システム開発業務の契約の履行過程で生じた著作権法第 21 条、第 26 条の2、第 26 条の3、 第 27 条及び第 28 条に定める権利を含むすべての著作権及びノウハウ(営業秘密)は本市に帰属 するものとする。ただし、開発にパッケージなどのソフトウェアを使用した場合、当該パッケージ 部分についてはこの限りではない。
- (2) 本市の要求に応じて、他システムとの連携に必要な部分のプログラムのソースコード、データベース定義等の情報を開示すること。
- (3) 新システムの開発作業拠点は、横浜市内に設置し、本市担当者と開発責任者が密に連絡の取れる体 制とすること。

#### 9 適用文書

(1) 「委託契約約款」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「委託契約約款」を遵守しなければならない。

(2) 「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

- (3) 「個人情報取扱特記事項」 受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (4)「個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録に関する 要綱」

受託者は、本業務を遂行するにあたり、別記「個人情報を記録したシステムにおける端末機によ るデータの更新、検索等の操作の記録に関する要綱」を遵守しなければならない。

## 年間イベントスケジュール

※一括処理・定期運用処理のみ記載し、随時運用・特定個人宛てに使用する機能は記載していません。

	作業内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
と 要イベン	·ト												
1	繰越処理												★3月末頃
2	基本情報設定	4月上旬											
3	データ保存先設定	4月上旬											
4	単価設定	4月上旬											
5	基本情報入力	4月上旬	5月上旬	6月上旬	7月上旬	8月上旬	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
6	世帯状況入力	4月上旬	5月上旬	6月上旬	7月上旬	8月上旬	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
7	銀行情報入力	4月上旬	5月上旬	6月上旬	7月上旬	8月上旬	9月上旬	10月上旬	11月上旬	12月上旬	1月上旬	2月上旬	3月上旬
8	支弁計算処理	4月中旬		6月上旬			9月上旬			12月上旬			3月上旬
9	決定通知書出力	4月中旬		6月上旬			9月上旬			12月上旬			3月上旬
10	支給処理			6月上旬			9月上旬			12月上旬			3月上旬
11	上限チェック			6月上旬			9月上旬			12月上旬			3月上旬
12	支給額確定処理			6月中旬	]		9月中旬	3		12月中旬			3月中旬
13	振込依頼書			6月中旬	]		9月中旬	J		12月中旬			3月中旬

## 【機能一覧】

No.		機能名	概要	特記事項	周期	OL/BT
1.基	本情報語	安定	1	1	随時	OL
	1.1	学校情報	学校名、年度(西暦)、校長名、担当者名、電話番号、文書番 号の設定ができること。			
	1.2	期の設定	1期から6期まで、該当月の範囲が設定できること。			
	1.3	請求書情報設定	県知事名、銀行名、支店名、口座番号、名義人カナ、口座名 義人の設定ができること。			
2.単	価設定				随時	OL
	2.1	給食単価設定	幼稚部単価、小学部(1~3年)単価、小学部(4~6年)単価、 中学部単価、高等部単価、高等部専攻科単価が設定できること。			
	2.2	ガソリン単価設定	1期から4期まで、リッター当たりの単価、燃費の設定ができること。			
	2.3	プレビュー	印刷前にプレビュー表示ができること。			
3.名	簿印刷		l		年次	OL
	3.1	出力項目選択	番号、学部、学年、氏名、支弁、チェック欄(1つ〜4つ)を選択 して出力できること。			
	3.2	ソート設定	出力時のソートを設定できること。			
4.転	出処理				随時	OL
	4.1	転出	転出等で学校からいなくなる場合に抹消することができること。			
	4.2	一覧表示	転出者は一覧から選択して処理が行えること。			
	4.3	復活	一度転出処理を行っても、復活することができること。			
	4.4	チェック	支払処理が未済の場合は、転出処理が行えないメッセージが 表示されること。			
5.繰	越処理	1	1	1	随時	OL
	5.1	一覧表示	在校生が一覧表示され、新整理番号の手動付番以外の項目 は編集できないこと。			
	5.2	新年度整理番号	在校生に対して、一覧上で新たに整理番号を手動で付番する ことができること。			
	5.3	チェック	実行後に卒業となる学年に新たに整理番号が付番した場合は 行えないメッセージが表示されること。			
	5.4	繰越処理実行	実行すると新整理番号の付番と学年の繰り上げが行われること。			
6.基	本情報フ	<u>\</u>		1	随時	OL
	6.1	新規番号付番	新規番号が最小番号で未使用番号が自動的に表示されること。			
	6.2	基本情報	整理番号、生徒氏名、生徒カナ、学部、通学種別、支弁段階、 学年、障害種別、保護者の有無、郵便番号、住所、旧住所、 級地区分、地区区分が入力できること。			
	6.3	住所入力	郵便番号から自動表示される方法と手動で入力する方法のい ずれも可能なこと。			
	6.4	選択項目	学部、通学種別、支弁段階、学年、障害種別、級地区分、地 区区分はリストボックスからの選択入力が行えること。			
	6.5	必須入力チェック	登録時に必須入力チェックが行われること。			
/.世	帯状況フ	<u>した。</u>			随時	OL
	7.1	基本情報画面表示	当画面から基本情報入力画面を呼び出し、更新が行えること。			
	7.2	世帯情報	氏名、生年月日、年齢、在学学校名、特学の有無、通学費年 額が入力できること。			
	7.3	年齡児童計算	生年月日を入力すると、年齢は自動的に計算され表示できること。			
	7.4	控除額自動計算	各保険料の金額を入力すると、自動的に保険料控除が計算される補助機能を持つこと。			
	7.5					

8.銀	行情報ノ	Сл		随時	OL
	8.1	銀行情報	銀行名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人カナ、口 座名義が入力できること。		
9.支	給処理			随時	OL
	9.1	期の選択	選択した期の各経費の支給額をExcelシートイメージで入力でき ること。		
	9.2	チェック	本来支給の対象にならない経費が入力された場合は警告が表 示されること。		
	9.3	通学費補助入力	通学費の入力は補助機能画面にて入力が行えること。		
	9.4	経費上限チェック	経費毎にあらかじめ設定された上限額を超えた支給額の入力 の有無をチェックでき、超えていた対象者が表示される警告メッ セージが表示されること。		
	9.5	支給額確定	支給額の確定処理を行うと、対象期の支給額の変更が行えな いようにロックをかけられること。		

## 【帳票一覧】 独自帳票

No.	帳票名	備考	用紙サイズ	拡張子	用紙種別	出力種別
	1 名簿		A4横	xls	汎用紙	OL
	2 世帯の状況および収入額・需要額調書		A4横	xls	汎用紙	OL
	3 支弁段階集計表		A4横	xls	汎用紙	OL
	4 支弁段階調書		A4横	xls	汎用紙	OL
	5 支弁段階決定通知書		A4縦	xls	汎用紙	OL
	6 支給入力確認一覧		A4横	xls	汎用紙	OL
	7 個人別支給台帳		A4横	xls	汎用紙	OL
	8 支給集計書		A4横	xls	汎用紙	OL
	9 内訳書·支給書(保護者配布用)		A4横	xls	汎用紙	OL
	10 内訳書·支給書(提出用)		A4横	xls	汎用紙	OL
	11 内訳書・支給書(提出用データ出力)		その他のサイズ	CSV	汎用紙	OL
	12 執行状況		A4横	xls	汎用紙	OL
	13 振込依頼書		A4縦	xls/csv	汎用紙	OL
	14 請求書		A4横	xls	汎用紙	OL

## 神奈川県様式

No.	帳票名	備考(号様式)	用紙サイズ	拡張子	用紙種別	出力種別
1	世帯の状況および収入額・需要額調書	(第1号様式)	A3横	xlsx	汎用紙	OL
2	支弁段階集計表	(第5号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
3	特別支援教育就学奨励費支弁段階調書	(第6号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
4	特別支援教育就学奨励費支弁段階決定通知	(第7号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
5	学校給食費(寄宿舎食費)個人別内訳表	(第9号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
6	交通費所要額届(交通費支給額調書)	(第10号様式)	A4横(両面)	xlsx	汎用紙	OL
7	教科用図書購入費個人別内訳表	(第11号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
8	個人別支給台帳	(第12号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
9	個人別「職場実習費·交流学習費」所要額調書	(第14号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
10	「修学旅行·宿泊生活訓練·校外活動」実施内訳	(第15号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
11	「修学旅行·宿泊生活訓練·校外活動」支給額調書	(第16号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
12	就学奨励費支給内訳書	(第17号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
13	就学奨励費内訳書·支給書	(第18号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
14	書類未提出者に係る経過報告書	(第20号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
15	特別支援教育就学奨励費執行状況表(負担金)	(第21号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
16	特別支援教育就学奨励費執行状況表(補助金)	(第22号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
17	特別支援教育就学奨励費負担金等請求書	(第23号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
18	支給集計書	(第24号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
19	就学奨励費内訳書·支給書兼上限額確認表	(第25号様式)	A4横	xlsx	汎用紙	OL
20	学用品·新入学用品·通学用品購入届	(第30号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL
21	欠番	-(第31号様式)			汎用紙	OL
22	欠食届	(第33号様式)	A4縦	xlsx	汎用紙	OL



Version 3.1 for Excel 対応マニュアル

神奈川県盲ろう養護学校事務研究会 就学奨励費システム検討会 横浜市盲ろう養護学校教育研究会 学校事務専門部会

マニュアルのパージョン:110301b

## ※ 過去に作成されたマニュアルのため念のため 記載された個人名等は黒塗りしています。

就学奨励費システムについて

この就学奨励費システムは、神奈川県盲ろう養護学校事務研究会と、横浜市盲ろう養護学校教育研究会学校事務 専門部会で奨励費事務を効率化するために作られた Microsoft Excel VBA によるシステムです。 今回作成するにあたり、ゼロからプログラムの内部処理やデータ構造を設計し直し、プログラムしました。

このシステムである程度の処理はできますが、システムを作ったのもシステムを使用するのも人間であり、計算や入力の間違いが発生しないとは言い切れません。できあがった書類などについては必ずチェックされるようお願いします。

オンラインマニュアル使用上の注意

かなり重要です。 本マニュアルを開きっぱなしで作業すると、作業中に Excel が強制終了する場合があります。これは、「Excelファイ ルからマニュアルを呼び出し、マニュアルを閉じずに Excel を閉じるとエラーが発生する」という、奨励費システムでは 対策しきれない障害です。特に支弁計算、支給の各モジュールは使用後に自動的に閉じられるようになっているの

で注意が必要です。

対策としてはヘルプを見おわったら、すぐ閉じることです。マニュアルの窓をいつまでも開きっぱなしにしていると事故の元ですので、読んだらすぐに閉じるようにしましょう。

製本マニュアルについて

本マニュアルは見ての通りの電子マニュアルです。基本的に製本されたマニュアルは用意されていません。そのため、各学校でお好みの形で印刷することになります。ヘルプ表示ソフトと Internet Explorer は設定で一蓮托生になっているので、Internet Explorer の印刷設定を行ってから印刷をする必要があります。 Internet Explorer 6 を例に取りますと、設定方法は、「ファイル」→「ページ設定」で

ページ設定		? ×
用紙		For an and the second former of the second former o
給紙方法(S): 自動選択		1919 and 19 and
ヘッダーとフッター ヘッダー( <u>H</u> )		
フッター(E)		
「印刷の向き	余白 ミリ)	
● 縦( <u>O</u> ) ● 横( <u>A</u> )	左(L): 15 上(T): 15	右(R): 15 下(B): 15
	OK *	rンセル プリンタ(P)

このように設定するとうまく印刷されます。(ヘッダを空にし、余白を調整します。フッタには &b&p&b を入力します。すると、下の真ん中にページ数が印刷されます。)これは最低限の設定ですので「プリンタ」設定などで割付など設定してください。印刷の設定がすんだら、左側にある「目次」タブの、「奨励費システムヘルプ」(一番上の階層)を右クリックして、「印刷」を選択し、「選択された見出しおよび全てのサブトピックを印刷」を選択。最後に印刷先のプリンタを選んで「印刷」を押すと印刷されます。標準的な設定だと100ページ以上出力されるはずですので、十分に注意して印刷してください。

## ソフトのインストール

ソフトをインストールする方法について説明します。

- 必要なシステム要件
- インストール手順

必要システム

このシステムを動作させるのに必要なシステムは以下のとおりです。

システム要件

	最小	推奨
CPU	Pentium 100MHz以上	Celeron 500MHz以上
メモリ	32MB以上	128MB以上
HDD	50MB以上の空き領域	50MB以上の空き領域
OS	Windows 95 以降	Windows 2000 SP4 + 累積パッチまたは Windows XP SP1 + 累積パッチ
Excel	Excel97 以降	Excel2000 + SP3
プリンタ	A4 対応レーザプリンタ	B4 対応レーザプリンタ
画面解像度	640x480	1024x768 24bitカラー
その他	フロッピーディスクドライブ	コンパクトフラッシュ利用可

県立学校の方は、平成15年度末に導入した Windows2000 搭載パソコンを使用すればより動作が安定します。

Office2007シリーズでは動作確認していません。

奨励費システム、または奨励費システムヘルプ起動中の場合は終了して、インストール用のプログラム(電子レンジの形をしたアイコン)をダブルクリックしてください。

画面イメージはテスト版を使用したサンプルです。実際の表示と若干異なることがあります。

就学奨励書	教ステム Version.3.1 revision.11のインストール 🛛 🔀
?	就学奨励費システム Version.3.1 revision.11[110301b]
$\sim$	就学奨励費システムのインストール/再インストールを開始します。
	ソフトの不具合に起因する不都合が生じても責任をおいかねますので、 出力結果については必ず手作業で確認をお願いします。
	インストール/再インストールしますか?
	(北川)) いいえ(N)

▲画面の指示に従って「はい」をクリックしてください。

就学奨励費システム Version.3.1 revision.11のインストール	×
就学奨励費システムのインストール先(D)	
"C¥Program Files¥syourei" 参照(B)	
<ul> <li>✓ スタートメニューへ登録(S)</li> <li>□ 全てのユーザが使用(U)</li> <li>□ 関連付け(<u>A</u>)</li> </ul>	
OK((2) キャンセル(2)	

▲インストール先をたずねられますが、このままの設定で「OK」をクリックしてください。



## ▲「インストール中」画面が表示されます。画面消去後、しばらくお待ちください。

늘 奨励費システム(平成23年度版)
ファイル(E) 編集(E) 表示(V) お気に入り(A) ツール(T) ヘルブ(H) 🥂 🦹
😪 戻る 🔹 🌍 🔹 🏂 🎾 検索 🌮 フォルダ 🔠 -
アドレス(D) 🗁 D.¥Documents and Settings¥32124921¥スタート メニュー¥プログラム¥奨励費システム(平成23年度版) 💿 支 移動
ファイルとフォルダのタスク       ▲       ごのハージョンの説明(平成23年度版)       奨励費システム(平成23年度版)         ジョートカット       ド格       ショートカット       ショートカット         ジョンのフォルダを Web に公開す       ごのフォルダを Web に公開す       ジョンの説明(平成23年度版)       ショートカット         ションの説明(平成23年度版)       ショートカット       ショートカット         ジョンのフォルダを Web に公開す       ごのフォルダを Web に公開す       ごのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
<b>その他 </b>
プログラム                 マイ ドキュメント             マイ コンピュータ             マイ ネットワーク
3 個のオブジェクト

▲こんなウィンドウと、説明が書いてあるファイルがメモ帳で開きます。ウィンドウは特に使わないので右上の「×」で閉じてください。

🗾 readme.txt - 义王帳	<
ファイル(E) 編集(E) 書式(Q) ヘルプ(H)	
<< 就学奨励費システム for Excel 3.1 >> H23.03.01 release	-
1 はじめに このバージョンでは「平成23年度特別支援教育就学奨励費の補助対象区分の見直し」により 「宿泊生活訓練費」「通学用品購入費」を削除しました。 データ(家族、生徒)を平成22年度版の就学奨励費システム(~v3.1r10)と共有使用できません。 平成22年度版と平成23年度版を平行して運用する場合、データは別にしてください。	
2 起動のしかた [スタート]メニューから [プログラム]→[奨励費システム(平成23年度版)]→[奨励費システム(平成23年度版)]と、 メニューをたどるとシステムが起動できます。 初めて起動したときには年度とデータ保存先(外部記憶装置)は必ず設定するように してください	

▲説明は目を通してから閉じてください。

## システムを起動したときの注意です

E	Outlook Express	Microsoft あ看護師業務 Office Po… 日報.doc	2		
			_		
	î.	プログラム( <u>P)</u>		1	
	☆	お気に入り( <u>A</u> ) ・		•	
	٢	最近使ったファイル(D) ・		}	
nal	<u>v</u> -	設定(S) I		•	
essio	$\mathbf{p}$	検索( <u>C</u> ) ・	💼 管理事務 🖮 LHMelting	;	
Profe	?	ヘルプとサポート( <u>H</u> )	━━ 管理ツール		
s XP		ファイル名を指定して実行(B)	「☆」「愛励費システム 「☆」「愛励費システム(平成23年度版)	Ē	このバージョンの説明(平成23年度版)
Mopu	$\square$	32124921 のログオフ(止)	*		2 奨励費システム(平成23年度版) 3 奨励費システムヘルプ(平成23年度版)
Š	0	シャットダウン(山)			
<b>#</b>	スタート	6 🕄 🖸 🕼	-		

▲インストールが済むと、一般のアプリケーションと同じように「奨励費システム(平成23年度版)」のメニューが作られ てプログラムが登録されます。「奨励費システム(平成23年度版)」の中の「奨励費システム(平成23年度版)」をクリック す るとプログラムが起動します。

### マニュアルの画面イメージには開発用のものも含まれておりますので、細部が異なる場合があります。

システムを起動すると、最初に「マクロを実行して良いかどうか」を尋ねられます。このシステムはマクロを利用していますので、ここで必ず「マクロを有効にする」を選択してください。

Microsoft Excel
」ファイル(E) 編集(E) 表示(V) 挿入(P) 書式(Q) ツール(T) データ(D) ウィンドウ(W) ヘルプ(H)
🌺 + Ž   🗅 😅 🔄 🚳 🔃 🌮 🙏 階 幅 🚿 ロ・ロ・ 🍓 Σ 床 約 計 🏭 🚜 🕄 🧼 Ž
Microsoft Excel
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー
マクロにはウィルスが含まれている可能性があります。マクロを無効にすると安全で すが、マクロが適正な場合、機能が使えなくなります。

注1)Excel2000以上を利用している場合は「前回正しく終了されなかった可能性があります。前回起動時の環境を復元します。」というメッセージが出ることがありますが、初回の起動、メインメニューの「終了」ボタンで終了しなかったとき

等に起動する前の環境を復元できなかった可能性があります。環境については、「ツールバー」と、「ウインドウをタ スク バーに表示」をそれぞれ無効にする設定を行っているだけなので、必要に応じて手動で復元することも可能で す。

Excel を起動して、 ツールバーの場合:表示→ツールバー→標準 ウインドウの場合:ツール→オプション→表示→ウインドウをタスクバーに表示 にチェック とすると変更できます。

**的时期**和时期的?

注2)Excel2002 を入れた状態ではマクロが強制的に無効にされている場合があります。そういった場合は一度 Excel を起動した後、ツール→マクロ→セキュリティで、セキュリティレベルを「中」に変更してください。

> 1911 1911

### パスワードの設定・変更はこのマニュアルの「パスワードの設定・変更」を参照してください。

3) 1	和教会システムメニュー(9) 前	immunico (personal a	繊細 志定的 挿入し	$\frac{1}{2} \left[ g_{ij}^{(0)}(t) - g_{ij}^{(0)}(t) -$	265-12003 AND 120	
		就学奨励	費システム			
ļ	基本設定	校名、校長名などを 設定します。	名簿印刷・ソート	名簿の印刷、並び替 えをします。		
	データ保存先続定	データの保管場所 設定します。	転出処理	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。		
	單価設定	ガソリンと給食の 単価を設定します。	繰越処理	システムの年度を 移行します。		
	支弁計算呼出	支弁計算や帳票の 出力をします。	ヘルプ	使い方を表示します。		
	支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	<u>غا</u> لم	Looman - or a conserva-	×	
		-	1(2)-14	0K 4.57		

## このマニュアルの見方

ここでは、マニュアルの見方について説明します。

## メインタイトル

↑大項目です。画面一枚につき説明一つを目安に説明されています。

サブタイトル

↑画面一枚のなかで、説明することが多い場合はサブタイトルを付けて説明しています。

解説

メインタイトルの下にくっついています。これを見ると大体何ができるか掴めるようにしてあります。

### 重大な注意

特に注意して欲しいことについてはこの形式で書いてあります。データが無くなったり、支給額を間違えたりしないように気を付けてください。

#### マメ知識的なこと

読み飛ばしても余り影響はないのですが、システムを便利に使うために知っておいた方がいいことが少し書いてあり ます。

定額表の更新

## システム利用の前にまず確認

システムが計算の基準とする各種金額表は、使用前に必ず更新してください。(インストールした状態ではファイルに 書き込み保護がかかっていますので、解除してから変更してください。)

- 需要額測定で使用する扶助額の更新
- 定額支給される経費の単価更新
- 限度額表の更新

## 需要額表の更新

世帯の需要額を測定する際に使う基準の表を更新できます。

下記のような一覧表が出てきます。

<ul> <li>(就学奨励費システ ・</li> <li>(数励費システ ・</li> <li>(か)ドウ(型) へ     </li> </ul>	ステム - payme モスメニュー(S) ( ルプ(H)	nt.xls [読み取 定額費設定(C)	り <b>専用]</b> ファイル(E) :	<b>編集(E)</b> 表示(	⊻) 挿入① 書	(式の) ツール	_ ① データ( _	D× D) B>
生活扶助		チェック 4,384,715	更新	キャンt	zilu – Al	レプ		
第一類							第二類	į t
年齢	1 – 1	1-2	2-1	2-2	3-1 3	3-2	1 – 1	<u>1</u>
0	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200		
1~2	20,900	19,960	19,020	18,080	17,140	16,200		Ι
3~5	26,350	25,160	23,980	22,790	21,610	20,420		Ι
6~8	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400		Г
9~11	34,070	32,540	31,000	29,470	27,940	26,400		7
12~14	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610		Į
15~17	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610	1-2	Ŧ
18~19	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610		1
20~40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210		Ι
41~59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590		Ι
60~69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980		Г
70~	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510		7
							2-1	۲ ل ۲
								١

この表は毎年2月くらいになると配られますので、次の年度の処理を始める前に必ず更新してください。「チェック」の欄に表に入っている金額の総合計が出ますので近隣の学校と合わせて確認してください。「キャンセル」を押すと変更を破棄して終了します。

数字の入らない、入るべきでないところにはカーソルが行かないようになっています。

定額表

定額支給するとされている経費について設定します。

平成15年度以降は定額支給をしませんので、基本的に設定の必要もありません。

🔀 Microsoft	Excel - cost.xls					_	
壑) 奨励費シ	ノステムメニュー(S) 定額費	翻定( <u>C</u> ) ファ	イル(E) 編集	<b>€(E)</b> 表示(V) 打	軍入① 書式(Q) ツ	ール(T) データ(D)	,
」 ウィンドウ(型)	ヘルプ(円)					_	ÐN
A1	▼ =						
						_	
	月割単価設定	更	新	キャンセル	ヘルプ		
					_		Ŧ
	字用品購人費						
		48	スの他日			77 8 8# 1 #	άı
	◇市¥任 立尺 T E凸R比	4月 700	てい他月 75	n	◇ <b>七毛仕 立尺 Ⅰ E</b> 型 R地	後兵第八貫 5 950	*/
	小党部工段階	1 00	1 01	0	小学家「段階」	5,250	
	中学部工段階	2.030	1,01	0	中学部工段階	5,250	·····
	高等部I段階	2,810	2,80	0	高等部I段階	5,250	
		-,	-,				
	通学用	品購入費			日月	用品等購入費	_
		4月	その他月			4月	7
	全学部	270	19	0	全学部	12,390	_
							-
•							
コマンド					NUM	1	

平成14年度まで定額支給だった経費について自動入力の元データを修正できます。キャンセルを押すと破棄 終 了です。あまり意味がなくなったかもしれません。データを修正した場合は近隣の学校とチェック値を確認し てく ださい。(入っている金額の総和になっています。)

数字の入らない、入るべきでないところにはカーソルが行かないようになっています。 限度額表

### 上限が設定されている経費について上限を設定します。 経費の数が増えたら修正するのが大変です。

⊠就	学奨励費システム - co	ostixls 読み耳	[如専用]					_ 🗆 ×
	壁励費システムメニュー!	⑤) 定額費設	定( <u>C</u> ) ファイル	④ 編集(E)	表示(小) 挿)	1.0 書式(Q)	ツール(工) デー	-タ( <u>D)</u>
] 96 								_ 면 스
<u> </u>	010 🔟	=	0		-	-		
<u> </u>	H	В	U	U	Ł	ŀ	G	<u>н</u> _
<u>⊢</u> +		*문국가 프리				去	ふ 世	
	キャンセル	教科用 ◎ ➡	r 1x	通信	☆ 弗		迎 其 少 弗	TELL
3	ヘルブ	凶者	经合共	一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一一	F 其 付沃人	ッ市 - 赤 人	目其	臧 宝羽
5	外報報	<u></u>	<u>和良真</u> 宝	<u>本八</u> 宝	宜加加入	<u>本八</u> 宝	宜加水人	<u></u>
L R	小学部	_	 宇	 宇	室	  	 	_
7	中学部	_	実	実	実	実		実
8	高等部本科	実	実	実	実	実	実	実
9	高等部専攻科	実	実	実	実	実	実	実
10	チェック↓							
11	2,366,830							
12								
13								
14								
15	-							
10	-							
$\frac{17}{10}$	-							
10	-							-
<u>آ</u> ار								

経費の上限についても説明会で配られますので、修正してください。 数字の入らない、入るべきでないところにはカーソルが行かないようになっています。 メインモジュール

奨励費システムの各部品を束ねる、最重要ファイルです。 このモジュールの実体は(通常インストールの場合) c:¥Program Files¥syourei¥main.xls です。各種環境設定、他モジュールの呼び出し、転出や名簿管理が入っています。奨

励費システムを呼び出すときに最初に呼び出されるのがこのファイルです。

各モジュールのバージョン確認もこちらから。 メインメニュー

ここではメインメニューについて説明します。 このページで説明するメニューから、奨励費システムの各機能を利用します。 「ファイル」など通常のメニューが使用不能になっていますが、異常ではありません。システム的に必要がないメニューに ついては使用を抑制しています。

初回起動時の注意

	<u>*</u>	= ' x0000000x		
1		就学奨励的	ピシステム	
	基本設定	校名、校長名などを 設定します。	名蒲印刷・ソート	名薄の印刷、並び替 えをします。
	データ保存先設定	データの保管場所 設に <mark>契約費システム</mark>		は、 幼児・児童・生徒の 気出処理をします。
	単価設定	ガン 환 基本設定 単位	をして年度を設定してください OK	・ ノステムの 年度を 多行します。
_	支并計算听出	支∮ 出力をします。		使い方を表示します。
	支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	全終了	作業終了するときは ここをクリック!

はじめて起動するときは、年度が設定されていません。ファイル名には「何年度のデータ」という意味の数字が 含まれるので、このままではどの処理もできません。一番最初に基本設定をして、年度を入力してください。

	就学奨励	費システム	
基本設定	校名、校長名などを 設定します。	名簿印刷・ソート	名簿の印刷、並び替 えをします。
データ保存先設定	データの保管場所 設 型語	87 - 1. AS TH	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。
単価設定	ガ パスワードを入力して伏	200	システムの年度を 移行します。
支弁計算呼出	支OK 出力をします。		使い方を表示します
支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	全終了	作業終了するときは

起動するとまずはパスワードを訊かれます。ここでパスワードを入力しますが、実際はデータファイルを開くとき に しかパスワードは使われません。

パスワードを間違えていると、あとで警告が出ます。この時点では警告されません。

#### 各ボタンの説明

่่⊠就	学奨励費システム - main.xk	: [読み取り専用]		
<b>啓</b> 3   ウベ	壁励費システムメニュー(S) 気 ボウ(W) ヘルプ(H)	È額費設定(∑) ファイル(E) 編	<b>潗(E)</b> 表示(⊻) 挿入(0) 結	書式(Q) ツール(T) データ(D) _   日 ×
		就学奨励	 費システム	
-				夕猝の印刷 光花井
	基本設定	校名、校長名なとを 設定します。	名簿印刷・ソート	「石澤の日本、並び督」 「えをします。
		データの保管場所		幼児・児童・生徒の
	データ保存先設定	設定します。	転出処理	転出処理をします。
		ガソリンと給食の	·유 +라 50 T田	システムの年度を
	单1曲設定 	単価を設定します。	#采越处吐生	移行します。
	支弁計算呼出	支弁計算や帳票の 出力をします。	ヘルプ	使い方を表示します。
		各期の支払について		作業終了するときは
	支給処理呼出	処理します。	全終了	ここをクリック!
•				• •
17) 171	バ			

#### 基本設定

学校名、校長名、電話番号や担当者名を設定します。

データ保存先設定

データの保存先を設定します。システムを引っ越したりするときはこの情報が必要です。

o 単価設定

給食費・ガソリン代の単価を設定します。給食費は単価制を取っていないところについては入力の必要が ありません。

o 支弁計算呼出

支弁計算モジュールを呼び出します。年度の初めはまずこの作業からです。

o 支給処理呼出

支給処理を呼び出します。支弁計算が済み、支給をするときにはこのメニューを選択します。

o 名簿ソート

このシステムで一番大事な名簿のデータを並び替えます。

支給処理シートなどで順番を変えたいときはココで変更できます。

。 転出処理

生徒が転出・死亡などして名簿から削除する場合に使います。一度削除してしまうと支給処理も出来なくなりますので、最後の支給が終わってから削除してください。

- o 繰越処理
  - 年度繰越を行います。

年度繰越をするのは良いのですが、新年度には新年度のデータがありますので、各データを繰り越した ら、新しい計算モジュールを入手して置き換えてください。

○ 全終了

このシステムを全て終了します。右上にある×や Alt+F4 で閉じた場合は保存などに不具合が出る可能性が ありますので、必ずこの項目から終了してください。 奨励費システムメニューの説明

メインメニューへ(D) 開発モード(D)			
全終了②	就字笑励的	ロンステム	
基本設定	校名、校長名などを 設定します。	名簿印刷・ソート	名薄の印刷、並び替 えをします。
データ保存先設定	データの保管場所 設定します。	転出処理	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。
単価設定	ガンリンと給食の 単価を設定します。	繰越処理	システムの年度を 移行します。
支弁計算呼出	支弁計算や帳票の 出力をします。	ヘルブ	使い方を表示します。
支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	全終了	作業終了するときは ここをクリック!

○ メインメニューへ

これを選択するとたちどころにメインメニューが表示されます。 マクロが不具合などで停止した場合を考えたものなので、あまり使う機会はないはずです。 ないと思います。ないといいなぁ……あったらゴメンナサイ

○ 開発モード

- ・開発チーム用の表示モードにします。
   開発チーム以外の人は触ってはいけません。

システムを正常な手順で終了させます。 基本的にはメインメニューの終了ボタンの方が間違いが少ないと思います。

定額費設定メニューの説明



○ 需要額表

支弁段階を計算する際に使用する金額を変更します。

。 定額表

定額で支給される費目の金額について変更します。

支給限度額表
 支給額の上限を超えていないかチェックする表を更新します。

奨励費ヘルプの説明

	契助費システ 交動費システ	14(1)17(3) 14(2)(17(3)	动	費システム	
i	⑦ Microsoft Ex Office アシス	ccel ヘルプ(日) F1 タントを隠す(Q)	:Æ	名簿印刷・ソート	名薄の印刷、並び替 えをします。
<i>₹-</i> :	イボッフ ヒントロ Microsoft OI アナリケーション	D Shift+F1 Ifice Web ページ(例) 次の自動相謀(例)_	f	転出処理	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。
	パージョン相称	#(A)  単価を設定しま	<del>.</del>	繰越処理	システムの年度を 移行します。
支弁	F計算呼出	支弁計算や帳頭 出力をします。	配の	ヘルブ	使い方を表示します。
支約	的理听出	各期の支払に: 処理します。	いて	全終了	作業終了するときは ここをクリック!

ヘルプについては、通常の Excel ヘルプですが、上の方に奨励費システムのヘルプが入っています。

- ・奨励費システムヘルプ
   ・奨励費システムのヘルプを表示します。
   あなたが今目にしているこのヘルプを表示します。
   ・
- ・ 奨励費システムについて
   ここから各モジュールのバージョンが確認できます。

基本情報設定

ここでは学校の情報の設定の仕方について説明します。

基本情報設定						×
学校名				- 期の設	定——	
年度(西暦)				1期		
校長名				2期	—	
担当者名				3期		<u> </u> 月
電話番号				4期		<u> </u> 月
文書番号	第	1 ह	<u>1</u>	5期	月~	月
				6期	月~~	月月
┌─ 横浜市用	·					
県知事名		住所				
銀行名		I				
支店名		名義力ナ				
□座番号		口座名義				
			設定	<b>*</b> †	วยม 🗌	ヘルプ

最初に呼び出した状態だと、上記のようになっています。

各項目の説明

○ 学校名

学校名を入力します。「OO県立××養護学校」というように、省略しないで入力してください。各帳票には この校名が印刷されます。

○ 年度(西暦)

処理したい年度を西暦で入力します。 和暦で入力するとエラーになりますので気を付けてください。 ここで西暦で入力しても、帳票などには和暦で出ますのでご安心ください。

○ 校長名

校長先生のお名前をフルネームで入力します。

○ 担当者名

このシステムを主に使う方のお名前を入力してください。

- ・電話番号
   学校の電話番号を入力します。
   銀行への振込依頼用紙などに印刷されるので、必ず入力してください。
- 文書番号

支弁段階決定通知書などで使われる番号です。

左側の文字部分には「第」まで入れてください。

右側の数字部分は、「次の文書はここから始まる」という意味です。

ここに「1」が入っていると、次に印刷される文書が〇〇〇第1号になります。

。 期の設定

各期が何月から何月までかを設定します。

システムの動作そのものにはあまり影響しませんが、プリントアウトの結果にそのまま出てきます。 。横浜市用の枠の中については、請求書が必要な学校のみ入力してください。

■ 県知事名

神奈川県知事の名前を入力します。平成15年から「松沢 成文」です。敬称略で入力します。

- 銀行名
- 奨励費受取校長口座がある銀行名です。神奈川県の公金は横浜銀行で扱います。
- 支店名

支店の名前を入れます。このまま印字されます。

■ 口座番号

受取口座の口座番号を入れます。

- 住所
   学校の住所を入れます。請求書の上のほうに入ります。
- 名義力ナ
  - 受取口座の名義フリガナを半角カタカナで入力します。入りきらなくてもそのまま入力してください。
- 口座名義
   受取口座の名義です。入りきらなくてもそのまま入力してください。
- データを入力して、「設定」ボタンを押せば設定されます。下図は入力例です。

基本情報設定				×
学校名	神奈川		一期の設	定—————————————————————————————————————
年度(西暦)	2010		- 1期	
校長名			- 2期	
担当者名			3期	
電話番号			- 4期	
- 文書番号	第	1 문	5期	
			6期	□月~ □月
┌─ 横浜市用	I			
県知事名		任所   嫌近主保主。※		
銀行名	横浜銀行	[ 1页,共口1末工7台	&m-00	
支店名	横浜駅前支店	名義力ナ		
口座番号				
			1 <b>*</b> *	ンセル ヘルプ

データ保存先設定

氏名、家族構成、支給額といった学校固有のデータを保存する場所を設定します

データ保存:	先設定			×
氏名デー	ータの保存先	フロッピーに保ィ	存し金庫保管の	58
				変更
支弁段	皆データの保存的	も フロッピーに保ィ	存し金庫保管の	58
				変更
支給デー	タの保存先			
				変更
補助デー	タの保存先			
				変更
パス!	<b>フード</b>	設定	キャンセル	ヘルプ

各データの説明

○ 氏名データ

このファイルには幼児・児童・生徒の氏名、障害種別、支弁段階、銀行口座などを保存します。幼児・児 童・生徒の氏名についてはこのファイルにしか入っていません。このデータがないとどの処理も出来なくな ります。

- 支弁段階データ
   支弁段階を審査するのに必要な情報が入っています。家族氏名、生年月日、所得や控除額といった情報が入っています。
- 支給データ

四半期ごとの支給データです。入力値、負担金、補助金、総支給額が入っています。

○ 補助データ

支給データを入力するのに補助をするためのデータです。具体的には通学データが入っています。

上記データの保存先を指定するのが、この画面です。

氏名データ、支弁段階データには個人情報が含まれていますので、必ずフロッピーディスクやコンパクトフラッシュなどの 持ち運び可能媒体に保存し、金庫など鍵のかかるところで保存してください。

フォルダの参照	? ×
氏名データの保存先	
<ul> <li>□- 「!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!!</li></ul>	
OK ++>t	216

「変更」ボタンを押すと上記のようなダイアログが出てきます。

フォルダの参照	? ×
氏名データの保存先	
	_
■	
OK ¥4	101011

クリックすると上記のように青く反転します。この状態でOKを押すと新しい保存先が入力されます。

誤操作を防ぐために直接入力は出来なくなっています。

デ	一夕保存先設定	×
	氏名データの保存先 フロッピーに保存し金庫保管のこと	
	E¥ 変更	
	支井段階データの保存先 フロッピーに保存し金庫保管のこと	
	E¥ 変更	
	支給データの保存先	
	E¥ 変更	
	補助データの保存先	
	E¥ 変更	]
	パスワード 設定 キャンセル ヘルブ	

このように全て変更したら、「設定」ボタンを押すと、新しい保存先に設定されます。



新しい保存先にデータファイルがない場合、ここで作るかどうかを訊いてきます。データファイルがない場合シス テムが正常に起動しませんので基本的には「はい」と答えて作成してください。 パスワードの設定・変更

取ってください。

初めてシステムを起動した場合、最初にパスワードを入力してからファイルを作成したのであれば、すでにパスワードが設定されています。 パスワード未対応版の場合、起動時にパスワードを入力せずに「OK」で起動し、この画面で変更手続きを取ることにより パスワードで保護することができます。パスワード忘失の危険も伴いますのでこの操作を行う前に必ずバックアップを

この画面で左下の「パスワード」ボタンを押すと、パスワード設定ダイアログが呼び出されます。

データ保存先設定	×
氏名データの保存先 フロッピーに保存し金庫保管のこと	
E¥ 変更	
支弁段階データの保存先 フロッピーに保存し金庫保管のこと	
Ei¥ 変更	
支給データの保存先	_,
E¥ 変更	
補助データの保存先	
E¥ 20	
パスワード 設定 キャンセル ヘルプ	

下記の欄に、指定されたパスワード文字列を入力します。

パスワードの変更	×
今のパスワード	
新しいパスワード	
新パスワード(確認)	
ОК	キャンセル ヘルプ

下図のように入力した文字列は \* で表示されますが、これは「パスワード覗き」対策です。実際はちゃんと入力されていますので、慎重に入力してください。

パスワードの変更			×	
今のパスワード	****			
新しいパスワード	*****	okokok		
新パスワード(確認) ********				
	к	キャンセル	ヘルプ	

下図のような警告が出ます。

この警告を守らないと非常に大変なことになりますので、慎重に操作してください。
パスワード変更 🔀
このあと、Excelが「ファイルを置き換えますか?」と警告してきます。 必ず「はい」と答えてください。 「いいえ」や「キャンセル」をした場合復旧が非常に難しくなります。
<u> </u>

Office アシスタントを設定している場合は、このように訊かれます。設定していない場合は普通のダイアログが出ますのが、ここで必ず「はい(Y)」をクリックしてください。初期値では「いいえ」が選ばれているので注意してください。

🖄 Manadal England	<ul> <li>2018</li> <li>10 支援制度定(20 724147) 編集(20 8元107 日入の 表式(20 72-047) デージの)</li> </ul>
1 1 2 3 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17	Image: Second
18 19 H 4 F H hame/	

すべて「はい」で答えて、下図の画面がでたら変更完了です。この時点から新パスワードで動作していますの で ご注意ください。

1	F	~
基本設定	氏名データの保存先 70ッピーに保存し金 Ev Exp=Exp = 200 × 200	#保管のこと 家事 メー たたします。
データ保存先	支i で <sup>今1</sup> パスワード大王	
単価設定	新し パスワードの変更が完了しまし     支計     「1 新パスタ	た。うんの年度を
支弁計算可	補 0K キャンセル	ヘルプ うを表示します
経費入力時	パスワード 設定 キャ	シセル ヘルナ 冬了するときに クリック!

給食など単価設定

給食単価と、ガソリン代、燃費を設定します。

給	食等単価設定						×
	- 給食単価設定		1	ー ガソリン	単価設定		
	幼稚部単価	0		1期	0	円/1	
	小学部(1~3年)単価	0		2期	0	円/1	
	小学部(4~6年)単価	0		3期	0	円/1	
	中学部単価	0		4期	0	円/1	
	高等部単価	0					
	高等部専攻科単価	0		燃費	0	km/l	
		設	定			ヘルプ	

上記画面に、単価を入力することにより食数で計算することが出来るようになります。、

また、ガソリン代と燃費を設定することで通学費の計算のサポート機能が使えます。

給	食等単価設定				×
	- 給食単価設定		ー ガソリン	単価設定	
	幼稚部単価	0	1期	100 円/1	
	小学部(1~3年)単価	0	2期	100 円/1	
	小学部(4~6年)単価	0	3期	100 円/1	
	中学部単価	0	4期	100 円/1	
	高等部単価	0			
	高等部専攻科単価	0	燃費	10 km/l	
				キャンセル ヘルプ	

上記は給食が単価制ではない学校の場合の例です。ガソリン単価のみ設定されています。

名簿印刷・ソート

メインの名簿の印刷・並び替えをします。

名簿の印刷

システムに入っている名簿を印刷します。

書類の提出状況チェックなどに使えるよう、名簿が印刷できます。メインメニューで「名簿印刷・ソート」のボタン を 押すと

名簿ソート・印帰	l	×
┌ 名簿出力 -		─ 名簿ソート ─────
☑ 番号	チェック欄	ソートの基準
☑ 学部	0.10	
☑ 学年	C 20	ソート実行
☑ 氏名	030	
☑ 支弁	• 4C	
印刷	ブレビュー	キャンセル ヘルブ

上記のようなダイアログが出てきます。「名簿出力」の枠のレ点が入っている項目が印刷されます。チェック欄は、書類の提出日などが書き込めるようになっています。

例として、支弁段階を除いた項目と、チェック欄が4つある名簿をプレビューしてみます。

名簿ソート・印場	J	×
┌ 名簿出力 -		- 名簿ソート
☑ 番号	チェック欄	ソートの基準
▼ 学部	C 10	
☑ 学年	C 20	ソート実行
☑ 氏名	C 30	
□支弁	€ 4c	
印刷		キャンセル ヘルプ

上記のような状態で「プレビュー」を押すと、

次ページ(小)     前ページ(小)     印刷(小)     設定(S)     余白(M)     改ページ フレビュー(小)     閉じる(C)          番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     I	■ 就学奖励費システム - main.xls							
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1	Δ.							
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     I								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     I								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     ■■■■■■■■■     I								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     ■■■■■■■■■     I								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■								
番号     学部     学年     氏名     支弁段階       1     幼稚部     1     I								
1 幼稚部 1 IIII								
2 幼稚部 2 耳目 1								
3 幼稚部 3 <b>国际部门的 I</b>								
4 小学部 1 II III								
5 小学部 2 <b>国际国际</b> I								
6 小学部 3 III								

このような名簿が出てきます。

子どもや学部の選択には対応していません。

名簿のソート

各種入力画面で、名前が出てくる順番を変更します。

下の画面の右側にある、「ソートの基準」を選択し、「ソート実行」をクリックすると名簿の登場順が変わります。障害種別ごとに処理したいときなどにご利用ください。

名簿ソート・印場	IJ	×
┌─ 名簿出力 -		- 名簿ソート
▼ 番号	チェック欄	ソートの基準
☑ 学部	C 10	
☑ 学年	0 20	ソート実行
☑ 氏名	030	
☑ 支弁	• 40	
印刷		キャンセル ヘルプ

幼児・児童・生徒の転出

幼児・児童・生徒が転出などでいなくなる場合の処理です。

転出させる場合ですが、対象となる人の支払処理が全て済んでから転出処理を行ってください。例えば、10月頃に転出した人については2学期分の支払を終えてから転出処理をしてください。

忘れがちですが、台帳の出力などについても転出後は操作できなくなります。台帳などの出力も忘れないよう に してください。



転出処理のメニューを選ぶと、上記のようなリストが現れます。

幼児・リ	し童・生	徒の転出	×
1	<del>幼</del>	1	
4			
6			~
jo 10			~
12			
14 15 16			
車云	出	キャンセル	~JL7

上記のように転出させたい人を選択して、転出ボタンを押してください。

転出処理:確認	×
転出処理を行います。 転出させた生徒は通常の操作 最後の支払手続きの完了が確 「はい」を。取り消す場合は「い	では復日できません。 翻忍でき、転出しても良い場合は いえ」をクリックしてください。
(the second seco	いいえ( <u>N</u> )

すると、最終確認が出てきます。取り消しをする最後のチャンスです。「はい」を押すとそれ以降の処理にこの人 は出てきません。

ź	児・児	.童·生	徒の	冠出		×
	2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16	幼幼幼小小小小小中中中高高高	1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3			
	転	出	*	ャンセル	ヘルプ	

処理が終わるとまた同じ画面に戻ります。続けて転出させる場合は同じ手続きを、転出処理を終わる場合は「キャンセル」ボタンを押してください。

🔀 就学奨励費シ	ステム - name_22	2.xls					_ 🗆 ×
🗐 奨励費システ   ウィンドウ(W) へ	ムメニュー(S) 定 ルプ(H)	額費設定(C)	ファイル(E) 編	<b>集(⊑)</b> 表示(⊻	) 挿入① 書	式(型) ツール(型)	データ( <u>D</u> ) <b>ニョン</b>
A 1	В	С	D	E	F	G	H
2	2 1	1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4	1	2	2.3
4	4 1	名簿ソート	印刷			×	1.31
5	5 2	2 名簿出	幼		- 名簿ソート・		2.2
7	<u>6</u> 7 2	2 ▼ 番 <sup>₽</sup>	ティック根	¥	<ul> <li>ソートの基準</li> <li>****</li> </ul>	:= J	4.32
8	8 2	2 🗹 学音	₿ 01: -	D I			2.16
9	9 2 10 2	<u>2</u> ▼字章 2 〒 町 4	⊧ 02: 7 -	D	Ľ		4.17
11	1 3	- <b>№</b> €3	5 03: ) 03:				2.08
12	12 3	3	• • 4:				4.28
14	4 4	9 4 E	「刷」プ	νἕι−	キャンセル	ヘルプ	2.18
15	15 4	4	· · · · · · ·				4.28
10	10 4	+		1	1	2	2.14
				L.	1	1	

転出データの扱いについて

転出処理をした後にソートをすると分かりますが、転出した人については抹消されるわけではなく、名簿の外に移動されます。そのため、特殊な方法で復旧することも可能です。

氏名ファイルの中で移動(削除)された行をもとの行に戻すことにより復旧できます。…

### 繰越処理

次の年度に処理を引き継ぐときに使用します。

🔣 就 🕯	学奨励費システム - mai	in.xls [読み取り専用]				_ 🗆 🗵
<b>1</b>	き励費システムメニュー(S Replace Aluer(P)	) 定額費設定( <u>)</u> ファイ	ル(E) 編集(E)	表示(⊻) 挿入⊕	書式(2) ツール(1)	データ( <u>D</u> )
Г				- 1		-
	<b>梁越処埋実行</b>	キャンセル	ヘルラ			
3	新年度整理番号	今年度整理番号	今年度学部	今年度学年	氏名	
		2	幼稚部	1		
		3	幼稚部	2		
		4	幼稚部	3		
		5	小学部	1		
		6	小学部	2		
		7	小学部	3		
		8	小学部	4		
		9	小学部	5		
		10	小字部	6		
		11	中字部	1		
		12	中字部	2		
		13	中字部	3		
		14	高等部	1		
		15	高等部	2		
		16	局等部	3	-	
					1	
, □マン	<u>ا</u>	[				

起動すると上記のような画面になります。左側の空欄のみ選べるようになっていますので、この欄に新年度の 整 理番号を入力してください。

🔀 就学奨励費システム - mai	in.xls [読み取り専用]					_ 🗆 🗙
図] 奨励費システムメニュー(S	) 定額費設定( <u>C</u> ) ファイ	(ル(E) 編集(E)	表示(V) 挿入の	書式(Q)	ツール(エ) う	データ( <u>D</u> )
ウルドウ(型) ヘルプ(世)						_ 8 ×
						<b></b>
繰越処理実行	キャンセル	ヘルプ				
新年度整理番号	今年度整理番号	今年度学部	今年度学年	氏名		
2	2	幼稚部	1			
3	3	幼稚部	2			
	4	幼稚部	3			
	5	小学部	1			
	6	小学部				
	7	小学部	3			
	8	小学部	4			
	9	小字部	5			
	10	小字部	6			
	11	甲字部	1			
	12	中字部 中党部	2			
	13	中子部	3			
	13 14	高寺部 古笠如	1			
	10	向守部 百竿如	2			
		回子司	3	1 1 2		
						•
			·			
外側にドラッグすると連続デ	ータを作成します。内側「	合計=5				

この処理は Excel のシートを使っているので、連続データの入力にはこの方法も使えます。

🔀 就学奨励費システム - ma	in.xls [読み取り専用]				
🛛 🗐 奨励費システムメニュー(3	。) 定額費設定(C) ファイ	(ル(E) 編集(E)	表示(V) 挿入の	書式(2) ツ	ール(T) データ(D)
ウ心ドウ(型) ヘルプ(田)					_ & ×
					▲
操越処理実行	キャンセル	ヘルプ			
			I		
<u>新年度整理番号</u>	今年度整理番号	今年度学部	今年度学年	氏名	
2	2	幼稚部	1		
3	3	幼稚部	2		
4	4	幼稚部	3		
5	5	小字部	1		
6	6	小字部	2		
	7	小字部	3		
8	8	小子部	4		
9	9	小子部	5		
	10	小字部	6		
	11	中子部	1		
	12	中子部	2		
	13	中子部	3		
	14	高寺部	1		
15	15	局寺部 古	2		
	10	向守部	3		
	•				
•					•
コマンド	[	合計=119			

卒業・転出する幼児・児童・生徒については番号を振らないでください。

	就学奨励	費システム	
基本設定	校名、校長名などを 設定します。	名簿印刷・ソート	名薄の印刷、並び替 えをします。
データ保存先設定	データの保管場所 設定します	転出処理	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。
単価設定	ガソリンと 単価を設た 一旦終了し	売7しました。 ます。	システムの年度を 移行します。
支弁計算呼出	支弁計算・	×	使い方を表示します
支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	全終了	作業終了するときは ここをクリック!

移行処理が済むと一旦システムが終了します。次に立ち上げたときから新年度の設定で動作します。

支弁段階計算モジュール

支弁計算の際に必要なモジュールです。

このモジュールの実体は(通常インストールの場合) c:¥Program Files¥syourei¥payment.xls です。支弁段階審査のために必要な情報をたくさん持っています。

例えば

- 保護基準の表(一類・二類・住宅扶助ほか)
- 郵便番号簿
- 各種帳票類

このファイルについては毎年メンテナンスされた最新版を使用する必要があります。保護基準の金額の変更、市 区町村の統廃合などの不具合を出さないためです。

支弁段階計算の概略

#### 支弁段階計算をするときの作業の流れについて説明します。

基本情報入力	] 生徒の氏名、住所といった基本的なデータを入力します。
│ │ 世帯の状況入力 │	」家族構成、世帯の所得や各種控除などを入力します。
銀行情報入力	] 振込先の銀行情報を入力します。この作業は支給直前でも大丈夫です。
   ここでチェック!	」ここまでで一度入力したデータをチェックしてください。この先は提出用書類を作 しります。
需要額調書出力	」需要額調書を出力します。出力し、間違いがなければ保護者が提出した書類を 」はがしやすい糊で添付してください。
支弁段階集計表出力	]どの学年に支弁段階〇が×人、といった情報が出力される一覧表です。
│ │支弁段階調書出力	↓学部ごとに学年、子供名、保護者名、指数と段階が入った紙を印刷します。
県による審査	↓上記3点の書類を審査されます。神奈川県の場合は教育庁障害児教育課によ 」る審査で支弁段階が決定され、学校に通知されます。
 決定通知書出力	]県教委からの決定を受け、決定通知書を出力します。
	-
決定通知書の保護者配付	」決定通知書を配付したら支弁計算モジュールでの作業は終わりです。

支弁計算メニュー

この画面から基本的な情報を入力する画面にジャンプします。

支弁計算メニュー	×
基本情報入力	需要額調書出力
世帯の状況入力	支弁段階集計表出力
銀行情報入力	支并段階調書出力
データエクスポート	決定通知書出力
ארעדאלא=	ヘルプ

o 基本情報入力

生徒の氏名、学部、学年、住所といった基本的な情報を入力する画面です。 新規生徒作成はここで行います。

。世帯の状況入力

生徒の世帯情報を入力します。世帯の人員、所得額などについて入力します。

o 銀行情報入力

奨励費の振込先の銀行名と支店名を入力します。

o データエクスポート

宛名シールなどを印刷できるよう、データを Excel 形式で出力します。

o 需要額調書出力

世帯の状況及び収入額・需要額調書を出力します。

- 支弁段階集計表出力
   支弁段階集計表を出力します。
- o 支弁段階調書出力

支弁段階調書を出力します。学部ごとに出力されます。

- 決定通知書出力
   保護者向けの決定通知書を出力します。右上に文書番号が通しで入ります。
- 。 メインメニューへ メインメニューへ戻ります。

データエクスポート

テスト中の機能です。

名簿データをExcelのファイル形式で出力します。

宛名シールを印刷したりする際に、奨励費システムのデータが必要になることがあります。そういった場合に名 簿 ファイルを出力する機能です。

名簿データは絶対にハードディスクに出力しないでください。ハードディスクにいったん出力してしまうと完全に消去する のがとても困難です。

現在、実装されたばかりの機能なのでテストが十分ではありません。その旨ご理解の上ご利用ください。

注意	×
⚠	この機能は十分な評価がされていません。 予期せぬ不具合が発生する可能性があります。 それでも使ってみる方はOKを、やめる方はキャンセルを押してください。 また、出力したデータの扱いには十分注意し、ハードティスクには保存しないでください。
	OK キャンセル

それでも使用する場合は、OKを押すと出力先を訊かれます。

フォルダの参照		? ×
保存先の指定		
<ul> <li>□- 2</li> <li>□- 4</li> <li>□- 5</li>     &lt;</ul>	) ) (E)	
	OK ++72t	24

しばらく待つと出力完了のダイアログが出てきます。表示の場所にデータができているはずです。

データエクスポート	×
下記のファイルを出力しました。 E¥名簿」神奈川県立横浜義護学	′校_23.xls
ОК	

ファイル名は、 名簿\_学校名\_年度.xls となります。データの並びは、 [整理番号][学部][学年][氏名][支弁段階][保護者氏名][郵便番号][住所] となっています。

基本情報入力で「保護者なし」をチェックした場合は保護者氏名のところに生徒氏名が入ります。

Word やー太郎での差し込み印刷については各アプリケーションのヘルプを参照してください。

基本情報入力·更新

この画面から基本的な情報を入力します。

初回起動時はデータが何も入っていないため、警告メッセージがたくさん出ます。マニュアルをよく見て、手順どおりに入 カしてください。

- 。初回起動時の注意
- 。 各項目の入力
- o 住所入力のしかた
- o 新規データを作成するとき

初回起動時の注意

基本情報入	)·変更	×
整理番号	▲ 新規番号	
生徒氏名	生徒力ナ	
学部	幼稚部 ▼ 通学種別 寄宿 ▼ 支弁段階 未計算	-
学年	1年 ▼ 障害種別 知的 ▼ □ 保護者なし	
	基本情報登録	
郵便番号	氏名データがありません。作成してください。で!	
住所		
旧住所		
級地区分	3-2 • 地区区分 VI •	
	閉じる キャンセル ヘルプ	

初回の起動ではデータがないため、このようなエラーメッセージが表示されます。気にせずOKを押して次に進んでください。

基本情報入力	h·変更
整理番号	1 新規番号
生徒氏名	生徒为ナ
学部	幼稚部 新規ID作成確認 区 書 未計算 ▼
学年	1年 1.該当するIDがありません 「保護者なし 作成しますか?
郵便番号	(→旦作成すると元に戻せません。) で!
住所	
旧住所	
級地区分	3-2 💌 地区区分 🕅 💌
	閉じる キャンセル ヘルブ

整理番号1が自動的に入力され、新規データ作成に入ります。整理番号1は使わないという方はここで「いい え」を選んで別の番号でデータを作ります。 各項目の入力

入力項目は以下の通りになります。

○ 整理番号

必須項目です。数字以外は使えません。

ここで決定した番号は年度中は変更できないので、十分にご注意ください。通し番号でない学校(幼稚部100番 台、小学部200番台など)についてはあらかじめよく考えて採番してください。

幼児・児童・生徒の名前を入力してください。

○ 保護者なし

保護者不要の場合に使います。ここにチェックを入れると、世帯状況2番目が保護者として扱われなくなり ます。盲学校の専攻科などに該当する方がいるかと思われます。

○ 学部

学部を選択してください。幼稚部・小学部・中学部・高等部・高等部専攻科から選択できます。

○ 学年

学年を選択してください。

通学種別

通学か、寄宿かなど、通学種別について入力してください。 施設については、ここで施設を選択しただけだと一時入所扱いになります。措置入所の場合は奨励費の 対象になりませんので、支弁段階のほうでも「措置」を選ぶようにしてください。

○ 障害種別

知的、肢体など、障害の種別を入力してください。支払時の付添などに影響します。

支給する際に大きく影響するので、必ず確認の上設定してください。小学部4年生以上で通学に付き添いが必要 な場合は障害種別に(通)がついているものを選んでください。 文部科学省の事務手引きによると、基本的に4年生以上には支給出来ませんので、必ず校長の了解をとるように してください。

。 支弁段階

とりあえず未計算にしておいてください。 施設に措置入所している場合は、措置を選択しておいてください。 生保(I段階)、辞退(支給なし)、措置(支給なし)はこの時点で決定されます。

○ 郵便番号

郵便番号が分かれば、この後の住所を省力化でき、級地区分を調べることも省略できます。

。 住所

現在の住所を書いてください。

○ 旧住所

前年12月末日の住所が現住所と違う場合、古い住所の方をこちらに書いてください。

郵便番号による自動入力は新住所の方にされるので注意してください。

。 級地区分

1-1から6段階に分かれている、保護基準上の級地区分です。

・ 地区区分
 保護基準にある地区区分です。(I区~VI区)

住所入力の仕方

住所から郵便番号を調べて郵便番号で入力する方法と、自分で級地区分と地区区分を調べて入力する方法 が あります。級地と地区については、リストから選択できるようになっています。

現在、神奈川県と東京都の級地・地区データが入っています。

級地の表を調べるか、郵便番号簿を調べるかは好きな方を選んでください。

基本情報入;	力·変更 🗾
整理番号	1 新規番号
生徒氏名	生徒为ナ 🔤
学部	幼稚部 ▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼
学年	1年 ● 障害種別 肢体 ● □ 保護者なし
郵便番号	2400067  自動変換↓ ←郵便番号はハイフン無しで!
住所	
旧住所	
級地区分	1-1 ▼ 地区区分 Ⅵ ▼
	閉じる キャンセル ヘルプ

上記のように郵便番号を入れて、「自動変換」ボタンを押すと…

基本情報入力·変更 🗾
整理番号 1 新規番号
生徒氏名
学部 幼稚部 ▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼
学年 1年 ▼ 障害種別 肢体 ▼ □ 保護者なし
郵便番号 自動変換↓ ←郵便番号はハイフン無しで!
住所
旧住所
級地区分 1-1 ▼ 地区区分 VI ▼
閉じる キャンセル ヘルブ

住所欄に町名までの住所、級地区分と地区区分が自動入力されました。

基本情報入力・変更
整理番号 1新規番号
生徒氏名 生徒为大 生徒为大
学部 幼稚部 ▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼
学年 1年 ▼ 障害種別 肢体 ▼ □ 保護者なし
郵便番号 自動変換↓ ←郵便番号はハイフン無しで!
住所
旧住所
級地区分 1-1 ▼ 地区区分 Ⅵ ▼
閉じる キャンセル ヘルプ

番地までは入力されないので、手入力します。

新規データを作成するとき

現在、データが表示されていますが、「新規作成」ボタンを押してください。自動的に<使用していない番号の中 で一番小さい番号>が割り当てられます。

基本情報入力・変更
整理番号 1 新規番号
生徒氏名
学部 幼稚部 ▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼
学年 1年 ▶ 障害種別 肢体 ▼ □ 保護者なし
郵便番号 自動変換↓ ←郵便番号はハイフン無しで!
住所
旧住所
級地区分 1-1 ▼ 地区区分 Ⅵ ▼

その番号を利用して新しいIDを作っても良いか尋ねる文章が出てきます。「はい」で新しい整理番号の人が作られます。

新規ID作成確認	×
2:該当するIDがあり 作成しますか?	ません
(一旦作成すると元	に戻せません。)
(III)	いいえ( <u>N</u> )

新規作成した番号で、同じように氏名、学年、障害種別などを入力します。

基本情報入力・変更
整理番号 2
生徒氏名
学部 幼稚部 ▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼
学年 2年 ▼ 障害種別 知的 ▼ 「保護者なし
郵便番号 自動変換↓ ←郵便番号はハイフン無しで!
住所
旧住所
級地区分 1-1 ▼ 地区区分 VI ▼
閉じる キャンセル ヘルプ

任意の番号を使用することもできます。現在表示されている情報はさておき、整理番号欄に新たに作る番号を入力してください。番号 を入力して Enter 等で確定すると、同様に問い合わせが出て、新規の番号を作成できます。

基本情報入法	h·変更		×
整理番号	10	<u>▲</u> 新規番号	
生徒氏名		生徒力力	
学部	幼稚部	▼ 通学種別 通学 ▼ 支弁段階 未計算 ▼	]
学年	2年	▼ 障害種別 知的 ▼ □ 保護者なし	
	新	規ID作成確認	
郵便番号		10-ax 当するIDがありません 無しで!	
住所	神奈川県	(→旦作成すると元に戻せません。)	
旧住所		(mm)#7500(mm) (V/15A0	
級地区分	1-1		
		閉じる キャンセル ヘルブ	

世帯の状況入力

様式1、世帯の状況及び収入額・需要額調書を作ります。

- o 初回起動時の注意
- o 情報入力のしかた

初回起動時の注意

最初の起動でデータがない場合、強制的に基本情報入力画面が呼び出され、データの入力が促されます。本 人のデータについては世帯の状況入力では変更できません。

世帯のね	犬況入力									×
		<u>+</u>			年 🗌	級地	地区	通学種別 	指数	前年指数
ᆕ		基本情報入	力·変更						×	前在印刷
	基本入力	整理番号		•	新規番	号				
氏名		生徒氏名				ı <del>,</del>			l r	_
本		学部	幼稚部	•	通学種別 🏾	寄宿	▼ 支弁段	階 未計算	•	
2		学年	1年	基本情報	證錄		×	□ 保護者	೩ರ ≩[	
3		郵便番号		氏名法	データがありま1 [	せん。作成し w	てください。 し	र <b>ः</b> ।		
5		住所			<u>.</u>					
6		旧住所							e l	
8		級地区分	3-2	•	地区区分	VI	•		]	
9						閉じる	<b>キャン</b> t	211 1	N7   [	
10										_
基準	8 201	0/12/31	状態		源泉の	)鬼	計算	確定	キャンセル	ヘルプ

情報入力のしかた

基本情報入力が済んでいれば、以下のような画面になります。

世帯の状況入力			×
1 幼稚部	3 1 年 1-1 級地	VI         地区         通学種別           通学         通学	指数 前年指数
T     住所       基本入力     (注所)		障害種別 <u> </u> 肢体	段階         前年段階           未計
氏名     生年月日       本	年齢 在学学校名 (小・中は学年自動	入力) 特学 ・(小・中のみ) 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「 「	総所得 退職所得 山林所得 所得計 社会保険 生命保険 地蔵保険 地酸保険 加蔵保険
9 10 基準日 2010/12/31 状態	未計算         源泉の鬼		需要額 収入額 キャンセル ヘルブ

保護者から徴した氏名、生年月日を入力します。年齢は自動計算されます。

世帯の状況入力			×
1 → 幼稚部 1 年 1-1 級地 Ⅵ 地区	通学種別   通学	指数	前年指数
<ul> <li></li></ul>	障害種別 肢体	段階 未計	前年段階
氏名       生年月日       年齢       在学学校名 (小中は学年自動入力)       特学         オ       3       □       □       □       □       □         3       □       □       □       □       □       □       □         3       □	通学皆年額 〈小・中のみ〉	総所得 退林 所得 所得 計 社 会 保 険 「 生 電 保 険 「 生 空 廠 保 険 「 一 本 新 の 得 計 二 本 称 明 得 二 、 新 所 得 二 、 新 所 得 二 、 新 所 得 二 、 新 所 得 二 、 新 所 得 引 二 、 十 得 計 二 社 本 合 、 二 、 十 得 計 二 社 、 十 得 計 二 之 令 、 、 二 、 、 、 、 、 、 、 、	
基準日 2010/12/31 状態 未計算 源泉の鬼 計算	確定	キャンセル	ヘルプ

所得についても入力します。課税証明書に転載してある数字を入力します。

世帯の	状况入力							×
	1 幼稚部	1 年	1-1	及地 🔽	地区	通学種別 [通学	指数	前年指数
Ŧ	住所           基本入力         (注所)					障害種別 肢体	段階 未計	前年段階
氏名	生年月日	年齢	在学学校名 (小・中は学生	F自動入力)	特学 ↓ 	通学費年額 〈小・中のみ〉	総所得	(8,698,415)
本 2		_					退職所得	
3		j					山林所得 所得計	
4 5							社会保険	(984,857)
6							生命保険	
7							地酸1+00 控除計	
9							需要額	
10		I I					収入額	
基準	記 2010/12/31 状態 未計	+算	源泉の鬼	) 카(	<u>į</u>	確定	キャンセル	ヘルプ

源泉徴収票が証明書類として提出された場合は源泉換算ツール「源泉の鬼」を使って入力すると便利です。源

泉徴収票の控除額を入れ、「>>」ボタンを押すと式に当てはめ計算されます。

源泉の鬼		×
生命保険料	100,000 住民税(	D生命保険料控除
個人年金保険料	100,000	> 70,000
地震保険料	50000 (注民税)	D地震保険料控除
旧長期損害保険料		25,000
	転記 キャンセル	1 /117

「転記」ボタンを押すと下に出ている需要額調書の方に転記されます。

「源泉の鬼」の計算は Excel97 でもできますが、「転記」については Excel2000 以降でのサポートです。

世帯の状況入力						×
1	幼稚部 2	年 1-1 級地 [	「地区	通学種別 通学	指数	前年指数
(注)	Pf			障害種別	段階	前年段階
基本入力 《注	所)			肢体	未計	
	源泉の鬼				×	
氏名	生命保険料	100,000	the second second		所得	8,698,415
*		100.000	住民税の生	一市1采购和投资。 70.000	<sup>6</sup>	
2	個人年金保険料	100,000		70,000	林所得	
3	地震保険料	50000	住民税の地	雲保険料控除	得計	
4	旧長期指害保険料			25,000		984,857
5			)		合(里R#	A
6		55Z\$	キャンセル	ヘルプ	55 (9.R¢	7
7			)		TOTAL STREET	
8					150P076T	
9					需要額	
10	<b>I</b>				収入額	
基準日 2010/12/31	状態 未計算	源泉の鬼	計算	確定	キャンセル	ヘルプ

入力が済んだら「計算」ボタンを押します。計算された結果が表示されます。

「段階」にローマ数字が表示されます。「状態」の内容が「未計算」→「仮計算」に変化します。

小学生と中学生については学年「〇年」が自動計算で付けられます。



「確定」を押すと今年度の支弁段階として確定されます。

指数が表示されます。「状態」の内容が「仮計算」→「決定済」になります。

世帯の状況入力			×
1 <u>小</u> 幼稚部 1 年 1-1 級地 VI 地区	通学種別 通学	指数 2.85	前年指数
平 住所	障害種別	段階	前年段階
基本入力 (住所)	肢体	Ш	
生年8月 年齢 在学学校名	唐宇曹宇朝	1	
氏名	ረጥ•ዋወ <i>ውን</i>	総所得	8,698,415
	/	退職所得	
		山林所得	
		所得計	8,698,415
4 2#		21 순 (모8호	984,857
		生命保険	70,000
6		土中(本)× (	25.000
		108954	1.079.857
		1200001	
9		需要額	222,409
10		収入額	634,880
基準日 2010/12/31 状態 決定済 <u>源泉の鬼</u> 計算	· ·	キャンセル	ヘルプ

在学学校名を手入力してください。

世帯の状況入力			×
1 → 幼稚部 1 年 1-1 級地 Ⅵ 地区	通学種別 通学	指数 2.85	前年指数
平     住所       基本入力     (住所)	障害種別 肢体	段階	前年段階
生年月日     年齢     在学学校名 (小中は学年自動入力)     特学 (小中は学年自動入力)       本	道学費年額 (小·中のみ)	総所得 退職所得 山林所得 所得計 社会保険 生命保険 地酸保険 控除計	8,698,415 8,698,415 984,857 70,000 25,000 1,079,857
8 9 10 基準日 2010/12/31 状態 決定済 源泉の鬼 計算	 確定	需要額 収入額 キャンセル	222,409 634,880 ヘルプ

銀行情報入力

奨励費の振込先口座について入力します。

銀行情報入力			×
整理番号 1	学部 <sup>▲</sup> ▲ 幼稚部 ┃	学年 1 年氏名	
銀行名	横浜銀行	□座番号	
支店名		口座名義力ナ	
- 預金種別 - ◎ 普通	○ 当座 ○ 貯蕃	百座名義	
		開じる キャンセル ヘノ	17

下記のように、各項目について入力してください。この情報は振込依頼票に反映されます。

フリガナ入力の時は半角カナを想定しています。入力モードが半角カナ固定になりますが異常ではありません。

銀行情報入力		×
整理番号	学部学年	
1		年氏名
銀行名	横浜銀行	口座番号
支店名	和田町	口座名義力大
— 預金種別 - ● 普通	○ 当座 ○ 貯蓄	
		開じる キャンセル ヘルフ

需要額調書出力

各生徒の「世帯の状況および収入額・需要額調書」を出力します。

メニューのボタンを押すと、下図のようなダイアログが現れます。

需要額調書出力	×
1 幼 2 3 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 11 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 12 3 4 5 6 7 7 8 9 10 2 3 4 5 6 7 7 8 9 10 2 3 4 5 6 7 7 8 4 5 8 7 7 7 8 4 5 7 7 8 4 5 7 7 7 8 7 7 7 8 7 7 7 8 7 7 7 8 7 7 7 7 8 7 7 7 8 7	<u> </u>
	フレビュー 印刷 キャンセル ヘルフ

下図のように、マウスでなぞって連続選択したり、Ctrlキーを押しながらクリックすることで飛び飛びに選択、 Shiftキーを押しながらクリックすることで連続選択したりもできます。



下図は、全部選択した例です。

需要額調書出力	2	<
1 2 3 4 5 6 7 8 9 101 12 3 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 1 1 1	<u> 注自加 &gt;&gt;</u> <<< <p>(&lt;&lt;&lt;</p> ドリ原金	
	プレビュー 印刷 キャンセル ヘルプ	

「プレビュー」ボタンを押すと下図のような印刷イメージがプレビューできます。「印刷」ボタンを押すと選択した 生 徒について全員分調書が印刷されます。



支弁段階集計表出力

学部ごとの段階・人数の一覧表を出力します。

メニューから「支弁段階集計表出力」を選ぶと下のような画面が出てきます。

集計表出力	×
	現在
印刷	プレビュー
キャンセル	ヘルプ

XX/XX/XX の形式で出力する日付を入力してください。最初の2文字は西暦になります。もしくは hxx/xx/xx と和 暦の省略記号を付けて入力してください。

集計表出力	×
2011/6/25	現在
ED哈	プレビュー
キャンセル	ヘルプ

すると、下記のように和暦の短縮形に変換されます。

集計表出力	×
H23/6/25	現在
印刷	プレビュー
キャンセル	ヘルプ

プレビューするとこのようになります。

104 A1200 12	2 10 1 10				-1				
▲ 狮子 Э	きかり食	システム・	- payment.xis	「「「一」の「「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「」」の「「	5J	-			
次ページ	;( <u>N</u> )	前代一	ジビ 拡大	(2)) 印刷(1	)…   設定(S)	)  余白(11)	改ページ :	לע≓ב~ע	閉じる( <u>C</u> ) へ
	জন্ম	ちりますい							
		支	弁段階	集計表	ĉ		学校名	神奈川	県立横浜養
								平成23	3年6月25日
	学音	区分	Ι	Π	Ш	小計	経費の支弁 を受けない 者	合 計	調書 未提出者
		1	1	1	1	3	1	4	1
	幼	2	1	1	1	3	1	4	1
	部	3	1	1	1	3	1	4	1
		小計	3	3	3	9	3	12	3
		1	( 1) 2	(1) 2	(1) 2	(3) 6	(1) 2	(4) 8	( 1) 2
		2	( 1)	( 1)	( 1)	(3)	( 1)	( 4)	( 1) 🗸
•		1	······	······	······	l III			<u>1</u>
印刷ブレ	طب ال	-:1/1-	ページ						

支弁段階調書出力

学部ごとの段階と指数をまとめた表を出力します。

下図のウインドウがあらわれたら、他と同じように出力したい生徒をマウスでなぞって青色にします。

支弁段階調書出力	×
1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 2 3 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	<u> 注自加 &gt;&gt;</u> << 前J除 クリア
	ブレビュー 印刷 キャンセル ヘルブ

「追加」ボタンを押すと右側に選択された生徒が追加されます。



プレビューすると下図のようになります。指数が小数点以下2桁まで、生保の生徒については指数の所に「生保」と入ります。

🔀 Micro	osoft Excel	- paym	ent.xls					_ 🗆 🗵
次代一	ジ(団) 前	iページ(E	) 孤大堂) 印刷(1)…		3(M) 2女ページ	ブブレビュー(	⊻ 閉じ	3( <u>C)</u> ^
								<b>_</b>
	(第6号	( 様式)			-1 22 152 1		$+ \wedge $	
	平凤	¢23	牛皮符別文	て援教育服	広字突し	励賀:	文开開	<b>泛</b> 隋
		神奈川	「県立横浜義護学校		小学部			
							神奈川県	教育委
			幼児・児童・			支弁	寄宿生	
	番号	学年	生往氏名	保護者氏名	倍率	段階	060	備
			- 02 <i>P</i> ( · H		<b>-</b>	TATE	0.17	
	4	1年	_		生保	I		
	5	2年			1.78	Π		
	ę	<u>श्</u> रत			1.90	т		
印刷ブ	レビュー : 1	/1~-	-ジ  [			NUM		

支弁段階決定通知書出力

保護者あての決定通知書を出力します。

他の操作と同じように、出力したい生徒を選択して印刷又はプレビューをします。発行日を入力すると発行日も出力でき、文書番号については基本情報の設定に従って自動的に連番で印刷されます。左下のほうに文書番号の サンプルが表示されます。名簿データ順、下の学部から順に印刷され、順番の指定はできません。

すべて同一の文書番号にするには、左下の「すべて同じ番号を使う」のチェックボックスにチェックを入れてください。

決定通知書出力
1     約     1       2     約     2       3     約     3       4     小     1       5     />     2       6     小     3       7     小     4       8     ハ     5       9     小     6       10     日     1       11     日     2       12     日     3       13     6     1       14     日     2       15     二     3
発行日         文書番号サンブル:横義奨第         7         号
□ すべて同じ番号を使う ブレビュー 印刷 キャンセル ヘルブ

下に「平成23年11月1日発行」で、番号がすべて「横養奨第1号」、全員について出力する場合の設定例を示します。

決定通知書出力			×							
1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 101 112 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 2 3 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 1 2 3 1 112 113 114 5 6 1 112 113 114 5 6 1 112 113 114 5 6 1 112 113 114 5 1 112 113 114 5 1 112 113 114 5 1 112 113 114 113 114 113 114 113 114 113 114 113 114 113 114 113 114 113 114 115 114 114	<u> 這加 &gt;&gt;</u> << 前除 クリア	1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 101 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11								
発行日 H23/11/1  文書番号サンブル:第 1 号										
すべて同じ番号を使う     印刷     ブレビュー     キャンセル     ヘルブ										

プレビューでは文書番号が割り振られないのでXXが入りますが、実際に印刷すると番号が入ります。また、メ インメニューの環境設定から番号の変更が可能です。

🔀 Microsoft Excel – payment.xls	
次ページ(1) 前ページ(2) (拡大(2)) 印刷(1) 設定(3) 余白(M) 改ページ ブレビュー(1	<u>り 閉じる(©) へ</u>
(第7号様式)	<u> </u>
横養	奨第XX号
平成234	年11月1日
様	
神奈川県立横浜養護学校長	間
平 成 23 年度特別支援教育就学奨励費に係る	
支弁段階の決定について(通知)	
	▼ ►
印刷プレビュー:1/1ページ NUM	

支給モジュール

就学奨励費の経費を支給する際に必要なモジュールです。

このモジュールの実体は(通常インストールの場合)

c:¥Program Files¥syourei¥cost.xls

です。経費の支給のために必要な情報をたくさん持っています。

例えば

○ 特殊教育就学奨励費負担金等に係る事務処理資料(ピンク本)に基づく計算式

○ 定額支給の金額表

○ 台帳をはじめとする帳票類

このファイルについては毎年メンテナンスされた最新版を使用する必要があります。10円程度金額が変わったり、計算方法が微妙に変わったりするためです。

支給処理の概略

支給処理の大まかな流れについて説明します。



• 内訳書·支給書(支給明細書)

- 内訳集計書(各学部毎の合計表)
- 振込依頼書(口座振込をする生徒を選択して作成します。)
- 執行状況表(負担金·補助金別)
- 個人別支給台帳
- 請求書(県立学校を除く)

支給処理メニュー

支給処理の各処理を選択するメインメニューです。

支給処理メニュー	X
処理する期の選択	支給集計書出力
負・補 計算と保存	台帳出力
上限チェック処理	内訳書·支給書出力
確認用一覧表出力	執行状況出力
支給確定処理	請求書出力
	振込依頼書出力
	ーを閉じる ヘルプ

- メインメニューへ
- o処理する期の選択
- 。 負・補 計算と保存
- o 上限チェック処理
- o 確認用一覧表出力
- o 支給確定処理
- o 支給集計書出力
- o 台帳出力
- o 内訳書·支給書出力
- 。 執行状況出力
- o 請求書出力
- 。 振込依頼書出力
- 。 キャンセル→押すと入力シートに戻ります。

。負・補 計算と保存

このボタンを押すと入力された金額を負担金と補助金に仕訳し、台帳データファイルに転記します。

つまり、保存しないでメインメニューへ戻ると、読み出してからここまでの作業は無かったことにできます。派手に間違えて取り消しした いときは便利ですが、うっかり戻ってしまうと作業がパアになります。

「貝・佣」	計昇と保存	የ]ጥን	メンを押す	と、確認のタイノ	ロクか出て	さよす。	。良ければ 0	Kを押して進んで			
🔀 Micros	oft Excel - c	cost.xls	:								
図 奨励費システムメニュー(5) 定額費設定(C) ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(0) 書式(0) ツール(T) データ(0)											
ウィンドウ	の図 ヘルプ(	H)						_ 8 ×			
	G5	-	= 0	)							
教科書	給食 通	学会 耳	職場実 交	流 ,				<b>_</b>			
修学旅	校・宿 学児	用品 著	寄宿舎 拡	★   ×							
支払期	] 1	期	支給処理	ҼҝӾҴҵҸ			凶い費支援				
<u>番号</u>	学部	学年				+	1	通学費本人			
1	幼稚部	1	- <u>利</u>	埋する期の選択		事出刀	7,800				
2	幼稚部	2	2 <u>a</u> .	補計賞と保存	台帳出	ch ال	1 7,800				
3	幼稚部	3	t L				J 7,800	4,9			
4	小子部	0	<u>}</u> 1	確認		×カ	11,100	14,1			
С С	小子部	2	4 —	現去ま二している:				2 1			
7	小学邨	 Д	<u></u>	計算して台帳デー	タモロがいるを			3.8			
8	小学部	 5	福	よろしいですか?		t	1 11,100	3,3			
9	小学部	6		OK	キャンカル	ηĖ	11,100	5.0			
10	中学部	1	,			-	13,800	8,3			
11	中学部	2	1		- eijius	ベルブ	13,800	6,7			
12	中学部	3		ш		U	13,800	11,7			
13	高等部	1		LI		0	13,800	7,2			
14	高等部	2		Ш		0	13,800	6,7			
15	高等部	3		I		0	13,800	13,6			
コマンド	-						NUM				

ナーナー 本司のない *⊢* +m i - YH / でください。

チェック機能

本来支給の対象になることが考えにくい経費については警告が出るようになっています。

下の例は生活保護の世帯に新入学学用品費等が入っている場合です。ここで「はい」を押すと支給され、「いい え」を押すと入っている金額がクリアされます。

支給計算:確認	1
番号: 4 学部: 小学部 学年: 1年 氏名: 1	
生活保護を受けている世帯への新入学学用品費等が検出されました。 生活扶助の入学準備金を受けている場合は重視して支給できません。 保護担当に確認の上、支給可能であれば「はい」を、 支給を取りやめる場合は「いいえ」をクリックしてください。	
(れいない)	

同様の警告が修学旅行の付き添い、寄宿舎の帰省費付添などにあります。警告が出た際は説明をよく読んで 対 応してください。

# 期の選択

### これから処理する期を選択します。

作業シート(下に見えている枠)にこれから作業するデータを読み込みます。処理する期を選んで、「開く」ボタン を 押してください。

期の選択	×
● [1期]	
C 2期	
○ 3期	殿
○ 4期	1913
○ 5期	キャンセル
○ 6期	N17

1期を選んで開くと、下図のようにデータが読み出されます。データがない場合は0で埋められたデータが自動 作成されます。

Microsoft Excel - cost.xls											
🖳 樊励	図 奨励費システムメニュー(3) 定額費設定(0) ファイル(E) 編集(E) 表示(0) 挿入(0) 書式(0) ツール(E) データ(0)										
ウンドウ <sup>1</sup> <sup>1</sup> ヘルプ(H)											
	G5	-	:	<b>=</b> 0							
教科書	給食	通学费	職場実	交流	J				<u> </u>		
修学旅	校・宿	学用品	寄宿舎	拡大	~						
<u>_ 支払期</u>	月 1	期						給食費支援			
番号	学音	<u> 了字</u> :	年	名前	_	<u>支弁</u>	教科用図書		通学費本人		
1	幼稚	部1				Щ	U	U U			
<u>Z</u>	2月1日:	513 Z				1	U	U			
3	切相	50 3				Ш Н	U	U			
4	小子:	部 I カフロワ				Ξ Π	U	U 0			
С Д	小子)	5D 2 27 9				Т	U 0	U 0			
0 7	小子	בוטים בעד א				Π	U 0				
í Q	小学	ΔR 5				Т	0	0			
, o	小学	BD 0 ≊R 6				Π	0 0	о П			
10	中学	≦R 1				- - - - - - - - - - - - - -	n N	n N			
11	中学	部 2				Ī	0	0			
12	中学	部 3				Ш	0	0	·····		
13	高等	部 1				Ι	0	0			
14	高等	部 2				Ш	0	0			
15	高等	部 3				I	0	0			
	F				-						
•									<u> </u>		
コマンド								NUM			

## 入力シート

### 支給金額を入力する作業用シートです。

### 呼び出し直後は処理すべきデータが入っていないので、メニューから期の選択をして、データを読み込んでくだ さい。

🔀 Microsof	it Excel -	cost.xls					_ 🗆 🗵
🔊 奨励費	やステムメ	_1-( <u>S</u> )	定額費設定(C) ファ	イル(E) 編	<b>集(E)</b> 表示(⊻) 挿	i入⊕ 書式(型) ツー/	レ(① データ(型)
ウィンドウ@	∅ ヘルプ(	(H)					_ 8 ×
A	1	<u> </u>	=				
数科書            仮学板         校	給食 通 フ・78 学	学我 職用品 森	場実 交流 メニ 宿会 拡大 メニ				1
支払期	V 10	期					※ 会 弗 士 採
番号	学部	学年	名前	支弁	支給済	教科用図書	和良貨×塚
							Ţ
				i			
コマンド							

### 読込直後はこのような状態になっています。

🔣 Microsoft Excel - costxls											
<ul> <li>         29          20         20         3         3         -         -</li></ul>											
	G5 <b>=</b> 0										
数科書	給食 通	業 世代	場実 交流	<i></i>			<b>_</b>				
修学旅	校・宿 学	用品 寄	宿舎 拡大	×							
支払期	1	期				給食費支援					
<u>番号</u>	学部	学年	名前	支弁	教科用図書		通学費本人				
1	幼稚部	1		Ш	0	0					
2	幼稚部	2		I	0	0					
3	幼稚部	3	•	I	0	0					
4	小学部	1	•	生	0	0					
5	小学部	2	•	I	0	0					
6	小字部	3	0	I	0	0					
7	小学部	4	0	I	0	0					
8	小字部	5	0	I	0	0					
9	小字部	6		I	0	0					
10	中学部	1	0	生	0	0					
11	中字部	2	0	Щ	U	U					
12	中字部	3	0	Ш.	0	0					
13	高等部	1		<u> </u>	0	0					
14	高等部	2		Ш	0	0					
15	局等部	3		I	0	0					
コマンド						NUM					

このシートはワークシートを利用しているので、コピー、貼り付け、数値の連続入力などが利用できます。

🔀 Microsoft Excel - cost.xls											
図 奨励費システムメニュー(S) 定額費設定(C) ファイル(F) 編集(E) 表示(V) 挿入(D) 書式(Q) ツール(T) データ(D)											
「ウルビ	j ウルドウ										
	H9	•		= 0							
教科書	給食	通学费	職場実	2 交流					<b>_</b>		
修学旅	校・宿	学用品	寄宿舎	注 拡大 :	× = :						
支払期	月 1	期						給食費支援			
番号	学部	阝 学	年	名前		支弁	教科用図書	MAANA	通学費本人		
1	幼稚	部 1				I	0	7,800			
2	幼稚	部 2				Ι	0	7,800			
3	幼稚	部 3				Π	0	7,800			
4	小学	部 1				生	0	7,800			
5	小学	部 2				Π	0	11,100			
6	小学	部 3				I	0	0			
7	小学	部 4				П	0	0			
8	小学	部 5				I	0	0,	<u>.</u>		
9	小学	部 6				Π	0	0	11,100		
10	中学	部 1				生	0	0			
11	中学	部 2				Ш	0	0			
12	甲字	部 3				Щ	U	U			
13	高等	部1				I	0	0			
14	高等	部 2				Щ	0	0			
15	- 高等	部 3				<u> </u>	0	0			
4									<b>_</b>		
	- E										

左上の青い文字のボタンを利用して、各費目にジャンプできます。通学費、給食費については、入力支援機能 が あるのでボタンをクリックしてください。

Microsoft Excel - costxls										
劉 奨励)	費システム	רבא.	( <u>S</u> )	定額費設定(C	) ファイノ	レ(E) 編	<b>集(⊑)</b> 表示(⊻)	挿入(	◎ 書式(②) ツール(①	データ( <u>D</u> )
」ウイバウWD ヘルプ(HD)										
	U5	-		= 0						
数科書	給食	通学费	雕	楊実 交流						
修学旅	校・宿	学用品	寄	宿舎 拡大		1 -				
支払期	支払期 1 期						定額費支援			
<u>番号</u>	学部	」学	年	名前		支弁	学用品		新入学	通学用品
1	幼稚	ß 1				Ш		0	0	
2	幼稚普	£B 2				I		0	0	
3	幼稚普	£B 3				Π		0	0	
4	小学普	£B 1				生		0	0	
5	小学著	£B 2				Π		0	0	
6	小学著	£B 3				I		0	0	
7	小学語	₩B 4				Π		0	0	
8	小学著	£ß 5				I		0	0	
9	小学普	fβ 6				Π		0	0	
10	中学部	BB 1				生		0	0	
11	中学部	£B 2				Ш		0	0	
12	中学部	£B 3				Ш		0	0	
13	高等語	£B 1				Ι		0	0	
14	高等語	£B 2				Ш		0	0	
15	高等語	£6 3				Π		0	0	
							 _			
•										•
コマンド									NUM	

青く表示されている部分については支給額が確定しているものです。データの変更はできません。

🔀 Microsoft Excel – costxls							
図] 奨励書システムメニュー(S) 定額書設定(C) ファイル(F) 編集(E) 表示(M) 指入の 書式(Q) ツール(T) データ(Q)							
- D- ドウ(W) ヘルプ(H) - 日×							
A	119	•	=				
教科書	給食 通	学费 联	場実 交流 。				<u> </u>
修学旅	校・宿 学	用品 寄	宿会 拡大 🔨				
支払期	1	期					
<u>番号</u>	学部	学年	名前	支弁	交流学習費	修学旅行本人	修学旅行付
1	幼稚部			Ш	U	U	
2	幼稚部	2		I	0	0	
3	幼稚部	3		Π	0	0	
4	小学部			<u> </u>	0	0	
5	小学部	2		I	0	0	
<u> </u>	小学部	3		I	U -	U -	
1	小字部	4		<u>I</u>	0	0	
8	小字部	5		<u> </u>	U	U	
y y	小字部	б		<u> </u>	U	U	
.0	甲字部			<u> </u>	U	U	
.1	中字部	Z		Ш	U	U	
2	中学部	3		Ш	0	0	
3	高等部			I	0	0	
· 4	高等部	2		Ĩ	0	0	
.5	高等部	3		I	0	04,620	
ニマンド							

通学費アシスト

経費入力画面のサブ画面で、通学費について計算できます。

高等部 II 段階付添や日割り計算が入るケースなど、計算がややこしくなるケースについては自動計算だけでなく必ず手 計算で確認するようお願いします。(本システムは最終的にシートに入力された値のみ利用しています。自動計算で合わ ない場合は手計算の値をシートに入力してください。)

このシートは交通費所要額届(第10号様式)と対応しています。入力の方法はほぼ一緒です。

例えば幼児への付添で、市営バスを利用していて、保護者の一旦帰宅がないケースではこんな感じで入力しま す。

通学費アシスト							
▲ 生徒番号 1 学部 幼稚語	部 学年 1	通学種別通学	単価 100				
生徒氏名 障	<b>唐種別</b> 肢体	支弁段階 Ⅲ	□ 付添一旦帰宅				
通学方法 区間 にない にない にんしょう こうしょう しょうしょう しょうしん しょうしん しょうしん しんしょう しんしょ しんしょ	本人1ヶ月 本人3ヶ月	付添1ヶ月 付添3ヶ月	本人1日 付添1日				
市バス 岡沢町〜横浜駅西口		6620 18850					
重距離(km)回数本(付 自動計算	通学費メモ						
□     □     □     □     →ヶ月定期を       □     □     □     □     □       □     □     □     □     □       □     □     □     □       □     □     □     □       □     □     □     □	0 枚 0 日						
●         ●		問!!ス をか	471L A 1L-7				
	10124.20	170					

実際に金額を求めるときは、定期券を何枚購入したかを入力する欄が下の方にありますので、そこに定期をO 枚、と入力してください。入力したら「自動計算」ボタンを押すと金額が計算されます。

「シートに入力」、「▼」、「▲」、「閉じる」ボタンで下のシートに転記されます。
通学費アシスト								×
▲ 生徒	番号 1	学部 幼稚	部学年	1		刂 通学	単価	100
 生徒	·氏名	β	章害種別 🗌	肢体	_ 支弁段階	Ξ	日 付添	一旦帰宅
通学方法	区間		, 本人1ヶ月:	本人3ヶ月	付添1ヶ月(	, 付添3ヶ月	本人1日	付添1日
市バス	岡沢町〜横浜駒	很西口	0	0	6620	18850	0	0
			0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
			0	0	0	0	0	0
車距離(km)	回数本付	自動計算	:	通学費メモ				
0		一ヶ月定期を	0 枚					
0		三ヶ月定期を	1 枚					
0		一日乗車を	0 🛛					
0								
0		自動計算	]					
本人合計	付添中合計	付添為合計						
	0 188	50	0 手計:	算する	閉じる	++1	1211	ヘルプ

自家用車を利用している場合は、入力方法・計算方法が若干異なります。

自家用車利用の具体的なケースを想定したところ、このようになりました。

自家用車の場合、5経路全てについて別々に計算されます。

こういった使い方を想定しています。

○ 子どもの調子が良いときはバスポイントまで自家用車で保護者が送迎

- 子どもの調子が悪いときは学校まで自家用車で保護者が送迎
- 行きはバスポイントまでだが、帰りは学校まで迎えに来た場合

いずれのケースも保護者は帰宅しています。この2パターンを持つ場合は、計算がややこしいですが、片道単位 で 計算することになりますので右下の方の自家用車の欄に片道単位で入力することになります。

ト凶か人刀例です。	]例です。
-----------	-------

通学費アシスト							×
▲ ▼	番号 5 学部 小学語	部 学年	2	通学種別	」  通学	単価	100
生徒	氏名 障	會害種別 🛛	病弱	支并段階	I	▼ 付添	一旦帰宅
通学方法	区間	本人1ヶ月:	本人3ヶ月	付添1ヶ月 何	寸添3ヶ月	本人1日	付添1日
自家用車	自宅~バスポイント	0	0	0	0	0	0
自家用車	自宅~学校	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
車距離(km)	回数本(付自動計算)	:	通学費メモ				
2.6	□□□□ →ヶ月定期を	0 枚					
15.8	□□□□ 三ヶ月定期を	0 枚					
0	□ □ □ →日乗車を	0 日					
0							
0		]					
本人合計							
	0 0	0 手計	算する	閉じる	キャン	1211	ヘルプ

下図で、片道を何回走ったかを入力します。

また、この場合は「本人経費」と「付添の為」経費ですので「本」「付」の両方にチェックを入れます。 最後に「自動計算」を押すと…

通学費アシスト							×
▲ 生徒者 ▼	●号 5 学部 小学部	野 学年	2	通学種別	」  通学	単価	100
生徒E	氏名 [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [ ] [	語種別 🗌	病弱	_ 支弁段階	I	_ ☑ 付添	一旦帰宅
通学方法	区間 :	本人1ヶ月:	本人3ヶ月	付添1ヶ月 作	寸添3ヶ月	本人1日	付添1日
自家用車	自宅~バスポイント	0	0	0	0	0	0
自家用車	自宅~学校	0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
		0	0	0	0	0	0
車距離(km)[	回数本付 自動計算		通学費メモ				
2.6	12 🔽 🔽 一ヶ月定期を	0 枚					
15.8	26 🔽 🔽 三ヶ月定期を	0 枚					
0	□□□□ →日乗車を	0日					
0							
0		]					
本人合計							
442	0 0 442	20 手計:	算する	閉じる	++1	1211	ヘルプ

このように、経費が自動計算されて入力されます。

燃費とガソリン代についてはメインメニューの単価設定で変更します。

# 給食費アシスト

# 給食費の入力を支援します。

簡単な表が出てきます。 1月目、2月目、3月目の「食数」を入力して、「計算」ボタンを押すと自動的に単価とか け算されて下のボックスに出てきます。「▼」「▲」ボタンで生徒を変更するか、「閉じる」ボタンで閉じると入力され ます。

給食費ア	シスト							×
	生徒	ŧ番号	1	学部	幼稚部 💡	年	1	
<b>_</b>	生徒	<del>፤</del> 氏名			- 支弁段	谐	Ш	
	支持	ム期	1	学部単価	260			
		↓食数	を入力	↓金額はそ	のまま足されます	ŧ .	電卓起動	
1月目			食				閉じる	
2月目	1		食		4. 41 - 1 Margar	- 1	Se a lest	
3月目	1		食		目動計算∨	⊆.	キャンセル	
4月目	1		食			0	ヘルプ	

食数を入れて、「自動計算」ボタンを押したのが上図です。

給食費アシ	72F				×	C
	生徒番号	1	学部	幼稚部 学年	1	
	生徒氏名			— 支弁段階	Ш	
	支払期	1	学部単価	260		
	_↓ 食数	た入力	↓金額はそ	のまま足されます	電卓起動	
1月目	10	食			閉じる	
2月目	9	食				
3月目	10	食		目動計算▽	キャンセル	
4月目		食		7540	ヘルプ	

「閉じる」ボタンを押すと、下のシートに転記され、給食費アシストが閉じます。 「▼」ボタンを押すと下のシートに転記され、次の生徒の処理になります。

🔀 Micros	oft Excel	- cost.xls								
🔊 奨励	費システム	kIl−(S)	定額費設	定( <u>C</u> ) ファイノ	VE) 編	<b>集(E)</b> 表示	(⊻) 挿7	た書 ゆ	(Q) ツール(	T) データ( <u>D</u> )
] ウィンドウ	1990 AND	†( <u>Н</u> )								_ 8 ×
	H6	-	= 0	)						
教科書	給食 )	通学 費 職	湯実 交	<u>流</u> 」 リー .	[					<u> </u>
修学旅	校・宿(	学用品 寄る	智舎 拡	★   ^ = ·	±					
<u>_ 支払期</u>	] ]	期			-L /S			給食	費支援 -	NT 204 - 15 1 1
<u>番号</u>		字年	5	と前	支升	教科用	<u>図書</u>		7 5 40	<u> </u>
1	2.月7住音	þ I			Ш		U		7,540	
2	給食費ア:	シスト						<u> </u>	<b>0</b>	
4		生徒番号	2	学部	幼稚音	β 学年	2		Ũ	
5			-	, 8,				- 11	Ū	
6		生徒氏名				支弁段階	I		0	
7		支払期	1	学部単価		260			0	
8		↓食業	波を入力	↓金額は	、 そのまま5	されます	電卓調	動	0	
9	185				1				0	
10	1/16		R				閉じ	3	U	
12	2月日		食		, - 白香		キャン	H711.	U 0	
12	3月目		食						0	
14	4月目		食	(		0	- All	7	0	
15	ं वजित	, , , , , ,	en e	- -	ш				Ō	
								000000000000000000000000000000000000000		<u> </u>
コマンド									INUM	

下図のように、右側の金額欄だけ使用する使い方も可能です。

給食費ア:	シスト					×
	生後	ŧ番号	4	学部	小学部学年	1
	生後	抵名			_ 支弁段階	t I
	支払	ム期	1	学部単価	370	
		↓食数	た入力	↓金額はそ(	のまま足されます	電卓起動
1月目	1		食	3,700		閉じる
2月目	1		食	3,700		1
3月目	1		食	3,700	自動計算▽	キャンセル
4月目	3		食		11,100	ヘルプ

上限チェック

支給金額が上限を超えていないかチェックします。

保存をした後にこの処理を行うことで経費の上限をオーバーしていないか確認することができます。

ダイアログで生徒を選択し、右の窓に追加します。

上限チェック					×
1 幼幼 1 2 幼幼幼 1 2 3 4 4 小小小小中中中高高高 7 8 9 10 中中高高高 3 4 11 12 3 13 4 15	<ul><li>道加 &gt;&gt;)</li><li>&lt;&lt; 削除</li><li>クリア</li></ul>	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	幼幼幼小小小小小中中中高高高	1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 1 2 3	
	۶ı»	'n	*	ャンセ	2

「チェック」ボタンを押すとチェックが始まります。結果は下図のようになります。

Ⅱ 段階の生徒については、半額が計算されて表示されますので、入力した数字とは一致しません。上限オーバーの際に自動的に数値 を切り詰める機能を付けようと思いましたが、オーバーした人数があまりに多い場合大変なことになるのでやめました。

上	限チェック結果	×
	18 (累積561807上限52310) 	

見ての通り、整理番号15番の生徒が修学旅行費の上限を超えているようです。 ここでの例は1行なのでメモすれば済みますが、大量に出てきた場合はメモするのも大変です。 そのような場合は、「コピー」ボタンを押すと、

_		-	112360	
相書	粘皮 通	学费	NAX 交流 メニュー	
学放	校・吉 学	用品	奇面容 版大	
友払期	1	剽	上限于エック結果	
醫号	学部	学习		行付添 校外活動本
2	幼稚部	2	10年新行本人」 経営の上級を強えています 1個523100	0
3	幼稚部	3		0
4	小学部	1	上限チェック ×	0
5	小学部	2	•	0
6	小学部	3	コピーしました。メモ帳などに貼り付けてご利用ください。	0
7	小学部	4	4	0
8	小学部	5	OK	0
9	小学部	6		0
10	中学部	1	1	0
11	中学部	2		0
12	中学部	3	コピー 閉じる ヘルプ	0
13	高等部	1		0
14	高等部	2	II 0	0
1.0	10.30.00	0	T 110 000	0

- 昭馬 🗗	对于标		_0
771ND	編集(E) 書式(C	) ~1.7(H)	
	元に東京(10)	Otri+Z	
	4773月733(日)	Otri+X	
	⊐ピ <i>=(</i> <u>0</u> )	Otri+G	
	MOLDID.	CtrI+V	
		L/C)	
	検索(E)_	Ctrl+F	
	一次世代州(四) 唐操(R)	CarleH	
	行へ移動(3)_	Ctrl+G	
	オペア連邦(A)	Cirl+A	
	日付と時刻(D)	F5	

と、コピーされるので、メモ帳や Word などを起動して、「編集」→「貼り付け」を選んでください。 通常の使い方であれば「スタート」→「プログラム」→「アクセサリ」→「メモ帳」で起動できます。



これで、「ファイル」→「印刷」とすると貼り付けた内容が印刷できます。

では、値を修正→保存→再チェックしてみましょう



今度は問題なしです。この後確定処理も可能です。

# 確認一覧出力

# システムがデータとして持っている情報をまとめてプリントアウトします。支給確定前の確認などに利用できます。

生徒の選択については他の画面と同様です。支払期と、プリンタの用紙を指定する必要があります。B4を印刷 する場合、プリンタが対応していることを確認してください。

1枚に10人印刷されます。学部をまたいでも1枚に印刷されますので学部別にしたい場合は複数回に分けて操作してください。



下図のような出力結果になります。一番上から入力した値、負担金、補助金、支給総額となっています。

🔀 Microsoft Exce	Microsoft Excel - costxls													
次ページ(11) 育	前ページ	7( <u>P</u> )	[拡大(	Z) E	□刷(工)…	設定	È( <u>S</u> )	余白(	( <u>M</u> ) ā	蚊ページ	プレビュ	-00	閉じる	©   ^
褅汬刈 <b>澩疘瞏</b> 筙羮焿	998k		AT 11 DD	<u>22年度</u>	I,	<u>ا</u>	<b>*</b> 3		•		<b>*</b> 24		5.47. <b>1</b>	
5	医分		10.19 m	+ 1%	通貨	2 2	्र स्व		民族	交流		日用品等	「茶宿舎」	13:
			挿入費	粘食費	本人	1 添人	本人	- 11添人	実習費	学習費	議入費	購入費	食費	本 .
1:	ю I.	入力額	0	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
- 紡1年		負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
[11]:[2.85]	1	潮助金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>技</b> 体: 通学		뮑	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
2 :		入力額	0	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
約2年		負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
[I]:[1.49]	0 <u>1</u>	潮助金	0	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
知的:通学	_	뮑	0	7,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
3		入力額	0	7,800	4, 900	0	0	0	0	0	0	0	0	
約3年	_	負担金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
[I]:[1.98]	1	開助金	0	3,900	4,900	0	0	0	<u>0</u>	0	0	0	0	
<b>[文14</b> :)近于		15	0	3,900	4,900	U	0	0	0	0	0	0	0	
4:	-	人刀額		11, 100	14, 100	U	0			U			U	
г <del>и</del> л - П		의면표 예뻐순		11, 100	14, 100	0	0	<u>v</u>						
「虹的・満堂」		94 1	······	11 100	1/1 100		0		°		o			
5 1 1 1 1 1 1		入力額		11, 100		0	0	0	0	0	0	0	0	
小2年	<b>•</b>	●把金	Ő	5,550	0	0	0	<u>»</u> . 0	ö	Ö	ö		ŏ.	
[I]:[1.78]	1	調助金		0	0		0	 0	- O	0	ō			
索弱:通学		뮑	0	5,550	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
8		2 -1.+1	اه <u>سا</u>	11 100	2 100				٥.	a		0		<u> </u>
・印刷ブレビュー : 1	1717	ページ									INUN	4 (		

支給確定処理

シートに入力・保存したデータで、支給を確定します。

- 支給確定処理の意味
- 支給確定処理の手順

支給確定処理の意味

このシステムで扱う金額は、「これから支給をする金額」「支給した金額」の2種類です。この二つの金額のシス テム上での扱いの違いは執行状況に出てくるか出てこないかです。ここに明確な線引きをするのと、支給額の チ ェック済を確認するためにこの処理があります。

逆の言い方をすれば、システム上支給確定をしないと、システム上では支給していない金額という扱いになるの で、執行状況が作れないということになります。

執行状況出力時に「未確定分も計算」とありますが、これは最終期に見込みを出すために使うものです。裏技的に出力できてしまいま すが、計算が間違えている可能性は十分にあります。(未支給も計算できてしまうため)

推奨できる使い方は、「決済が下りて、保護者に渡す処理をするとき」に、確定をすれば(金額の訂正などは事務処理上できないので)望ましいと思われます。

支給確定処理の手順

手順そのものは簡単です。

支弁段階未確定の人も0で確定するため、全員を選んで確定します。

支給確定処理	×
1 2 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 11 2 3 1 2 3 1 2 3 4 5 6 7 8 9 100 中中高高高 9 101 11 12 13 14 15	1 幼 1 1 2 幼 2 3 幼 3 4 小 1 5 小 2 6 小 3 7 小 4 8 小 5 9 小 6 10 中 1 11 中 2 12 中 3 13 高 1 14 高 2 りリア 15 高 3
期の選択 © 1期 ○ 2期 ○ 3期 ○ 4期 ○ 5期 ○ 6期	支給日        確定     キャンセル     ヘルブ

支給する日を入力します。需要額測定の時のように、"2002/7/24"や、"h14/7/24"のような形式で入力します。

横浜や私学の場合は支給日を決定できませんので適当な日付を入れておいてください。

支給確定処理          1       幼       1         2       幼       2         3       幼       3         4       小       1         5       小       2         6       小       3         7       小       4         8       小       5         9       小       6         10       中       1         11       中       2         12       中       3         13       高       1         14       高       2         15       高       3	× 1 幼 1 2 幼 2 3 幼 3 4 小 1 5 小 2 6 小 3 7 小 4 8 小 5 9 0 小 1 11 中 2 12 中 3 13 高 1 14 高 3 0リア 15 高 3
期の選択 ・1期 02期 03期 04期 05期 06期	支給日     h23/7/24        確定       キャンセル     ヘルブ

下図の状態で「確定」ボタンを押すと処理されます。

支給確定処理									×
123456789101123415 幼幼幼小小小小小中中中高高高	123123456123123	確定の確認	合額を確定しま 定後は通常の 提出などについ ちしいですか?	1 2 3 4 5 6 1 : * * * 作で( ては世ロ	幼幼幼小小小	1 2 3 1 2 3 ・ イ	:せん。 ます。	BHIJKLMNO	
- 期の選択・	-			3	H23.	 /7/24	l I		
● 1期	○ 2期	○ 3期	1020	-, 1	- حذ	جلر کی	. 1	م <u>ال</u> م	→ 1
〇 4期	〇 5期	〇 6期		E		ヤンゼ	<i>n</i>	~//	

最後にしつこく処理を続けていいか訊いてくるので、確認ができていたら「はい」を押してください。

確認が多いのは、一度確定した金額については全体の計算が合わなくなるおそれもあるため、おいそれとは触れないものになってしまうためです。

確定された経費については、読み出しをしても下図のように青色で表示され、変更ができなくなります。

🔀 Micros	oft Excel - d	costxls					
📳 奨励	増システムメコ	(S)-1	定額費設定(C) ファイ)	V(E) 編	<b>集(E)</b> 表示(V) 指入	(0) 書式(0) ツール	T) データ(D)
ウインドウ	∞ ヘルプ(	H)					_ 8 ×
L A	<b>V1</b> 9	•	=				
教科書	給食 通	学费 联	楊実 交流 、」」	[			
修学旅	校・宿 学	おおし 寄れる いちょうちょう ちょうちょう ちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうちょうち	宿舍 拡大 个一	±			
<u>  支払期</u>	1	期	]				
<u>番号</u>	学部	学年	名前	支弁	交流学習費	修学旅行本人	修学旅行付
1	幼稚部		.)	Щ	U	U	
Z	幼稚部	2		I	0	0	
3	辺椎部	3		Ш 	U	U	
4	小子部	0	(j)	л Т	U	U	
5	小子部	2 1		Щ т	U 0	U	
7	小学如			π			
8	小学部	7 5		Щ Т	0 N	0	
9	小学部	ĥ		Π	n N	0	
. Ū	中学部	· · · · · ·		+	Ū	0	
· ī	中学部	Z	۲.	Ш	Ū	Ū	
· 2	中学部	3		Ш	0	0	
. 3	高等部	•	Ę.	Ι	0	0	
· 4	高等部	2		Ш	0	0	
· 5	高等部	3		I	0	04,620	
						NUM	
コイント					ļ	j jnum j	

台帳出力 個人別支給台帳を出力します。

下図のように、いつもの選択リストがでてきますので生徒を選んでください。 この処理では未確定分も出力できます。

싐	帳出	ካ								×
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	幼幼幼小小小小小中中中高高高	1 23123456123123		(注意力加 >>>) << 首川除 クリア		幼	1		
				プレビ	E	同制	*	ャンセル	ヘルプ	

# プレビューするとこのような感じになります。 このシステムでは A4 判の台帳しか対応していません。

🔀 Micros	oft Ex	cel	- cos	st.xls	s (19	いり	购専	뭬																_ [	X
次パージ	( <u>N</u> )	前	~-3	Ϊ( <u>P</u> )		拡大	Ø	E	1刷(	T)		役定(	<u>S</u> )	1 🟦	白	<u>M</u> )	5	<u>ن</u> ري-	ジナ	ルビ	1-C	0	闎	53(C)	
	×:**	, ,	別支	: #8	<u>-</u>	fi		<u> </u>				PL6	34301 1	<u></u>	1.15	495 1405	1968 1978	\$4. 166	1	57					
	e	<del>R</del>	0.0		4 4				R 15 7040	±X ave	11 E			2004 * 4	н. (11)	HER SHOP		8576V 1744	50,94 50,94	10. ±	11.10 11.10 11.10	,	•		
	7,770 ¥,78 ¥,7																						LEVE		
印刷ブレ	Ľa-	:1.	/1/	*	57																				Ţ

支給集計書印刷

支給集計書を印刷します。

支給集計書を出力します。機能拡張に伴い出力方法が増えているのでご注意ください。

支給確定処理を行っていない分については出力されませんのでご注意ください。

基本の使い方

期を選択して、印刷またはプレビューボタンを押します。期ごと、学部ごとに集計された金額が出力されます。

支給集計印刷		2	×
● [1期]	○ 3期	○ 5期	
C 2期	〇 4期	€ 6期	
□ 日付で集計	- <b>J</b> 2		
ED刷	ブレビュー キャ	シセル ヘルプ	

下図がプレビューの画面です。

🔀 就学奨励費システム - costxls [読み取り専用]	_ 🗆 🗵
次ページ(1) 前ページ(P) (孤天(2)) 印刷(D 設定(S) 余白(M) 改ペー	ージ プレビュー(⊻) 閉じる(©) ^
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	3,000: 3,000: 3,000 ₩ ♣ \$2,200: 
中 ⊋ ♣ ☆ ≱         BAA         Schen         A         HEA         HEA	1,000 1,000
	· 20月1年日1月1日 - 2月1日日間5世 ★ ● - 1,000 1,000 1,000
164,620; 144,3300; 5,67(0; 2,000; 12,676; 0; 27,000; 48,000) 164,620; 144,3300; 57,690; 295,336; 34,622; 39,000; 48,090; 410; 5,990; 166,690; 17,492; 19,066; 2,090; 31,270; 225,509; 75,990; 1,4	80,127; 8,000 8,000 8,000 08,382
印刷プレビュー:1/1ページ	

ひとつの期で複数回支給している場合

これは、転出生の分を先に支給してしまった場合、卒業生の分を3月中に支給した場合などに使用します。主 に県立学校向けの機能です。

下のほうにある「日付で集計する」のところにチェックを入れます。すると、日付入力欄に入力できるようになりま す。

支給集計印刷			×
◉ 1期	○ 3期	○ 5期	
C 2期	〇 4期	○ 6期	
▶ 日付で集計	- <b>7</b> 3		
ED刷	ブレビュー キャ	シセル ヘルプ	1

日付は他の入力と同じ方法で入力できます。処理中の年の、7月24日の場合はこのように入力して Enter を押す と自動的に年を補ってくれます。

支給集計印刷		×
● 1期	○ 3期	○ 5期
C 2期	〇 4期	○ 6期
🗹 日付で集計	-する 7/24	
ED刷	ブレビュー *	Fr>セル ヘルプ

下図の状態で、「印刷」または「プレビュー」をクリックすると、支給日で集計された集計書が出力されます。

支給集計印刷				×
⊙ 1期	○ 3期	0	5期	
○ 2期	○ 4期	0	6期	
🗹 日付で集計	·ਰੂਨ H23/	7/24		
ED刷	プレビュー	キャンセル	ヘルプ	

内訳書·支給書出力

内訳書・支給書を出力します。

内訳書・支給書を出力します。学校によってチェックボックスで選択する処理が変わるので注意してください。処理については以下のとおりです。

o 保護者配布用

保護者に配布する明細が内訳となっているものです。

。 提出用

文書の保存・チェック用に1枚あたり20人印刷されるものです。

。提出用データ出力

上記提出用のデータをひとつのファイルにまとめて出力します。

支給確定前でも出力できます。

内訳書·支給書出力		×
1 2 3 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 1 1 1 1 1 1 1	3 3 道加 >> 道加 >> り の り ア 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 10 12 3 4 5 6 7 8 9 10 10 12 3 4 5 6 7 8 9 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	劫 1 2 3 1 2 3 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 2 3 4 5 6 1 2 3 1 1 2 3 1 3 1
期の選択 1期 C 4期 C 2期 C 5期 C 3期 C 6期	対象 ☑ 【保護者配布用】 □ 提出用 □ 提出用データ出力	ブレビュー     印刷       キャンセル     ヘルブ

保護者配布用

下記のように、従来どおりの1枚あたり4人分の明細(内訳)が出力されます。

🔀 Microsoft Excel - cost.xls [読み取り専用] 📃 🗖 🔀										
次ページ(1) 前ページ(2) 拡大(	2)) ED	刷①	設定(S) 余	白(四) 改	ページ プレビュー	-\V) 閉じる(C				
							4			
	(第18号和	<b>装式</b> )	就 学 奨 励	費 内 訴	を・書り	と給 書				
<b>枕学类励</b> 景	整理 	学 <b>御</b> 学年	<b>翁児児童生徒名</b>	教科用 図書 順入費	学校 	通 学 夏 本人				
振込 (支払) 明 和 書	1	紡 1		0	1,100	1, 520 7, 14	40			
4月~ 3月分	支弁 	通学生 施設生	・寄宿生 ・訪問生 の別	<b>修学!</b> 本人	移 字 泉行費 一 村添人	· 廃 行 費 核外活動等参加費 本人 付添人				
	I		通学	0	0	0 2,2	80			
-				45 H FI						
就学类励 費	整理 番号	学御 学年	<b>新児児童生徒名</b>	1844円 図書 順入費	学校 	通学費 本人 竹添人				
	2	新 2		0	1,100	5,040 5,04	40			
	支弁	通学生	• 寄宿生	修学!	修 学 兼行費	服 行 費 核外活動等参加費	►			
印刷プレビュー : 1 / 1 ページ										

提出用

チェック・保管のために内訳のデータを細かくし、1枚に20人詰め込んだものです。

🔀 Microsoft Excel - cost.xls [読み取り専用] 💦 📃 🖂											
次ページ(11) 前/	(-70 [	拡大②) 印刷	剥(丁)	設定( <u>S</u> )	) 余	白(11)	1	熏準⊙		閉じる((	2
									₩ ±	逛雨;	њ.
									₩L <del>7</del>	<i></i>	•
	<b>戶</b> 夕 约	n	₩ ±5		六 语 书 一 安定全居(						民代
	整理審号		+ 1×	通貨	Ź捜	~		耻場	交流	寝具	日用
	氏名	段階 購入費	給食費	本人	付添人	本人	付添人	実習費	学習要	購入費	購
4		小1年									
		I	4, 400	4,000	2,000	2,000	4,000		400	1,000	
D D		12年	2 750	5 000	1 010	2 000	4.000		500	500	
6		: ⊥ 	2,730	5,000	1,010	2,000	4,000		300	500	
		Щ П		10,300	1, 100	2,000	4,000				
7						-/					
ļ ļ		I	7,700	20,600	1,100	2,000	4,000		700	1,000	
8		小5年									
		I	4, 400	10,300	10,100	2,000	4,000		800	500	
9		小6年		0.000	550	0.000					
				9,000	550	2,000					
											<u> </u>
•											
・印刷プレビュー : 17	(1ページ)										

提出用データ出力

さらに保存性・可搬性を高めるべく、データ出力を可能にしたものです。

データ化したものの取扱については十分注意してください。(ハードディスクに保管しないなど)



ファイル名は、

"学校名"\_"年度"\_"期".xls

となります。例の「神奈川県立横浜養護学校の平成23年度1期分」については下記のようになります。



執行状況の出力

各四半期ごとの執行状況を出力します。

この処理では、支給確定処理がされたデータについて集計して執行状況を出力します。確定されていないデータについてはここでの数字に反映されないので気を付けてください。

執行状況の出力	×				
ⓒ 1期執行状況	プレビュー				
○ 2期執行状況	データ出力				
○ 3期執行状況	出力				
○ 4期執行状況	المطريق				
□ 未確定計算する	77727				

データ出力する場合は、「データ出力」ボタンを押します。すると、保存先を尋ねられますので適当な場所を指定してください。

フォルダの参照	? ×
保存先の指定	
□	
OK	キャンセル
執行状況出力 ▼ 下記のファイルを出力しました。 E¥執行状況」神奈川県立横浜義識学校_23_1.xls	

上のような確認が出て、データが保存されました。ファイル名は、 執行状況\_学校名\_年度\_期.xls となります。

紙に印刷する場合は出カボタンを押します。印刷プレビューを見たい場合は「プレビュー」ボタンを押すと下図の ようになります。最初に負担金分が表示され、これを閉じると補助金分が表示されます。

	T choo in	-	a la circa de Maltina antes	+ 20% VO est		<b>0</b> +									
	+65234	#度特质	电变体放开	机子突取	MACT IN:	无欲									
	(1)特别支援教育就学员如果真担金 神宗山県立横浜巍峨学校														
	The state of the second se														
			教科用	学校		2 3	8 1	1. mm.	0182	宇宙に伴	222世		学用品		-
	225	5	凶 書	****	<u>19</u> -	F 100	998 -	61 98 1 J-106 J	18 44	8#3.#	食費	1974-18117 R	99 88 3 86	(A 7,R 4 #	ST
	1.4448	6.45	546/\JAX	NRR	A A	1938A	* ^	197824	16/24	88/197	i r		10/18/		
	中学者	金額	0		0	0	0			0	'			0	
第1四半期	253225	*5						0		ů	1				
	81		Ű		Ő	Ŭ	0		ī	0		i 0	0	1 0	
	小学部	<del>1.55</del>	· · · · · · · · · ·			· · · · · · · ·					1				
	中学部	12						1		1					
第2四半期	高等部	1W						1		1			1	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	at .				1										
	小学部	金額									1	-			
No Lange 100	中学部	金額													
A TEST AS	高等部	金額						1		[					
	łł											1			
	小学部	1 🐼				ļ									
第4四年期	中学部	1Q												ļ	
	憲論部	金额						l				ļ			
	Ħ														
	小学部	金額	0	0	0	0	0	0	0	0	(	0	0	0	
合 計	中学部	金額	0		0	0	0	-0	8	0		0	0	0	
	高端部	200	0		0	0	0	0	0	0		0	0	0	
	- 81	1	0	8	0	0	0	9	0	0	į (	Ę D	0	0;	

下図が補助金分です。



振込依頼出力

銀行あての総合振込依頼用紙を出力します。

現時点では横浜銀行あてのみ対応しています。

神奈川県の指定銀行が横浜銀行で、これ以外の銀行との取引については各校と各行で用紙を決める必要があるためです。

おなじみの生徒選択画面ですが、学年の代わりに銀行名の頭一文字がでてきています。はまぎん宛と他行宛 で は用紙が異なるのでご注意ください。

提出日と取り組み指定日についても印刷できますが、日数の数え方など気をつけてください。

振	込依頼	出力								×
	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15	幼幼幼小小小小小中中中高高高	横横横横横横横横横横横横横			追加 > << 削服 クリア	> }			
	提	出日					ー 期の選	択 — ① 2期	© 3#Я	
	取組指	定日					〇 4期	〇 5期	○ 6期	
	データ出力 ブレビュー 印刷 キャンセル ヘルプ									

神奈川県の公金の場合は基本的に提出日の「次の次の次の次の営業日」が取り組み日です。

下図のような依頼用紙が出力されます。紙のムダを省くためにプレビューでしっかりと金額を確認しておいてく ださい。

🔀 Microsoft E	xce	el – cost.xls	:					_			
次ページ( <u>N</u> )	Î	前ページ( <u>P</u> )	拡大図	印刷	①…   設定(5	)…   余白(M)   改べ	ージ ブレビュー 💟 📔	閉じる(	2 ^		
	<はまぎん>の本支店あて 総合振込依頼書(センター集中用) さ <sup>フリガナ</sup> りが ワン 低 弾奈川県 名 電話 045-999-9999 神奈川県立横浜美麗学技報委員										
4	5 5	銀行名	支 店 名	役金 雇目	口座番号	お受取人名	金額(円)	処理 区分	Ŧ		
	1	横浜銀行	和田町	普	1234567		58,630	セ ・ 地 ・			
	2	横浜銀行	鴨居駅前	葘	2345678		54,930	セ ・ 地 ・ 単			
	3	横浜銀行	横浜駅前	普	3456789		41,285	セ ・ 地 ・ 堂			
•	1							t	Þ		
印刷ブレビュー	- : '	1/1~-3	7				NUM				

データ出力

振り込み依頼を出力する際に、細かな手直しが必要な場合があります。そういった状況に対応するため、デー タ形式での出力にも対応しました。

データ出力されたものの利用については慎重にお願いします。 計算式など一切入っていないので、もし数字を一箇所訂正した場合、小計や合計も訂正することになります。 訂正後の検算は必ず行うようにしてください。

「データ出力」をクリックすると、下記のようなダイアログが現れます。

フォルダの参照	? X
保存先の指定	
□ □ - ―――― マイ コンビュータ □ - 一回 □ - カル ディスク (C)	
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	<b>bu</b> 1
0K ++2	

保存先を決定すると、「OK」が押せるようになります。

フォルダの参照			?×
保存先の指定			
<ul> <li>□ □ □ マイ コンピュータ</li> <li>□ □ -カル ディスク (C:)</li> <li>□ □ ○ D-ROM (D:)</li> <li>□ □ □ □ <u>□ ムーバブル ディスク</u></li> </ul>			
,	ок	キャンセ	μ

正しく出力されると、下記のようなメッセージが出ます。ファイル名は振込依頼\_学校名\_年度\_期.xlsの形式になっています。同名のファイルについては上書きされるのでご注意ください。

ファイル出力				×
•	ファイル出7 出力先:Ei	りしました。 ¥振込依頼_神奈川り	見立横浜養調	雙学校_23_1.xls
		(OK		

他行対応

本機能についてはサポート対象外です。特に config.ini が壊れた場合システム自体の動作がおかしくなる場合があります。機能の利用については自己責任でお願いします。

振込用紙のタイトルだけは隠し機能で変えることができます。

config.ini に

[bank] bankformtitle1=O ×銀行口座振込依頼書bankformhead1=< 他行宛振込 > bankformpt1=16

のように書き込むと1枚目のタイトルを変更できます。下図が上記の設定を反映した例です。

Microsoft Excel -	cost.xl	ls						
次ページ(N) 前ペ	-ジ( <u>P</u> )		)] 印刷(T)	設	定(S)   余日	∃(M) _ 改ページプレ	Ľ1−Ŵ	閉じる( <u>C</u> ) へ
	~	<他行宛			, O×ŝ	【 一一座振込	 入依頼:	
	依頼							Г
	Ä	電話	045(999)9999 潤渡	市立機能	紅臺證学校就與實			L
		:						
	番号	銀行名	支店名	種別	口座番号	お受取人名	金	\$ <u>1</u>
	1	横浜銀行	鴨居駅前	普	2345678		•	15,080
_	2	横浜銀行	青葉台	卋	3456789		-	35,620
↓ 印刷ブレビュー : 1 /	1~-	ジー					NUM	

=の前の数字を変えると2枚目、3枚目についても変更可能です。隠しオプションについては以下の通りです。

銀行振込用紙のオプション				
bankformtitle1	振込用紙1枚目の中央に印字されるタイトルです。			
bankformhead1	振込用紙1枚目の左上に印字されるあて先です。			
bankformpt1	bankformtitle1 の大きさをポイント数で表示します。			
bankformtitle2	振込用紙2枚目の中央に印字されるタイトルです。			
bankformhead2	振込用紙2枚目の左上に印字されるあて先です。			
bankformpt2	bankformtitle2 の大きさをポイント数で表示します。			
bankformtitle3	振込用紙3枚目の中央に印字されるタイトルです。			
bankformhead3	振込用紙3枚目の左上に印字されるあて先です。			
bankformpt3	bankformtitle3の大きさをポイント数で表示します。			

# 請求書出力

横浜市の学校で必要な請求書を印刷したりします。

横浜市以外では必要ありません。

支給集計書を出力します。期ごと、学部ごとに集計された金額です。支給確定処理を行っていない分について は 出力されませんのでご注意ください。

請求書出力	×				
横浜市の学校が提出する請求書で 県立学校の方は不要です。					
€ 1期					
○ 2期	ED刷				
○ 3期	プレビュー				
〇 4期					
C 5期	キャンセル				
○ 6期	ヘルプ				

下図がプレビューの画面です。

风子突励度ン	ステム - co	ost.xls [	読み取	)専用]								_ 🗆
ページ( <u>N</u> )	前ページ(	2 【拡	τØ	印刷(	D  🗄	設定( <u>S</u> )	余白	(M)	改ページ	ブ プレビュ	∞	閉じる( <u>C</u> )
			平成	23402 443	(天经中代数)	N727-238-2	會担全等調測		平成	<del>4</del>	я в	
<b>神赤</b> 川第4	李 诗赤川	成文 茨						libera etche		_		
							俚 所 学校名	前120 时来: 神奈川県立:	的已装装学校			
							学校美麗名:	等新川 武文 □ 41 - 000 - 044			齨	
<b>##</b> #234	4月から平成日	毎6月までの	実験観とし	てたの通り満	味します。		420 9-7	090-030-091				
1.# 4	t ar			1. 423. 327	в							
2. 清水@	10188 【教採用 :	学校			**	. *			<b>中度</b>	舎生活に伴う		
	8 🔹		<b>31</b> . §	* *	₩ 4	*	<b>F</b> #	* &	\$ ¥.	8)###	<b>≜</b> ≹	
	<b>隆入史</b>	袋走来	歩 人	人紙杖	* 人	林派人	史설史	学설奏	構入費	袋捕入身		
	<b>42</b> .000	er. 600	296, 386	34.622	30,000	48,000	410	6, 800	8,000		8,000	
			族学家行者			学演员	截天	折入学是				
	旋羊病	19 <b>2</b>	武力な	9###	感覺実習	*		童生後学		請求預合計		
	* *	州派人	歩 人	州湖人	#19 <b>x</b>	構入費	数样套	用品數錄				
	214. 820	269.490	1, 266	12,420	2 000	SL 210	226, 600	16, 800			L. 428, 382	
	喳					<u> </u>				<b>.</b> .		
<u>2.1863.</u> t								H 19		あ 人 あ		
2. <u>#63.</u> t	22 15 N	) M -8. #emana	÷+++	29.2EHEAN Mitta	0 02	<del>₹ •</del>	フリガナ	9an 7 990' 9'7	ag agftg t	4' To 2' Y I		

各種ファイルの構造について

ここでは、各ファイルの中身がどのように使われているか、どういうルールで名前付けされているかなどを説明します。

この情報を元にデータに触る場合など、(開発メンバの開発以外は)基本的には質問などに一切答えませんし、これにより起こった不具合などは開発チームとしては無視します。

データファイルの種類

データファイルは下記の4つで構成されています。保存場所はメインモジュールの「保存先設定」で設定されています。

- ・名前データ
   ・幼児・児童・生徒の名前など、基本的なデータが入ります。
- ・支弁計算データ
   支弁段階を算出するのに必要なデータが入っています。
- 支給データ
   入力金額、負担金、補助金、支給総額が各個人各期で入っています。
- ・ 支給補助データ
   ・
   通学費など、支給データでカバーできていない部分について保存しています。

名前データファイルの構造について

概要

名前データファイルは、個人情報の中でももっとも重要です。このファイル以外には幼児・児童・生徒の名前が保存されないので、このファイルがないシステムは正常に動作できません。

ファイルの決まり

name\_XX.xlsという名前で、XXは和暦で年度が入ります。ファイルの中身はシートが一枚、nameという名前で入っています。それ以外に何が入っていても無視されます。

データの構造

下記のようなデータ構造になっています。一行目は項目名として予約されており、実際のデータは2行目から 始まります。一行目には何を書いても無視されます。

	名前データファイルデータ構造					
列番号	項目名	役割				
1	整理番号	幼児・児童・生徒固有の番号です。				
2	学部コード	学部を表します。コード表を参考にしてください。				
3	学年	学年が数字で入っています。				
4	生徒名	生徒名です。				
5	障害種別コード	障害の種別がコードで入っています。				
6	通学種別	通学の種別がコードで入っています。				
7	支弁段階	支弁段階のコードが入っています。				
8	指数	需要額計算をしたときの指数が入っています。				
9	保護者の有無	保護者ありは0、保護者なしは1が入ります。				
10	フリガナ	本人のフリガナデータです。				
11	銀行名	銀行名が入っています。文字そのままです。				
12	支店名	支店名です。				
13	預金種別コード	預金種別のコードです。				
14	口座番号	口座番号が数字で入っています。				
15	受取人力ナ	口座名義に付いているカナです。				
16	受取人名	振込口座名です。				

コード表

	学部コード
コード	意味
1	幼稚部
2	小学部
3	中学部
4	高等部本科 別科
5	高等部専攻科

障害種別コード					
コード 意味					
1	知的				

2	肢体
3	病弱
4	肢重
5	盲·聾
6	重複
7	知的(通)
8	病弱(通)
9	盲·聾(通)

通学種別コード			
エード	意味		
1	通学		
2	寄宿		
3	施設		
4	訪問		

支弁段階コード					
コード	意味				
1	I 段階決定済				
2	Ⅱ段階決定済				
3	Ⅲ段階決定済				
4	生保により I 段階決定済				
5	辞退				
6	未提出				
7	未計算				
8	措置				

預金種別コード			
コード	意味		
0	普通		
1	当座		
2	貯蓄		

現在、普通しか考慮されていません。

支弁計算データファイルの構造について

概要

支弁計算ファイルは、氏名ファイル以上に個人情報がたくさん入っています。保護者の氏名、生年月日、収入 に 関する情報が入っています。支弁段階の算出以外では読み込みすらしないようになっています。

#### ファイルの決まり

payd\_XX.xls という名前で、XXは和暦で年度が入ります。ファイルの中身はシートが一枚、payd という名前で入っています。それ以外に何が入っていても無視されます。

データの構造

下記のようなデータ構造になっています。一行目は項目名として予約されており、実際のデータは2行目から 始まります。一行目には何を書いても無視されます。

		名前データファイルデータ構造
列番号	項目名	役割
1	整理番号	名前データと同じ整理番号です。
2~19	予約	空データです。
21	氏名1	(保護者)氏名です。
22	氏名2	世帯の人員3人目の氏名です。
23	氏名3	世帯の人員4人目の氏名です。
24	氏名4	世帯の人員5人目の氏名です。
25	氏名5	世帯の人員6人目の氏名です。
26	氏名6	世帯の人員7人目の氏名です。
27	氏名7	世帯の人員8人目の氏名です。
28	氏名8	世帯の人員9人目の氏名です。
29	氏名9	世帯の人員10人目の氏名です。
30	誕生0	本人の生年月日です。
31	誕生1	2人目の生年月日です。
32	誕生2	3人目の生年月日です。
33	誕生3	4人目の生年月日です。
34	誕生4	5人目の生年月日です。
35	誕生5	6人目の生年月日です。
36	誕生6	7人目の生年月日です。
37	誕生7	8人目の生年月日です。
38	誕生8	9人目の生年月日です。
39	誕生9	10人目の生年月日です。
40	年齢0	本人の年齢です。
41	年齢1	2人目の年齢です。
42	年齢2	3人目の年齢です。
43	年齢3	4人目の年齢です。
44	年齢4	5人目の年齢です。
45	年齢5	6人目の年齢です。
46	年齢6	7人目の年齢です。
47	年齢7	8人目の年齢です。
48	年齢8	9人目の年齢です。

49 年齢9

50 学齢0

10人目の年齢です。

本人の学年に対応した年齢です。

	Page 94	of
1		

51	学齢1	2人目の学年に対応した年齢です。
52	学齢2	3人目の学年に対応した年齢です。
53	学齢3	4人目の学年に対応した年齢です。
54	学齢4	5人目の学年に対応した年齢です。
55	学齢5	6人目の学年に対応した年齢です。
56	学齢6	7人目の学年に対応した年齢です。
57	学齢7	8人目の学年に対応した年齢です。
58	学齢8	9人目の学年に対応した年齢です。
59	学齢9	10人目の学年に対応した年齢です。
60	在学0	本人が前年12月末に在籍していた学校です。
61	在学1	2人目が前年12月末に在籍していた学校です。
62	在学2	3人目が前年12月末に在籍していた学校です。
63	在学3	4人目が前年12月末に在籍していた学校です。
64	在学4	5人目が前年12月末に在籍していた学校です。
65	在学5	6人目が前年12月末に在籍していた学校です。
66	在学6	7人目が前年12月末に在籍していた学校です。
67	在学7	8人目が前年12月末に在籍していた学校です。
68	在学8	9人目が前年12月末に在籍していた学校です。
69	在学9	10人目が前年12月末に在籍していた学校です。
70	特学0	本人が特学にいれば1、特学以外なら0
71	特学1	2人目が特学にいれば1、特学以外なら0
72	特学2	3人目が特学にいれば1、特学以外なら0
73	特学3	4人目が特学にいれば1、特学以外なら0
74	特字4	5人目が特字にいれば1、特字以外なら0
75	特字5	6人目が特字にいれは1、特字以外なら0
76	特字6	7人目が特字にいれは1、特字以外なら0
//	特字/	8人日か特字にいれば1、特字以外なら0
/8	特字8 性学0	9人日か特子にいればし、特子以外ならり
/9	待子9 潘尚0	10人日か特子にいれば1、特子以外な60
80	通子U 落曲₁	本人が則平迪子にかかつに裕貫じ9。 21日 4前在 3時にわかった 8日 まです
81	通子 I	2人日が削牛通子にかかつに栓負じ9。
8Z 02	通子∠ 通受2	3人日が前年通子にかかつに栓負じり。 4人日が前年通告にかかった経費です。
00	通子3	4人日が前午通子にかかつに程見です。
04	□□于+ 届学5	6人日が前午通子にかかった経費です。
86	///□/□/□ //□/□///□//□//□//□//□//□//□//□/	0人口が前午通子にかかった経費です。
87	過于0 通学7	
88	远宁/ 诵学8	
89	远于0 诵学9	10人日が前午通学にかかった経費です。
90	<u>紀</u> ]。 給食0	本人の給食費(教育扶助による)です。
91	給食1	2人日の給食費(教育扶助による)です。
92	給食2	3人日の給食費(教育扶助による)です。
93	給食3	4人目の給食費(教育扶助による)です。
94	給食4	5人目の給食費(教育扶助による)です。
95	給食5	6人目の給食費(教育扶助による)です。
96	給食6	7人目の給食費(教育扶助による)です。
97	給食7	8人目の給食費(教育扶助による)です。
98	給食8	9人目の給食費(教育扶助による)です。

	給食9	10人目の給食費(教育扶助による)です。
100	基準0	本人の教育扶助基準額です。
101	基準1	2人目の教育扶助基準額です。
102	基準2	3人目の教育扶助基準額です。
103	基準3	4人目の教育扶助基準額です。
104	基準4	5人目の教育扶助基準額です。
105	基準5	6人目の教育扶助基準額です。
106	基準6	7人目の教育扶助基準額です。
107	基準7	8人目の教育扶助基準額です。
108	基準8	9人目の教育扶助基準額です。
109	基準9	10人目の教育扶助基準額です。
110	一類0	本人の生活扶助第一類です。
111	一類1	2人目の生活扶助第一類です。
112	一類2	3人目の生活扶助第一類です。
113	一類3	4人目の生活扶助第一類です。
114	一類4	5人目の生活扶助第一類です。
115	一類5	6人目の生活扶助第一類です。
116	一類6	7人目の生活扶助第一類です。
117	一類7	8人目の生活扶助第一類です。
118	一類8	9人目の生活扶助第一類です。
119	一類9	10人目の生活扶助第一類です。
130	郵便	郵便番号データです。
131	住一	現在のの住居地です。
132	住二	前年12月末の住居地が住一と違う場合はここに入力されます。
133	級地	級地区分です。
134	地区	地区区分です。
135	通一	通学費の証明欄の左側です。
136	経路	通学費の証明欄の経路です。
137	通二	通学費の証明欄の右側です。
138	金額	通学費証明欄に入ります。
140	<u> </u>	防得です。
141	退職	退職所得です。
142	山杯	山林所得です。
143	社保	社会保険料控除です。
144	生保	生 可 保 陝 料 控 际 で り 。 地 雪 但 吟 判 姉 吟 不 士
145	損保 → ☆	地辰休陕科控际じ9。 済労弗の世世会社ズナ (4期)
150	訂昇LA	週子貫の世帯盲許で9。(A棟) 当社公会弗の典世会社でナ(D <sup>4期)</sup>
101	計昇LB 計答□ へ	チ牧和長貫の世帯百計で9。(B懶) 甘淮茹の卅豊合計です(2週)
152	刮昇LU 計答□ D	
153	削昇LD 計省□ C	あ」規ツ世帘ロ前にす。(U棟) 期主―時は助です(c擱)
154	□ 昇LC 計省I C	ガネ 「町仄りしり。」[1開] 第9瓶の全額です(F2開)
100	□ 异∟Γ 計省ι ○	ガムスソン正領 こう。(「隅) 住宅井助の全額です (C盟)
150	□ 异LG 計省□ □	にて)入別の立根しり。(UIM) 季亜茹の合計です (山畑)
160	□ 升∟□ 計笛 ເ Δ	而安照の口町とり。(川隅) 所得の合計です(2欄)
161	計算の	
162	計算3D 計質90	所得短です(5週)
162	計算20	い 15
16/	計算の日	府宝者加質控除の類です (2)出版)
165	□	μτο το το τη μη στατικής στα το
L 105	ᄞᇁᇬ	コンノンロス く フ o \ 「1)利/

	前年指数	前年度の指数です。
171	前年段階	前年度の段階です。
172	今年指数	今年度計算された指数です。
173	今年段階	今年度計算された段階です。

支給データファイルの構造について

概要

支給データファイルには各個人の台帳データが入っています。一行で一人の一期を扱っています。プログラム内では、「整理番号〇〇番の幼児・児童・生徒の△期」という探し方をして取り扱っています。

ファイルの決まり

prov\_XX.xls という名前で、XXは和暦で年度が入ります。ファイルの中身はシートが一枚、prov という名前で入っています。それ以外に何が入っていても無視されます。

データの構造

下記のようなデータ構造になっています。一行目は項目名として予約されており、実際のデータは2行目から始まります。一行目には何を書いても無視されます。

	台帳データファイルデータ構造			
1	整理番号	名前データと共通の整理番号です。		
2	学部	学部がコードで入っています。名前データと共通。		
3	学年	学年が入っています。		
4	予約	必ず空データです。		
5	障害種別	障害種別がコードで入っています。名前データと共通。		
6	通学種別	通学種別がコードで入っています。名前データと共通。		
7	支弁段階	支弁段階がコードで入っています。名前データと共通。		
8	指数	支弁計算の時に出た指数が入っています。名前データと共通。		
8	予約	空データ		
11	予約	空データ		
12	予約	空データ		
13	予約	空データ		
14	予約	空データ		
15	予約	空データ		
16	予約	空データ		
18	支払期	何期分の支払かを表します1~6の数字です。		
19	支給済	支給済の場合日付が入ります。このセルに値が入っているとプログラム的にはデータが保 護されます。		
20	図書購入入力	教科用図書購入費の欄に入力した値です。		
21	図書購入総額	教科用図書購入費の支給額です。		
22	図書購入負担	教科用図書購入費の負担金金額です。		
23	図書購入補助	教科用図書購入費の補助金金額です。		
24	給食入力	給食費の入力金額です。		
25	給食総額	給食費の支給額です。		
26	給食負担	給食費の負担金金額です。		
27	給食補助	給食費の補助金金額です。		
28	通学本人入力	通学費本人経費の入力金額です。		
29	通学本人総額	通学費本人経費の支給額です。		
30	通学本人負担	通学費本人経費の負担金金額です。		
31	通学本人補助	通学費本人経費の補助金金額です。		
32	通学付中入力	通学付添中の入力金額です。		
33	通学付中総額	通学付添中について支給される金額です。		

34	通学付中負担	通学付添中について負担金の金額です。
35	通学付中補助	通学付添中について補助金の金額です。
36	通学付為入力	通学付添の為の入力金額です。
37	通学付為総額	通学付添の為の支給額です。
38	通学付為負担	通学付添の為の負担金金額です。
39	通学付為補助	通学付添の為の補助金金額です。
40	帰省本人入力	帰省費本人経費の入力額です。
41	帰省本人総額	帰省費本人経費の支給総額です。
42	帰省本人負担	帰省費本人経費の負担金金額です。
43	帰省本人補助	帰省費本人経費の補助金金額です。
44	帰省付中入力	帰省付添中の入力金額です。
45	帰省付中総額	帰省付添中について支給される金額です。
46	帰省付中負担	帰省付添中について負担金の金額です。
47	帰省付中補助	帰省付添中について補助金の金額です。
48	帰省付為入力	帰省付添の為の入力金額です。
49	帰省付為総額	帰省付添の為の支給額です。
50	帰省付為負担	帰省付添の為の負担金金額です。
51	帰省付為補助	帰省付添の為の補助金金額です。
52	職場実習入力	職場実習交通費の入力金額です。
53	職場実習総額	職場実習交通費の支給総額です。
54	職場実習負担	職場実習交通費の負担金金額です。(実際は使われず、0 が入るはずです。)
55	職場実習補助	職場実習交通費の補助金金額です。
56	交流学習入力	交流学習費の入力金額です。
57	交流学習総額	交流学習費の支給総額です。
58	交流学習負担	交流学習費の負担金金額です。
59	交流学習補助	交流学習費の補助金金額です。
60	寝具購入入力	寝具購入費の入力額です。
61	寝具購入総額	寝具購入費の支給額です。
62	寝具購入負担	寝具購入費の負担金金額です。
63	寝具購入補助	寝具購入費の補助金金額です。
64	日用購入入力	日用品等購入費の入力額です。
65	日用購入総額	日用品等購入費の支給額です。
66	日用購入負担	日用品等購入費の負担金金額です。
67	日用購入補助	日用品等購入費の補助金金額です。
68	食費入力	食費の入力額です。
69	食費総額	食費の支給総額です。
70	食費負担	食費の負担金金額です。
71	食費補助	食費の補助金金額です。
72	修学旅行本人 入力	修学旅行本人の入力額です。
73	修学旅行本人 総額	修学旅行本人の支給総額です。
74	修学旅行本人 負担	修学旅行本人の負担金金額です。
75	修学旅行本人 補助	修学旅行本人の補助金金額です。
76	修学旅行付添 入力	修学旅行付添の入力額です。
77	修学旅行付添 総額	修学旅行付添の支給総額です。
78	修学旅行付添 負担	修学旅行付添の負担金金額です。

79	修学旅行付添 補助	修学旅行付添の補助金金額です。
80	校外活動本人 入力	校外活動本人の入力額です。
81	校外活動本人 総額	校外活動本人の支給総額です。
82	校外活動本人 負担	校外活動本人の負担金金額です。
83	校外活動本人 補助	校外活動本人の補助金金額です。
84	校外活動付添 入力	校外活動付添の入力額です。
85	校外活動付添 総額	校外活動付添の支給総額です。
86	校外活動付添 負担	校外活動付添の負担金金額です。
87	校外活動付添 補助	校外活動付添の補助金金額です。
88	宿泊生活本人 入力	宿泊生活本人の入力額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
89	宿泊生活本人 総額	宿泊生活本人の支給総額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
90	宿泊生活本人 負担	宿泊生活本人の負担金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
91	宿泊生活本人 補助	宿泊生活本人の補助金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
92	宿泊生活付添 入力	宿泊生活付添の入力額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
93	宿泊生活付添 総額	宿泊生活付添の支給総額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
94	宿泊生活付添 負担	宿泊生活付添の負担金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
95	宿泊生活付添 補助	宿泊生活付添の補助金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
96	職場実習宿泊 入力	職場実習宿泊の入力額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
97	職場実習宿泊 総額	職場実習宿泊の支給総額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
98	職場実習宿泊 負担	職場実習宿泊の負担金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
99	職場実習宿泊 補助	職場実習宿泊の補助金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
100	学用品入力	学用品購入費の入力額です。
101	学用品総額	学用品購入費の支給総額です。
102	学用品負担	学用品購入費の負担金金額です。
103	学用品補助	学用品購入費の補助金金額です。
104	拡大教材入力	拡大教材費の入力額です。
105	拡大教材総額	拡大教材費の支給総額です。
106	拡大教材負担	拡大教材費の負担金金額です。
107	拡大教材補助	拡大教材費の補助金金額です。
108	新入学入力	新入学児童・生徒学用品費等購入費の入力額です。
109	新入学総額	新入学児童・生徒学用品費等購入費の支給総額です。
110	新入学負担	新入学児童・生徒学用品費等購入費の負担金金額です。
111	新入学補助	新入学児童・生徒学用品費等購入費の補助金金額です。
112	通学用品入力	通学用品購入費の入力額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
$\vdash$		

113	通学用品総額	通学用品購入費の支給総額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
114	通学用品負担	通学用品購入費の負担金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
115	通学用品補助	通学用品購入費の補助金金額です。(平成23年度から未使用:0が入ります)
116	備考	内訳書・支給書の備考欄に入ります。
120	負担金合計	この行の負担金の合計金額が入ります。
121	補助金合計	この行の補助金の合計金額が入ります。
122	総額合計	この行の支給総額が入ります。
130	給食食数一	給食費補助で1月目の食数をメモしておきます。
131	給食食数二	給食費補助で2月目の食数をメモしておきます。
132	給食食数三	給食費補助で3月目の食数をメモしておきます。
133	給食食数四	給食費補助で4月目の食数をメモしておきます。
134	予約	空データ
135	給食費一	給食費補助で1月目の金額をメモしておきます。
136	給食費二	給食費補助で2月目の金額をメモしておきます。
137	給食費三	給食費補助で3月目の金額をメモしておきます。
138	給食費四	給食費補助で4月目の金額をメモしておきます。

補助データファイルの構造について

#### 概要

補助データファイルでは、通学経路と経費の情報を保存します。一行で一人を扱っています。プログラム内では、「整理番号〇〇番の幼児・児童・生徒」という探し方をして取り扱っています。

平成14年10月末に一部ファイル構造を変えました。それ以前の試用バージョンを使っている方は必ず変換ツールで変換 してからご使用ください。

ファイルの決まり

supp\_XX.xls という名前で、XXは和暦で年度が入ります。ファイルの中身はシートが一枚、supp という名前で 入っています。それ以外に何が入っていても無視されます。

データの構造

下記のようなデータ構造になっています。一行目は項目名として予約されており、実際のデータは2行目から始まります。一行目には何を書いても無視されます。

台帳データファイルデータ構造			
列	項目名	解説	
1	整理番号	氏名データと共通の整理番号です。	
2~19	予約	このエリアは予約領域なので、空データです。	
20	通学方法1	1行目の通学方法です。	
21	通学方法2	2行目の通学方法です。	
22	通学方法3	3行目の通学方法です。	
23	通学方法4	4行目の通学方法です。	
24	通学方法5	5行目の通学方法です。	
25	区間1	1行目の区間です。	
26	区間2	2行目の区間です。	
27	区間3	3行目の区間です。	
28	区間4	4行目の区間です。	
29	区間5	5行目の区間です。	
30	車1	1行目の車通学距離です。	
31	車2	2行目の車通学距離です。	
32	車3	3行目の車通学距離です。	
33	車4	4行目の車通学距離です。	
34	車5	5行目の車通学距離です。	
35	本人一1	1行目、本人の一ヶ月定期代です。	
36	本人一2	2行目、本人の一ヶ月定期代です。	
37	本人一3	3行目、本人の一ヶ月定期代です。	
38	本人一4	4行目、本人の一ヶ月定期代です。	
39	本人一5	5行目、本人の一ヶ月定期代です。	
40	本人三1	1行目、本人の三ヶ月定期代です。	
41	本人三2	2行目、本人の三ヶ月定期代です。	
42	本人三3	3行目、本人の三ヶ月定期代です。	
43	本人三4	4行目、本人の三ヶ月定期代です。	
44	本人三5	5行目、本人の三ヶ月定期代です。	
45	付添一1	1行目、付添の一ヶ月定期代です。	

46	付添一2	2行目、付添の一ヶ月定期代です。
47	付添一3	3行目、付添の一ヶ月定期代です。
48	付添一4	4行目、付添の一ヶ月定期代です。
49	付添一5	5行目、付添の一ヶ月定期代です。
50	付添三1	1行目、付添の三ヶ月定期代です。
51	付添三2	2行目、付添の三ヶ月定期代です。
52	付添三3	3行目、付添の三ヶ月定期代です。
53	付添三4	4行目、付添の三ヶ月定期代です。
54	付添三5	5行目、付添の三ヶ月定期代です。
55	本人一日1	1行目、本人の一日乗車券代です。
56	本人一日2	2行目、本人の一日乗車券代です。
57	本人一日3	3行目、本人の一日乗車券代です。
58	本人一日4	4行目、本人の一日乗車券代です。
59	本人一日5	5行目、本人の一日乗車券代です。
60	付添一日1	1行目、付添の一日乗車券代です。
61	付添一日2	2行目、付添の一日乗車券代です。
62	付添一日3	3行目、付添の一日乗車券代です。
63	付添一日4	4行目、付添の一日乗車券代です。
64	付添一日5	5行目、付添の一日乗車券代です。
70	通学費メモ	通学費に関するメモです。
71	一旦帰宅	一旦帰宅がなければ0、あれば1が入ります。

トラブルシューティング

起こりがちなトラブルに対しての、説明と対処です。

# Q:支給ミスをしてしまいました。戻入したいのですが。

A:担当課にご相談ください。相談した上で他の支払期で減額すればよいとのことであれば、支給シートにマイナスの数字を入れるとちゃんとマイナスされます。 II段階の方については減額も半分になっていたりするのでご注意ください。

## Q:データが消えてしまいましたが、復旧できますか?

A:データについてはシステムではバックアップを取っていません。コンパクトフラッシュを使っている方もフロッ ピーを使っている方も、ときどき別の媒体(物理的に分かれている媒体)にバックアップを取りましょう。コンパクト フラッシュの容量が余っているからといって、コンパクトフラッシュの中に backup なんてフォルダを作ってコピー しておいてもコンパクトフラッシュの故障によるデータ損失は避けられません。 うっかりミスで消してしまった場合は、バックアップしたデータから戻すとその時点までは戻れます。その際はフ

アイルをバックアップから戻すだけで、他に特別な操作は必要ありません。

## Q:パスワードを間違えてしまいました。

A:全終了して、パスワードの入力からやり直してください。

## Q:パスワードを忘れてしまいました。

A:パスワード機能については Excel のブックを保存する際のパスワードを利用しています。システム側では対応できませんので、最初からやり直しになります。

Q:パスワードを変更したいのですが。

A:メインメニューから「データ保存先設定」を選んでください。変更メニューがあります。

## Q:銀行の総合振込用紙を出力しようとしたところ、子どもの名前が出てきません。

A:銀行情報が入力されていない子どもは表示しないようになっていますので、銀行情報が入力されているか 確認してください。

#### Q:施設入所の子どもはどのように入力したらよいでしょう?

A:支弁計算のメニューにある「基本情報設定」から設定します。施設入所の場合、一時入所で措置費が出な い場合は通学区分を「施設」にして、支弁段階は収入額・需要額調書で計算した段階を入れ、支給の対象に し、措置入所で措置費が出る場合は就学奨励費の対象にはなりませんので支弁段階を「措置」にします。この
場合、施設長の証明が必要なのでご注意ください。

Q:付き添いの通学費が出ない場合があるのですが?

A:付き添いの通学費については、障害区分が肢体・重度・重複になっていないと小学校4年生以上では支給されないようになっています。校長の判断で特に必要と認められた場合は支給することができます。 その場合は支弁計算メニューの「基本情報設定」で、障害区分を(通)がついているものにしてください。

Q:起動したときに「前回正しく終了されなかった可能性があります。作業終了時に前回起動時の環境を復元します。」というメッセージが出ることがあるのですが。

A:はじめての起動だったり、システムが強制終了された場合にこのメッセージが出ますが、多くの場合無害です。 Excel2000 以降の「ウインドウをタスクバーに表示」というオプションを切り替えて使うため、このようなメッセージ が出ることがあります。設定が変わってしまった場合は、ツール→オプション→表示→ウインドウをタス クバー に表示をクリックすれば元に戻ります。

Q:ファイルの保存先を設定せずにファイルを作ってしまい、行方不明になってしまいました。

A:Excel は何も指定しないと勝手にマイドキュメントに保存する習性があります。マイドキュメントをのぞいてみましょう。

#### Q:終了するときに下図のようなエラーがでます。

EXCEL.EXE	- アプリケーション エラー X
	"0x5d321595"の命令が"0x5d321595"のメモリを参照しました。メモリが"read"になることはできませんでした。
$\sim$	プログラムを終了するには [OK] をクリックしてください プログラムをデバッグするには [キャンセル] をクリックしてください
	<u> </u>

A: Excel2000 のバグだと思われます。ヘルプウインドウを出したまま終了するとこのようなエラーが出るようです。さほどの害はないと思われますが、ヘルプを閉じてから Excel を終了するようにしましょう。

Q:名前ファイルがないと怒られましたが、どこにありますか?

A:既存の名前ファイルがない場合は、データ保存先設定の所で、「設定」するとファイルを作るかどうか訊いて くるので、そこで「はい」と答えてください。自動的に作られます。

Q:支弁計算モジュールで「源泉の鬼」を使っても数字が入らないのですが…

A:Excel97 を使っている場合は、仕様かバグか分からないのですが窓同士での値の受け渡しが得意ではないようです。手計算の確認用にお使いください。

Q:データを他のパソコンに移したいのですが。

A:メインメニューの「データ保存先指定」で保存先を指定している4つのファイルを「4つセットで」新しいパソコン にコピーまたは移動してください。移動先のパソコンで作業を始めてしまっている場合、絶対にデータを混在 さ せないでください。思わぬ不具合の原因になります。 お問い合わせ

お問い合わせの際の連絡先と、注意事項です。

お問い合わせの前に

必ずこちらのトラブルシューティングを読んでください。 すでに答えが用意されている場合があります。

集めておかなければいけない情報

まず連絡する前に「何をしているときに」「何が起こり」「どうなったか」を整理してください。 たとえば、

- 何をしているときに:支給処理でマニュアルを読んだあと、メインメニューに戻ろうと「メインへ」ボタンを押した
   ら
- のが起こり:EXCEL.EXE アプリケーション エラー "0x5d321595" の命令が "0x5d321595" のメモリを参照しました。メモリが"read"になることはできませんでした。というエラーが出た
- どうなったか:奨励費システムが Excel ごと全部強制終了された

といった感じです。(ちなみにこれはここにある事例です。)

同じことをもう一度行ってみて、確実に再現するようであればご連絡ください。 再現する手順がわからないことには調査・対策・回答のどれもできなくなってしまいます。

また、どのバージョンで何が起こったのかを調べておいてください。

Office 2007 シリーズについては現在サポート対象外です。動作確認すら取れていません。

- Windows のバージョン(98, Me, 2000 or XP)
- Excel のバージョン(97, 2000, 2002 or 2003)
- 奨励費システムのバージョン

奨励費システムのバージョンについては下の図の「ココをクリック」を押すと、

フィンドウ(小) ヘルプ(H) 突動費システ	41175) FELA	ド,フテル	
交動費システ ② Microsoft Ex office アシス	んについて(A) ←己己等 cel ヘルブ(B) F1 ないトを超す(Q) た	<b>クリック</b> 名薄印刷·ソート	名薄の印刷、並び替
デー: アナリケーシントロ	) Shift+F1 lice Web ページ(例) の自動問題(R)。	転出処理	幼児・児童・生徒の 転出処理をします。
バージョン情報	(A) 単価を設定します。	繰越処理	システムの年度を 移行します。
支弁計算呼出	支弁計算や帳票の 出力をします。	ヘルブ	使い方を表示します。
支給処理呼出	各期の支払について 処理します。	全終了	作業終了するときは ここをクリック!
-			

このような画面が出てきます。

奨励費システムについて	×					
就学奨励費システム Version 3.1 for Excel						
就学奨励費システム for Excel は	- バージョン詳細 メインモジュールのバージョン 110301b					
と、神奈川県教育庁障害児教育 課の協力により作成されました。諸 権利については上記団体に帰属し	支弁段階モジュールのバージョン 110301b					
æ90	支給処理モジュールのバージョン 110301b					
	閉じる					

上記画面の「バージョン詳細」の枠の中をメモしてください。

連絡先

#### 委託契約約款

(総則)

- 第1条 委託者及び受託者は、この約款(契約書を含む。以下同じ。)に基づき、設計図書(別添の設計書、仕様書、図面、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約(この約款及び設計図書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の契約の履行を履行期間内に全部 完了(設計図書に定めがある場合は、契約の履行の目的物 の引渡しを含む。以下同じ。)し、委託者は、その契約代 金を支払うものとする。
- 3 履行方法その他契約を履行するために必要な一切の手段 については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場 合を除き、受託者がその責任において定める。
- 4 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏ら してはならない。この契約が終了した後も同様とする。
- 5 この約款に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 言語は、日本語とする。
- 7 この約款に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円と する。
- 8 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる 計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計 量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。
- 9 この約款及び設計図書における期間の定めについては
  民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48
  号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、専属管轄を除くほか、 委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 12 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委 託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代 表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して 行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体 のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受 託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行 為について当該代表者を通じて行わなければならない。 (内訳書及び工程表)
- 第2条 受託者は、この契約書を提出する際に設計図書に基 づいて、内訳書を作成し、委託者に提出しなければならな い。ただし、別添の設計書に内訳を記載することによりこ れに代えることができる。
- 2 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定める 条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定す る本市の休日を除く。)以内に、設計図書に基づいて、工 程表を作成し、委託者に提出しなければならない。ただし、

委託者が必要がないと認めたときは、省略することができ る。

3 内訳書及び工程表は、委託者及び受託者を拘束するもの ではない。

(着手届出)

- 第3条 受託者は、この契約締結後5日(横浜市の休日を定 める条例(平成3年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規 定する本市の休日を除く。)以内に、契約履行着手届出書 を、委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が 必要がないと認めたときは、省略することができる。 (権利義務の譲渡等の制限)
- 第4条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第 三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に 供してはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を 得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、契約の履行の目的物並びに材料のうち第11条 第2項の規定による検査に合格したもの及び第32条第4項 の規定による部分払のための確認を受けたものを第三者に 譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供して はならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場 合は、この限りでない。

(著作権の譲渡等)

- 第5条 受託者は、契約の履行の目的物が著作権法(昭和45 年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以 下この条において「著作物」という。)に該当する場合に は、当該著作物に係る受託者の著作権(著作権法第21条か ら第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引 渡時に委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、受託 者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作 権は、受託者に留保するものとし、この著作物を改変、翻 案又は翻訳することにより作成された著作物の著作権は、 当該著作権の引渡時に受託者が当該権利の一部を委託者に 無償で譲渡することにより、委託者と受託者の共有とする ものとする。
- 2 委託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該契約の履行の目的物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該契約の履行の目的物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
- 3 受託者は、契約の履行の目的物が著作物に該当する場合 において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のために その内容を改変しようとするときは、その改変に同意する ものとする。また、委託者は、契約の履行の目的物が著作 物に該当しない場合には、当該契約の履行の目的物の内容 を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
- 4 受託者は、契約の履行の目的物(契約を履行する上で得られた記録等を含む。)が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該契約の履行

の目的物を使用又は複製し、また、第1条第4項の規定に かかわらず当該契約の履行の目的物の内容を公表すること ができる。

- 5 受託者は、第1項ただし書の規定により共有となった著 作物を第三者に提供する場合においては、あらかじめ、委 託者の承諾を得なければならない。この場合において、承 諾の内容は、委託者と受託者とが協議して定める。
- 6 委託者は、受託者が契約の履行の目的物の作成に当たって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- 7 受託者は、次条第1項ただし書の規定により第三者に委任し、又は請け負わせる場合には、前各号に定める規定を 当該第三者が遵守するように必要な措置を講じなければならない。
- (一括委任又は一括下請負の禁止)
- 第6条 受託者は、契約の履行の全部又は主たる部分を一括 して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただ し、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りで ない。
- 2 受託者は、契約の履行において下請負契約を締結した場合は、下請負人の商号又は名称その他委託者の定める事項を、すみやかに委託者に通知しなければならない。 (特許権等の使用)
- 第7条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権そ の他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利(以下 「特許権等」という。)の対象となっている材料、履行方 法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負 わなければならない。ただし、委託者がその材料、履行方 法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象 である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らな かったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要し た費用を負担しなければならない。
- (特許権等の発明等)
- 第8条 受託者は、契約の履行に当たり、特許権等の対象と なるべき発明又は考案をした場合には、委託者に通知しな ければならない。
- 2 前項の場合において、当該特許権等の取得のための手続 及び権利の帰属等に関する詳細については、委託者と受託 者とが協議して定めるものとする。

(現場責任者等)

第9条 受託者は、この契約の履行に当たり、現場責任者を 定め、契約締結後5日(横浜市の休日を定める条例(平成3 年12月横浜市条例第54号)第1条第1項に規定する本市の休 日を除く。)以内に、その氏名その他必要な事項を委託者 に通知しなければならない。現場責任者を変更した場合も 同様とする。

- 2 現場責任者は、この契約の履行に関して従事者を指揮監 督するものとする。
- 3 受託者は、この契約の履行の着手前に、契約の履行に従 事する者の氏名その他必要な事項を委託者に通知しなけれ ばならない。

(監督員)

- 第9条の2 委託者は、監督員を置いたときは、その氏名 を受託者に通知しなければならない。監督員を変更した ときも、同様とする。ただし、市長、水道事業管理者又 は交通事業管理者が、それぞれの権限(他の者に委任し ている場合は、当該受任者の権限を含むものとする。)に 属する契約について特に定めた場合には、その氏名を受 託者に通知しなくてよいものとする。
- 2 監督員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの 約款に基づく委託者の権限とされる事項のうち委託者が 必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に 定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
  - (1) この契約の履行についての受託者又は受託者の現場 責任者に対する指示、承諾又は協議
  - (2) この契約の履行の進捗の確認、設計図書の記載内容 と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査
- 3 委託者は、2人以上の監督員を置き、前項の権限を分 担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限 の内容を、監督員にこの約款に基づく委託者の権限の一 部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、 受託者に通知しなければならない。
- 4 委託者が監督員を置いたときは、受託者は、この約款 に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除につい ては、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して 行うものとする。この場合においては、監督員に到達し た日をもって委託者に到達したものとみなす。
- 5 委託者が監督員を置かないときは、この約款に定める 監督員の権限は、委託者に帰属する。 (履行の報告)
- 第10条 受託者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について、委託者に報告しなければならない。 (材料の品質、検査等)
- 第11条 受託者は、設計図書に品質が明示されていない材料 については、中等の品質を有するものを使用しなければな らない。
- 2 受託者は、設計図書において委託者の検査(確認を含む。 以下この条において同じ。)を受けて使用すべきものと指 定された材料については、当該検査に合格したものを使用 しなければならない。この場合において、検査に直接必要 な費用は、受託者の負担とする。
- 3 委託者は、受託者から前項の検査を求められたときは、 当該請求を受けた日から7日以内に、これに応じなければ ならない。

(支給材料及び貸与品)

- 第12条 委託者から受託者に支給する材料(以下「支給材料」という。)及び貸与する機械器具(以下「貸与品」という。)の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。
- 2 委託者は、支給材料又は貸与品を受託者の立会いの上、 委託者の負担において、検査して引き渡さなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、 品質、規格又は性能が設計書の定めと異なり、又は使用に 適当でないと認めたときは、受託者は、遅滞なく、その旨 を委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた日から7日以内に、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 委託者は、受託者から第2項後段の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該 支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸 与品を引き渡し、又は支給材料若しくは貸与品の品名、数 量、品質、規格若しくは性能を変更しなければならない。
- 5 委託者は、前項の規定にかかわらず、受託者に対して、 その理由を明示して、当該支給材料又は貸与品の使用を求 めることができる。
- 6 委託者は、必要があると認めるときは、支給材料又は貸 与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又 は引渡時期を変更することができる。
- 7 委託者は、前3項の場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受託者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意を もって保管しなければならない。
- 9 受託者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(第2項の検査により発見することが困難であったものに限る。)があり、使用に適当でないと認めたときは、直ちに、その旨を委託者に通知しなければならない。この場合においては、第4項、第5項及び第7項の規定を準用する。
- 10 受託者は、契約の履行の全部の完了、設計図書の変更等 によって不用となった支給材料又は貸与品を、設計図書に 定めるところにより、委託者に返還しなければならない。
- 11 受託者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が減失し、若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 12 受託者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に 明示されていないときは、委託者の指示に従わなければな らない。

(設計図書に不適合な場合の措置等)

- 第13条 受託者は、契約の履行が設計図書に適合しない場合 において、委託者が、再履行その他の措置を請求したとき は、これに従わなければならない。
- 2 委託者は、前項の不適合が委託者の指示による等委託者 の責めに帰すべき理由による場合であって、必要があると 認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託 者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければな らない。

(条件変更等)

- 第14条 受託者は、契約の履行に当たり、次の各号のいずれ かに該当する事実を発見したときは、直ちに、その旨を委 託者に通知し、その確認を求めなければならない。
  - (1)設計図書の表示が明確でないこと(設計書、図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に対する質問回答書が交互符合しないこと、並びに設計図書に誤り又は漏れがあることを含む。)。
  - (2) 履行場所の形状、地質、湧水等の状態、履行上の制約 等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件と実際の履行場所の状態が一致しないこと。
  - (3) 設計図書で明示されていない履行条件について、予期 することのできない特別の状態が生じたこと。
- 2 委託者は、前項の確認を求められたとき、又は自ら同項 各号に掲げる事実を発見したときは、受託者の立会いの上、 直ちに、調査を行わなければならない。ただし、受託者が 立会いに応じない場合には、受託者の立会いを得ずに調査 を行うことができる。
- 3 委託者は、前項の規定による調査について、受託者の意見を聴いた上、当該調査の結果(これに対して執るべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。)をとりまとめ、当該調査の終了後14日以内に、受託者に通知しなければならない。ただし、委託者は、当該期間内に受託者に通知することができないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受託者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果、第1項各号に掲げる事実が委託者及 び受託者によって確認された場合において、必要があると 認められるときは、次に掲げるところにより、設計図書を 訂正し、又は変更しなければならない。

1) 第1項第1方に該当し	安託有かけり。
、設計図書を訂正する場	
合	
(2) 第1項第2号又は第3	委託者が行う。
号に該当し、設計図書を	
変更する場合で、契約の	
履行の内容の変更を伴う	
もの	
(3) 第1項第2号又は第3	委託者と受託者とが協
号に該当し、設計図書を	議して行う。
変更する場合で、契約の	

履行の内容の変更を伴わ ないもの

5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更を行った場合 において、委託者は、必要があると認められるときは履行 期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたと きは必要な費用を負担しなければならない。

(設計図書の変更)

第15条 委託者は、前条第4項に定めるものを除くほか、必 要があると認めるときは、設計図書の変更の内容を受託 者に通知して、設計図書を変更することができる。この 場合において、委託者は、必要があると認められるとき は履行期間又は契約代金額を変更し、受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(代替方法等の提案)

- 第16条 受託者は、設計図書等について、技術的又は経済的 に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案した ときは、委託者に対して、当該発見又は発案に基づき設計 図書等の変更を提案することができる。
- 2 委託者は、前項に規定する受託者の提案を受けた場合に おいて、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を 受託者に通知しなければならない。
- 3 委託者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は契約代金額を変更しなければならない。 (契約の履行の一時中止)
- 第17条 履行場所等の確保ができない等のため又は暴風、豪 雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災その他の自然 的若しくは人為的な事象(以下「天災等」という。)であ って受託者の責めに帰すことができないものにより、契約 の履行の目的物等に損害を生じ、若しくは履行場所の状態 が変動したため、受託者が契約を履行できないと認められ るときは、委託者は、契約の履行の一時中止の内容を直ち に受託者に通知して、契約の履行の全部又は一部を一時中 止させなければならない。
- 2 委託者は、前項に定めるものを除くほか、必要があると 認めるときは、契約の履行の全部又は一部を一時中止させ ることができる。
- 3 委託者は、前2項の規定により契約の履行を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは履行期間又は契約代金額を変更し、受託者が契約の履行の続行に備え履行場所を維持し、又は従事者、機械器具等を保持するための費用等の契約の履行の一時中止に伴う増加費用を必要としたときその他受託者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の延長)

第18条 受託者は、その責めに帰すことができない理由によ り履行期間内に業務を完了することができないときは、そ の理由を明示した書面により、委託者に履行期間の延長を 請求することができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、 必要があると認められるときは、履行期間を延長しなけれ ばならない。委託者は、その履行期間の延長が委託者の責 めに帰すべき理由による場合においては、契約代金額につ いて必要と認められる変更を行い、又は受託者に損害を及 ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の短縮等)
- 第19条 委託者は、特別の理由により履行期間を短縮する必 要があるときは、受託者に対して、履行期間の短縮を求め ることができる。
- 2 委託者は、この約款の他の条項の規定により履行期間を 延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長 する履行期間について、受託者に通常必要とされる履行期 間に満たない履行期間への変更を請求することができる。
- 3 前2項の場合において、委託者は、必要があると認められるときは契約代金額を変更し、受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (履行期間の変更の方法)
- 第20条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は前条第1項若しくは第2項の規定による履行期間の変更については、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、当該協議の開始の日から14日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、履行期間を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意見を聴いて定め、受託者に通知する。 (契約代金額等の変更の方法)
- 第21条 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項又は第19条第3項の規定による契約代金額の変更については、契約締結時の価格を基礎として、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更し、受託者に通知するものとする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意 見を聴いて定め、受託者に通知するものとする。
- 3 第12条第7項(同条第9項後段において準用する場合を 含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第15条、第17条第 3項、第18条第2項、第19条第3項、第23条第4項、第24 条ただし書又は第30条第3項の規定により委託者が負担す る費用の額については、委託者と受託者とが協議して定め る。

(賃金又は物価の変動に基づく契約代金額の変更)

第22条 委託者又は受託者は、契約期間内で委託契約締結の 日から12月を経過した後に、日本国内における賃金水準又 は物価水準の変動により契約代金額が不適当となったと認 めたときは、相手方に対して契約代金額の変更を請求する ことができる。

- 2 委託者又は受託者は、前項の規定による請求があったと きは、変動前委託代金額(契約代金額から当該請求時の履 行済部分に相応する委託代金額を控除した額をいう。以下 この条において同じ。)と変動後委託代金額(変動後の賃 金又は物価を基礎として算出した変動前委託代金額に相応 する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のう ち、変動前委託代金額の1,000分の15を超える額につき、 契約代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前委託代金額及び変動後委託代金額は、請求のあっ た日を基準とし、物価指数等に基づき委託者と受託者が協 議して定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内 に当該協議が成立しない場合には、委託者は、変動前委託 代金額及び変動後委託代金額を定め、受託者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、この条の規定により契約代 金額の変更を行った後、再度行うことができる。この場合 においては、同項中「委託契約締結の日」とあるのは、「 直前のこの条に基づく契約代金額変更の基準とした日」と 読み替えるものとする
- 5 特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内に おける価格に著しい変動を生じ、契約代金額が不適当とな ったときは、委託者又は受託者は、契約代金額の変更を求 めることができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、履行期間内 に日本国内において急激なインフレーション又はデフレー ションを生じ、契約代金額が著しく不適当となったときは、 委託者又は受託者は、前項の規定にかかわらず、契約代金 額の変更を求めることができる。
- 7 前2項の規定による請求があった場合において、当該契 約代金額の変更については、委託者と受託者とが協議して 定める。ただし、当該協議の開始の日から21日以内に当該 協議が成立しない場合には、委託者は、契約代金額を変更 し、受託者に通知するものとする。
- 8 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意 見を聴いて定め、受託者に通知する。 (臨機の措置)
- 第23条 受託者は、災害防止等のため必要があると認めると きは、臨機の措置を執らなければならない。この場合にお いて、必要があると認めるときは、受託者は、あらかじめ、 委託者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむ を得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 受託者は、前項の場合においては、その執った措置の内 容について委託者に直ちに通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害の防止その他契約の履行上特に必要があ ると認めるときは、受託者に対して臨機の措置を執ること を請求することができる。
- 4 受託者が第1項又は前項の規定により臨機の措置を執っ た場合は、当該措置に要した費用のうち、受託者が契約代 金額の範囲内において負担することが適当でないと認めら

れる部分については、委託者がこれを負担する。

(一般的損害)

第24条 契約の履行について生じた損害(次条第1項又は第 2項に規定する損害を除く。)は、受託者の負担とする。 ただし、当該損害のうち委託者の責めに帰すべき理由によ り生じたもの(設計図書に定めるところにより付された保 険によりてん補された部分を除く。)については、委託者 がこれを負担しなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

- 第25条 契約の履行について第三者に損害を及ぼしたときは、 次項に定める場合を除き、受託者がその損害を賠償しなけ ればならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰 すべき理由により生じたもの(設計図書に定めるところに より付された保険によりてん補された部分を除く。)につ いては、委託者がこれを負担しなければならない。ただし、 受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りなが らこれを通知しなかったときは、この限りでない。
- 2 契約の履行に伴い通常避けることができない騒音、振動、 地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害(設 計図書に定めるところにより付された保険によりてん補さ れた部分を除く。)を及ぼしたときは、委託者がその損害 を負担しなければならない。ただし、その損害のうち契約 の履行につき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったこ とにより生じたものについては、受託者がこれを負担しな ければならない。
- 3 前2項の場合その他契約の履行について第三者との間に 紛争を生じた場合においては、委託者と受託者とが協議し てその処理解決にあたるものとする。

(契約代金額の変更に代える設計図書の変更)

- 第26条 委託者は、第12条第7項(同条第9項後段において 準用する場合を含む。)、第13条第2項、第14条第5項、第 15条、第16条第3項、第17条第3項、第18条第2項、第19 条第3項、第22条第1項、第5項若しくは第6項、第23条 第4項、第24条又は第30条第3項の規定により契約代金額 を変更すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特 別の理由があるときは、変更すべき契約代金額又は負担す べき費用の全部又は一部に代えて設計図書を変更すること ができる。この場合において、設計図書の変更の内容は、 委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の 日から21日以内に当該協議が成立しない場合には、委託者 は、設計図書の変更の内容を定め、受託者に通知するもの とする。
- 2 前項の協議の開始の日については、委託者が受託者の意 見を聴いて定め、受託者に通知する。 (中間検査)
- 第27条 受託者は、契約の履行に関し、委託者が必要と認め るときは、契約の履行の完了前に、受託者の立会いの上、 委託者の検査を受けなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、

委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。

- 2 中間検査の実施の期日及び場所は、委託者と受託者とが 協議して定める。
- 3 受託者は、中間検査の期日までに、当該検査に係る準備 を完了しなければならない。
- 4 受託者は、正当な理由なく中間検査に立ち会わなかった ときは、中間検査の結果について異議を申し出ることがで きない。
- (完了検査)
- 第28条 受託者は、契約の履行の全部が完了したときは、遅 滞なく、その旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定による通知を受けたときは、その 日から起算して10日以内に、受託者の立会いの上、契約の 履行の全部の完了を確認するための検査を完了しなければ ならない。この場合において、検査に直接必要な費用は、 受託者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失によ り、過分の費用を要した分については、委託者がこれを負 担しなければならない。
- 3 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。

(契約代金の支払)

- 第29条 受託者は、前条第2項(同条第3項後段の規定によ り適用される場合を含む。第3項において同じ。)の規定 による検査に合格したときは、委託者に契約代金の支払を 請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求を受けたときは、その 日から起算して30日以内に契約代金を支払わなければなら ない。
- 3 委託者がその責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、前項の期間(以下この項において「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(消費税等率変動に伴う契約代金額の変更)

- 第29条の2 消費税法(昭和63年法律第108号)等の改正等 によって消費税等率に変動が生じた場合は、特段の変更手 続を行うことなく、相当額を加減したものを契約代金額と する。ただし、国が定める経過措置等が適用され、消費税 等額に変動が生じない場合には、当該経過措置等の取扱い に従うものとする。
- (完了検査前の使用)
- 第30条 委託者は、第28条第2項の規定による検査前におい ても、契約の履行の目的物の全部又は一部を受託者の承諾

を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良 な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による使用により受託者に損害 を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。 (前金払)
- 第31条 受託者は、別に定めるところにより、前払金の支払 を委託者に請求することができる。

(部分払及び部分検査)

- 第32条 受託者は、契約の履行の全部の完了前に、履行済部 分に相応する契約代金額について、次項以下に定めるとこ ろにより、委託者に対して、部分払を請求することができ る。
- 2 部分払の回数及び時期は、あらかじめ委託者の指定する ところによる。
- 3 受託者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る契約の履行の完了部分の確認を委託者に請求しなければならない。
- 4 委託者は、前項の規定による確認の請求があったときは、 当該請求を受けた日から起算して10日以内に、受託者の立 会いの上、設計図書に定めるところにより、当該確認をす るための検査を行わなければならない。この場合において、 検査に直接必要な費用は、受託者の負担とする。ただし、 委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分につ いては、委託者が負担しなければならない。
- 5 受託者は、契約の履行の内容が前項の規定による検査に 合格しないときは、直ちに、必要な措置を執った上、委託 者の検査を受けなければならない。この場合においては、 必要な措置の完了を契約の履行の全部の完了とみなして前 2項の規定を適用する。
- 6 受託者は、第4項の規定による検査に合格したときは、 委託者に部分払を請求することができる。この場合において、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

(部分払金の不払に対する契約の履行の中止)

- 第33条 受託者は、委託者が前条の規定に基づく支払を遅延 し、相当の期間を定めてその支払を請求したにもかかわら ず支払をしないときは、契約の履行の全部又は一部の履行 を一時中止することができる。この場合においては、受託 者は、直ちにその旨を委託者に通知しなければならない。
- 2 委託者は、前項の規定により受託者が契約の履行を中止 した場合において、必要があると認められるときは履行期 間若しくは契約代金額を変更し、又は受託者が契約の履行 の続行に備え履行場所を維持し若しくは従事者、機械器具 等を保持するための費用その他の契約の履行の一時中止に 伴う増加費用を必要とし若しくは受託者に損害を及ぼした ときは必要な費用を負担しなければならない。

(契約不適合責任)

第34条 委託者は、契約の履行の目的物が種類、品質又は数

量に関して契約の内容に適合しないもの(以下、「契約不 適合」という。) であるときは、受託者に対して当該契約 不適合の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を求め ることができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を 要するときは、委託者は、当該履行の追完を求めることが できない。

- 2 前項の場合において、受託者は、委託者に不相当な負担を課するものでないときは、委託者が請求した方法と 異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、委託者が相当の期間を定めて 履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がない ときは、委託者は、その不適合の程度に応じて代金の減 額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれ かに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金 の減額を請求することができる。
  - (1) 履行の追完が不能であるとき。
  - (2) 受託者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (3) 契約の履行の目的物の性質又は当事者の意思表示に より、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受 託者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
  - (4)前3号に掲げる場合のほか、委託者がこの項の規定 による催告をしても履行の追完を受ける見込みがない ことが明らかであるとき。

(委託者の催告による解除権)

- 第35条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期 間内に履行がないときは、この契約を解除することができ る。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履 行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微である ときは、この限りではない。
  - (1) 正当な理由なく、契約の履行に着手すべき期日を過ぎ ても着手しないとき。
  - (2) 履行期間内に契約の履行の全部を完了しないとき又は 履行期間経過後相当の期間内に契約の履行の全部を完了 する見込みが明らかにないと認められるとき。
  - (3) 第9条に規定する現場責任者を設置しなかったとき。
  - (4) 正当な理由なく、第34条第1項の履行の追完がなされ ないとき又は同条第3項に規定する代金の減額がなされ ないとき。

(5)前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。 (委託者の催告によらない解除権)

- 第36条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、直ちにこの契約の解除をすることができる。
  - (1) 第4条の規定に違反し、この契約により生ずる権利又 は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はそ の権利を担保に供したとき。
- (2) この契約の履行の全部を完了させることができないこと

が明らかであるとき。

- (3)受託者がこの契約の履行の全部の完了を拒絶する意思を 明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者 がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示 した場合において、残存する部分のみでは契約をした 目的を達することができないとき。
- (5) 契約の目的物の性質や当事者の意思表示により、特定の 日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目 的を達することができない場合において、受託者が履 行をしないでその時期を経過したとき。
- (6)前各号に掲げる場合のほか、受託者がその債務の履行を せず、委託者が前条の催告をしても契約をした目的を 達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明 らかであるとき。
- (7) 契約の履行に当たって法令の規定により必要な許可又は 認可等を失ったとき。
- (8)経営状態が悪化し、又はそのおそれがあると認められる 相当の理由があるとき。
- (9) 第39条又は第40条の規定によらないで契約の解除を申し 出たとき。
- (10) 受託者が第44条の2第1項各号のいずれかに該当した とき。
- 第36条の2 委託者は、神奈川県警察本部長からの通知又 は回答により、受託者が次の各号のいずれかに該当する ときは、この契約を解除することができる。
  - (1) 横浜市暴力団排除条例(平成23年12月横浜市条例第 51号。以下、本条において、「条例」という。)第2条 第2号に規定する暴力団(以下、「暴力団」という。)、 条例第2条第4号に規定する暴力団員等(以下、「暴力 団員等」という。)、条例第2条第5号に規定する暴力 団経営支配法人等又は条例第7条に規定する暴力団員 等と密接な関係を有すると認められる者であるとき。
  - (2) 神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号)第23条第1項又は第2項に違反している事実があるとき。
  - (3)受託者が、この契約に関して、下請負契約又は資材、 原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方 が第1号又は第2号のいずれかに該当することを知り ながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (4) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者を下請負契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(第 3号に該当する場合を除く。)に、委託者が受託者に対 して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。
  - (5) 受託者が、この契約に関して、第1号又は第2号の いずれかに該当する者に契約代金債権を譲渡したとき。
- 2 受託者が共同企業体の場合にあっては、前項の規定は

その構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用 する。

- 3 第1項の規定により、委託者が契約を解除した場合に おいては、受託者は、契約代金額の10分の1に相当する 額を違約金として委託者の指定する期間内に支払わなけ ればならない。ただし、地方自治法第234条の3に基づく 長期継続契約においては、この条における契約代金額を、 契約代金の総額と読み替える。
- 4 前項の場合において、受託者が共同企業体であるとき は、構成員は、連帯して委託者に支払わなければならな い。

(委託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第37条 第35条又は第36条各号に定める場合が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、前2条の規定による解除をすることができない。 (委託者の任意解除権)
- 第38条 委託者は、契約の履行が完了しない間は、第35条、 第36条及び第36条の2に規定する場合のほか、必要がある ときは、この契約を解除することができる。
- (受託者の催告による解除権)
- 第39条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相 当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行 がないときは、この契約を解除することができる。ただし、 その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約 及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この 限りではない。

(受託者の催告によらない解除権)

- 第40条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、 直ちにこの契約を解除することができる。
  - (1)第15条の規定により設計図書を変更したため契約代金 額が3分の2以上増減(消費税等率の変動に伴う金額の 増減は含まない。)したとき。
  - (2)第17条の規定によるこの契約の履行の中止が履行期間の10分の5(履行期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。ただし、中止が契約の履行の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の契約の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
  - (3) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合に おいて、損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請 求することができる。

(受託者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

- 第41条 第39条又は第40条各号に定める場合が受託者の責め に帰すべき事由によるものであるときは、受託者は、前二 条の規定による解除をすることができない。 (合意解除)
- 第42条 委託者は、必要があると認めるときは、第35条から

前条までの規定にかかわらず、契約の相手方と協議して、 契約の全部又は一部を解除することができる。 (解除に伴う措置)

- 第43条 委託者は、第35条、第36条、第36条の2、第39条、 第40条又は第42条の規定によりこの契約が解除された場合 においては、契約の履行の完了部分を検査の上、当該検査 に合格した部分に相応する契約代金を受託者に支払わなけ ればならない。この場合において、検査に直接要する費用 は、受託者の負担とする。
- 2 前項の場合において、第31条の規定による前金払があったときは、当該前払金の額(第32条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を前項の契約の履行の完了部分に相応する契約代金額から控除する。この場合において、受託者は、支払済みの前払金になお余剰があるときは、次の各号に定めるところにより、その余剰金を委託者に返還しなければならない。
  - (1) 解除が第35条、第 36条又は第36条の2 の規定に基づくとき。

払の日から返還の日までの日 数に応じ、契約日における、 政府契約の支払遅延防止等に 関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第8条第1項の規定に 基づき財務大臣が決定する率 を乗じて計算した額(計算し て求めた額の全額が100円未 満であるときは全額を、100円 未満の端数があるときはその 端数を切り捨てるものとす る。)の利息を付した額 当該余剰額

当該余剰金に、前払金の支

(2) 解除が第38条、第
 39条、第40条又は第
 42条の規定に基づく
 とき。

- 3 受託者は、この契約が解除になった場合において、支給 材料があるときは、第1項の契約の履行の完了部分の検査 に合格した部分に使用されているものを除き、委託者に返 還しなければならない。この場合において、当該支給材料 が受託者の故意又は過失により滅失し、若しくはき損した とき、その返還が不可能となったとき、又は契約の履行の 完了部分の検査に合格しなかった部分に使用されていると きは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返 還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受託者は、この契約が解除になった場合において、貸与 品があるときは、当該貸与品を委託者に返還しなければな らない。この場合において、当該貸与品が受託者の故意又 は過失により滅失し、若しくはき損したとき、又はその返 還が不可能となったときは、代品を納め、若しくは原状に 復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなけれ

ばならない。

- 5 受託者は、この契約が解除になった場合において、履行 場所に受託者が所有し、又は管理する材料、機械器具その 他の物件(下請負人が所有し、又は管理するこれらの物件 及び前2項の材料又は貸与品のうち委託者に返還しないも のを含む。)があるときは、受託者は、当該物件を撤去す るとともに、当該履行場所を修復し、取り片付けて、委託 者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の 期間内に当該物件を撤去せず、又は履行場所等の修復若し くは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件を処分し、履行場所等の修復若しくは取片付 けを行うことができる。この場合においては、受託者は、 委託者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申 し出ることができず、また、委託者の処分又は修復若しく は取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第3項前段又は第4項前段の規定により受託者が支給材料又は貸与品を返還する場合の期限、方法等については、次の各号に定めるところによる。
  - (1) 解除が第35条、第 委託者が定める。
     第36条又は第36条の
     2の規定に基づくと
     き。
     (2) 解除が第38条、第 受託者が委託者の意見を聴
     20条 第40条又は第 いて定める
- 39条、第40条又は第 いて定める。42条の規定に基づくとき。
- 8 第3項後段、第4項後段及び第5項の規定により受託者 が執るべき措置の期限、方法等については、委託者が受託 者の意見を聴いて定めるものとする。
- (委託者の損害賠償請求等)
- 第44条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。
  - (1) 受託者の責めに帰すべき理由により履行期間内に契約 の履行の全部を完了することができないとき
  - (2) この契約の履行の目的物に契約不適合があるとき
  - (3) 第35条又は第36条の規定により、この契約が解除され たとき。
  - (4) 前各号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行 をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 前項第1号の損害金の額は、契約代金額に、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令(昭和31年政令第337号)第29条第1項に規定する財務大臣が定める率(年当たりの割合は、閏(じゅん)年の日を含む期間についても、365日の割合とする。)で計算した額を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)とする。こ

の場合において、委託者が認めた履行済部分に相応する契約代金額は控除するものとする。ただし、全部の履行がなされなければ契約の目的が達せられないときは、この限りでない。なお、遅延日数は、委託者の責めに帰すべき理由による日数を控除したものとする。また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条における契約代金額を、履行期間の始期から履行期間の満了までの契約代金の総額(以下「契約代金の総額」という。)と読み替える。

3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者 は、第1項の損害賠償に代えて、契約代金額の10分の1に 相当する額を違約金として委託者の指定する期間内に支払 わなければならない。ただし、地方自治法第234条の3に 基づく長期継続契約においては、この条における契約代金 額を、契約代金の総額と読み替える。

(1) 第35条又は第36条の規定により契約の履行の全部の完 了前に契約が解除された場合

(2) 契約の履行の全部の完了前に、受託者がその債務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合

4 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項 第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受託者について破産法(平成16年法律第75号)の規定 による破産手続開始の決定があった場合において、同法の 規定により選任された破産管財人

(2) 受託者について会社更生法(平成14年法律第154号) の規定による更生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された管財人

(3) 受託者について民事再生法(平成11年法律第225号) の規定による再生手続開始の決定があった場合において、 同法の規定により選任された再生債務者等

- 5 第1項及び第3項各号に定める場合(第4項の規定により同項各号が第3項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第3項各号の規定は適用しない。 (談合等不正行為に対する措置)
- 第44条の2 受託者は、この契約に関して、次の各号のいず れかに該当するときは、該当した時点における契約代金額 の10分の2に相当する額を損害賠償金として委託者の指定 する期間内に支払わなければならない。ただし、地方自治 法第234条の3に基づく長期継続契約においては、この条 における契約代金額を、契約代金の総額と読み替える。
- (1)受託者又は受託者を構成事業者とする私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第2条第2項の事業者団体(以下「受託者等」という。)が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反したとして、受託者等に対する独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規

定に基づく排除措置命令(以下「排除措置命令」という。) ) 又は独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の 3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金 の納付命令(以下「納付命令」という。)が確定したとき (確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定によ り取り消されたときを含む。)。

- (2)前号に掲げるもののほか、確定した排除措置命令又は納付命令(独占禁止法第63条第2項の規定により取り消されたものを含む。次号において同じ。)により、受託者等が、この契約について独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3)確定した排除措置命令又は納付命令により、受託者等に 独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為 があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分 野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に おいて、当該期間にこの契約の入札(見積書の提出を含む。) が行われたものであり、かつ、この契約が当該取引分野 に該当するものであるとき。
- (4) 受託者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。
   )の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止 法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑 が確定したとき。
- 2 前項の規定は、この契約による業務が完了した後におい ても同様とする。
- 3 第1項に規定する場合において、受託者が共同企業体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金を請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して当該賠償金を支払わなければならない。

(受託者の損害賠償請求等)

- 第45条 受託者は、委託者が次の各号のいずれかに該当する 場合は、これによって生じた損害の賠償を請求することが できる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取 引上の社会通念に照らして委託者の責めに帰することがで きない事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第38条、第39条又は第40条の規定によりこの契約が解除 されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をし ないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 委託者の責めに帰すべき理由により、第29条又は第32条の規定による契約代金の支払が遅れた場合においては、受託者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額(計算して求めた額の全額が100円未満であるときは全額を、100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。)の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。

(契約不適合責任期間)

- 第46条 受託者が契約の履行の目的物に関して契約の内容に 適合しない目的物を委託者に引き渡した場合において、委 託者がその不適合を知った時から1年以内にその旨を受託 者に通知しないときは、委託者は、その不適合を理由とし て、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請 求又は契約の解除をすることができない。ただし、受託者 が引渡しの時にその不適合を知り、又は重大な過失によっ て知らなかったときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、委託者の権利の行使ができる 期間について仕様書等で別段の定めをした場合は、その仕 様書等の定めるところによる。
- 3 前2項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等、当該請求等の根拠を示して、委託者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 委託者が第1項又は第2項に規定する契約不適合に係る 請求等が可能な期間(以下、この項「契約不適合期間」という。)の内に契約不適合を知り、その旨を受託者に通知 した場合において、委託者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する請求等をしたときは、契約不適合期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 委託者は、第1項又は第2項の請求等を行ったときは、 当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時 効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を することができる。
- 6 前各項の規定は、契約不適合が受託者の故意又は重過失 により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に 関する受託者の責任については、民法の定めるところによ る。
- 7 第1項の規定は、契約の履行の目的物の契約不適合が支給材料の性質又は委託者の指示により生じたものであるときは、委託者は契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受託者がその材料又は指示が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(暴力団等からの不当介入の排除)

- 第47条 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力 団員等からの不当介入を受けた場合は、遅滞なく委託者に 報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な 協力をしなければならない。
- 2 受託者は、前項の不当介入を受けたことにより、履行期間に遅れが生じるおそれがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わなければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期間延長の請求を行うものとする。
- 3 受託者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員 等からの不当介入による被害を受けた場合には、その旨を 直ちに委託者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄

の警察署に提出しなければならない。

4 受託者は、前項の被害により履行期間に遅れが生じるお それがある場合は、委託者と履行期間に関する協議を行わ なければならない。その結果、履行期間に遅れが生じると 認められたときは、第18条の規定により、委託者に履行期 間延長の請求を行うものとする。

(相殺)

第48条 委託者は、この契約に基づいて委託者が負う債務を この契約又は他の契約に基づいて受託者が負う債務と相殺 することができる。

(概算契約)

- 第49条 この契約書に概算契約である旨の記載がある契約( 以下この条において「概算契約」という。)にあっては、 設計図書記載の数量及び契約書記載の契約代金額は概算で あり、増減することがある。この場合にあっては、本市が 支払う金額は、履行期間内の実際の履行数量に契約書又は 内訳書に記載した単価を乗じた金額に消費税及び地方消費 税相当額を加算した額とする。
- 2 概算契約においては、第44条中「契約代金額」は「履行 期間内の実際の履行数量に契約書又は内訳書に記載した単 価を乗じた金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した 額」と読み替える。

(補則)

第50条 この約款に定めのない事項については、横浜市契約 規則(昭和39年3月横浜市規則第59号)(水道事業管理者の 権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平 成20年3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替 えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限 に属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20 年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替えて 準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。)の 定めるところによるほか、必要に応じて、委託者と受託者 とが協議して定める。

#### 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項

(情報を取り扱う際の基本的事項)

- 第1条 この特記事項(以下「特記事項」という。)は、委託契約約款 (以下「約款」という。)の特記条項として、電子計算機処理等(開発、 運用、保守及びデータ処理等をいう。)の委託契約に関する横浜市(以 下「委託者」という。)が保有する情報(非開示情報(横浜市の保有する 情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号)第7条第 2項に規定する非開示情報をいう。以下同じ。)及び非開示情報以外 の情報をいう。以下同じ。)の取扱いについて、必要な事項を定めるも のである。
- 2 情報を電子計算機処理等により取り扱う者(以下「受託者」という。) は、情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を遂行するた めの情報の取扱いにあたっては、委託者の業務に支障が生じることの ないよう、情報を適正に取り扱わなければならない。
- (滴正な管理)
- 第2条 受託者は、この契約による業務に係る情報の漏えい、滅失、き 損及び改ざんの防止その他の情報の適正な管理のために必要な措 置を講じなければならない。
- 2 受託者は情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、情報の 適正な管理を実施する者として管理責任者を選定し、委託者に通知し なければならない。
- 3 受託者は、第1項の目的を達成するため、電子計算機を設置する場 所、情報を保管する場所その他の情報を取り扱う場所(以下「作業場 所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対 策を講じなければならない。
- 4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び 管理責任体制について委託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理 責任体制に関し、委託者が理由を示して異議を申し出た場合には、こ れらの措置を変更しなければならない。なお、措置の変更に伴い経費 が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協 議して決定する。

(従事者の監督)

- 第3条 受託者は、この契約による業務に従事している者(以下「従事 者」という。)に対し、この契約による業務に関して知り得た非開示情報 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう、必要か つ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除 された後においても同様とする。
- (収集の制限)
- 第4条 受託者は、この契約による業務を遂行するために情報を収集す るときは、当該業務を遂行するために必要な範囲内で、適正かつ公 正な手段により収集しなければならない。
- (目的外利用の禁止等)
- 第5条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除 き、この契約による業務に係る情報を、当該業務を遂行する目的以外 の目的で利用してはならない。
- (複写、複製の禁止)
- 第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除 き、この契約による業務を遂行するに当たって委託者から提供された、 非開示情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記 録(以下、「非開示資料等」という。)を複写し、又は複製してはならな い。ただし、契約による業務を効率的に処理するため受託者の管理下 において使用する場合は、この限りでない。
- 2 前項ただし書の場合は、受託者は、複写又は複製した資料の名称、 数量、その他委託者が指定する項目について、速やかに委託者に報 告しなければならない。
- (作業場所の外への持出禁止)
- 第7条 受託者は、書面による委託者の指示又は承諾があるときを除 き、この契約による業務を遂行するために委託者から貸与され、又は 受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料等を作業場所 の外へ持ち出してはならない。
- (再委託の禁止等)
- 第8条 受託者は、この契約による業務を遂行するために得た非開示情 報を自ら取り扱うものとし、第三者に取り扱わせてはならない。ただし、 あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受託者は、前項ただし書の規定により非開示情報を取り扱う業務を 再委託する場合は、当該再委託を受けた者(以下「再受託者」という。) の当該業務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負 うとともに、第1条第2項に定める基本的な情報の取扱いを再受託者に 対して課し、あわせて第2条の規定を再受託者に遵守させるために必 要な措置を講じなければならない。
- 3 受託者は、前項の再委託を行う場合は、受託者及び再受託者が特 記事項を遵守するために必要な事項及び委託者が指示する事項を再 受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、再受託者に対し、当該再委託による業務を遂行するため に得た非開示情報を更なる委託等により第三者に取り扱わせることを

禁止し、その旨を再受託者と約定しなければならない。 (非開示資料等の返還)

- 第9条 受託者は、この契約による業務を遂行するために委託者から貸 与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した非開示資料 等を、この契約が終了し、又は解除された後直ちに委託者に返還し、 又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該 方法によるものとする。
- 2 前項ただし書の場合において、委託者が当該非開示資料等の廃棄 を指示した場合、廃棄方法は焼却、シュレッダー等による裁断、復元 困難な消去等当該情報が第三者の利用に供されることのない方法に よらなければならない。
- 3 第1項の場合において、受託者が正当な理由なく指定された期限内 に情報を返還せず、又は廃棄しないときは、委託者は、受託者に代わ って当該情報を回収し、又は廃棄することができる。この場合におい て、受託者は、委託者の回収又は廃棄について異議を申し出ることが できず、委託者の回収又は廃棄に要した費用を負担しなければならな W.
- (報告及び検査)
- 第10条 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、受託者に対 して、情報の管理の状況及び委託業務の履行状況について、報告を 求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中必要と認めた場合は、情報の管理の状 況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査するこ とができる。
- 3 前2項の場合において、報告又は検査に直接必要な費用は、受託 者の負担とする。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用 を要した分については、委託者がこれを負担しなければならない。 (事故発生時等における報告)
- 第11条 受託者は、委託者の提供した情報並びに受託者及び再受託 者がこの契約による業務のために収集した情報について、火災その他 の災害、盗難、漏えい、改ざん、破壊、コンピュータウイルスによる被 害、不正な利用、不正アクセス等の事故が生じたとき、又は生ずるおそ れがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示 に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同 様とする。

(引渡し)

第12条 受託者は、約款第28条第2項の規定による検査(以下「検査」と いう。)に合格したときは、直ちに、契約の履行の目的物を納品書を添 えて委託者の指定する場所に納入するものとし、納入が完了した時を もって契約の履行の目的物の引渡しを完了したものとする。

(契約の解除及び損害の賠償)

- 第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及 び損害賠償の請求をすることができる。
- (1) この契約による業務を遂行するために受託者又は再受託者が取り 扱う非開示情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理 由による漏えい、滅失、き損及び改ざんがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、特記事項に違反し、この契約による業 務の目的を達成することができないと認められるとき。
- 2 委託者は、受託者が特記事項前条の規定による検査に不合格となっ たときは、この契約を解除することができる。
- (著作権等の取扱い)
- 第14条 この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いについ ては、約款第5条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによ る
- (1) 受託者は、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第 26条の3(貸与権)、第27条(翻訳権、翻案権等)及び第28条(第二 次著作物の利用に関する原著作者の権利)に規定する権利を、目 的物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第20条(同一性保持権)第2項第3号又は第4 号に該当しない場合においても、その使用のために、この契約によ り作成される目的物を改変し、任意の著作者名で任意に公表できる ものとする。
- (3) 受託者は、委託者の書面による事前の同意を得なければ、著作権 法第18条(公表権)及び第19条(氏名表示権)を行使することができ ないものとする。
- (4) 受託者がこの契約の締結前から権利を有している著作物の著作 権は、受託者に留保されるものとする。この場合において、受託者 は、委託者に対し、当該著作物について、委託者が契約の履行の 目的物を使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を 無償で許諾するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、著作物の利用について設計図書で別段 の定めをした場合には、その図書の定めに従うものとする。
- 3 受託者は、この契約によるすべての成果物が、第三者の著作権、特 許権その他の権利を侵害していないことを保証するものとする。ただ し、委託者の責に帰すべき事由を起因として権利侵害となる場合は、 この限りではない。

(平成27年10月)

(個人情報を取り扱う際の基本的事項)

第1条 横浜市(以下「委託者」という。)がこの契約において個人情報(特定個人情報を含む。 以下同じ。)を取り扱わせる者(以下「受託者」という。)は、個人情報の保護の重要性を認 識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情 報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等(特定個人情報を取り扱わせる 者にあっては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及 び横浜市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に 関する条例を含む。以下同じ。)を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人 情報を適正に取り扱わなければならない。

(適正な管理)

- 第2条 受託者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんの防 止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 受託者は個人情報の取扱いに関する規定類を整備するとともに、管理責任者を特定し、委託者に通知しなければならない。
- 3 受託者は、第1項の目的を達成するため、個人情報を取り扱う場所及び個人情報を保管す る場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対 策を講じなければならない。
- 4 受託者は、委託業務に着手する前に前2項に定める安全対策及び管理責任体制について委 託者に報告しなければならない。
- 5 受託者は、第2項及び第3項に定める受託者の安全対策及び管理責任体制に関し、委託者 が理由を示して異議を申し出た場合には、これらの措置を変更しなければならない。なお、 措置の変更に伴い経費が必要となった場合は、その費用負担について委託者と受託者とが協 議して決定する。

(従事者の監督)

第3条 受託者は、この契約による事務の処理に従事している者に対し、この契約による事務 に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しないよう必要 かつ適切な監督を行わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても 同様とする。

(収集の制限)

- 第4条 受託者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。 (目的外利用の禁止等)
- 第5条 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に係る個人 情報を当該事務を処理する目的以外に利用してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するにあたって委託者から提供された個人情報が記録された、文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(以下「資料等」という。)を複写し、又は複製してはならない。ただし、事務を効率的に処理するため、受託者の管理下において使用する場合はこの限りではない。

(作業場所の外への持出禁止)

第7条 受託者は、あらかじめ委託者の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、複製し、若しくは作成した 個人情報が記録された資料等(複写及び複製したものを含む。)について、作業場所の外へ持 ち出してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第8条 受託者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、 第三者に取り扱わせてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の書面による承諾を得た場 合はこの限りではない。
- 2 受託者は、前項ただし書きの規定により個人情報を取り扱う事務を第三者(以下「再受託者」という。)に取り扱わせる場合には、再受託者の当該事務に関する行為について、委託者に対しすべての責任を負うものとする。
- 3 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、受 託者及び再受託者がこの規定を遵守するために必要な事項並びに委託者が指示する事項について、再受託者と約定しなければならない。
- 4 受託者は、前項の約定において、委託者の提供した個人情報並びに受託者及び再受託者が この契約による事務のために収集した個人情報を更に委託するなど第三者に取り扱わせるこ とを例外なく禁止しなければならない。

(資料等の返還)

第9条 受託者は、この契約による事務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が 収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約が終了し、又 は解除された後直ちに委託者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、委託者が別に指 示したときは、当該方法によるものとする。

(報告及び検査)

- 第10条 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、受託者に 対し、個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。
- 2 委託者は、委託契約期間中個人情報を保護するために必要な限度において、情報の管理の 状況及び委託業務の履行状況について、作業場所において検査することができる。
- 3 前2項の場合において、報告、資料の提出又は検査に直接必要な費用は、受託者の負担と する。ただし、委託者の故意又は過失により、過分の費用を要した分については、委託者が これを負担しなければならない。

(事故発生時等における報告)

第11条 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等の事故が生じ、又は生ずるお それがあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(研修の実施及び誓約書の提出)

- 第12条 受託者は、従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項並びに 従事者が負うべき横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等 に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての研修を実施し、個人情報保護に関する誓約 書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。
- 2 受託者は、個人情報を取り扱う事務を再受託者に委託し、又は請け負わせる場合には、再 受託者に対し、前項に定める研修を実施させ、個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び 研修実施報告書(様式2)を受託者に提出させなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者は、再受託者から提出された個人情報保護に関する誓約書(様式1)及び研修実施報告書(様式2)を横浜市長に提出しなければならない。 (契約の解除及び損害の賠償)
- 第13条 委託者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をす ることができる。
- (1) この契約による事務を処理するために受託者又は再受託者が取り扱う個人情報について、受託者又は再受託者の責に帰すべき理由による漏えいがあったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この特記事項に違反し、この契約による事務の目的を達成す ることができないと認められるとき。

(提出先)

横浜市長

横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事するにあたり、個人情報を取り扱う場合に遵守すべ き事項並びに横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づ く罰則の内容及び民事上の責任についての研修を受講しました。

横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等及び個人情報取扱 特記事項を遵守し、個人情報を適切に取り扱うことを誓約いたします。

研修受講日	所	属	担 当 業 務	氏 (自署又は記名押印)

(様式2)

年 月 H (提出先) 横浜市長 (提出者) 団体名 責任者職氏名 研修実施報告書 横浜市個人情報の保護に関する条例第17条第1項の規定に 従い、横浜市の個人情報を取り扱う事務に従事する者に対 し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項並びに横浜市 個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関す る法令等に基づく罰則の内容及び民事上の責任についての 研修を実施しましたので、別紙個人情報保護に関する誓約書 (様式1)(全 枚)のとおり提出いたします。 引き続き個人情報の漏えい等の防止に取り組んでいきま

す。

(A4)

### ●個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録 に関する要綱

制定 平成 15 年 8 月 25 日 総 I 第 120 号 (局長決裁) 一部改正 令和 3 年 4 月 1 日 総総第 1114 号 (局長決裁)

(目的)

第1条 この要綱は、横浜市情報セキュリティ管理要綱(平成17年3月31日総I第1148 号)第18条に基づき、横浜市の個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデー タの更新、検索等の操作の記録(アクセスログ)を保存する等、システムの使用状況を 監視するための必要な事項を定めることにより、電子計算機における個人情報の管理運 営の適正化を図ることを目的とする。

(用語の意義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところに よる。
  - (1) 個人情報 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号) 第2条第3項に規定する個人情報をいう。
  - (2) システム ある目的を達成するためのソフトウェア、ハードウェア、ネットワーク 等を連携して構築する電子計算機処理の環境をいう。
  - (3) ホストコンピュータ等 システムにおいて、プログラム、データ等が保存され、端
     末機からアクセスを受けるコンピュータをいう。
  - (4) 端末機 システムにおいて、ホストコンピュータ等にアクセスし、入出力を行う機器をいう。
  - (5) アクセスログ 端末機を使用して行われる情報の更新、検索等の操作について記録 した情報をいう。
  - (6) 操作者 システムの端末機から個人情報について更新、検索等の操作を行う者をいう。
  - (7) アクセスログ蓄積対象情報 個人識別コード等、更新、検索等の対象となる個人を 特定できる情報をいう。
  - (8) 区局等 横浜市事務分掌条例(昭和 26 年 10 月横浜市条例第 44 号)第1条に掲げ る統括本部及び局並びに横浜市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 38 年 10 月横浜市条例第 34 号)第2条第2項に規定する消防局(以下「消防局」という。)、 横浜市会計室規則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 36 号)第1条に規定する会計室(以下 「会計室」という。)及び横浜市区役所事務分掌条例(平成 28 年 2 月条例第 2 号)第 1条に規定する区役所(以下「区役所」という。)をいう。

(アクセスログ管理責任者の設置)

- 第3条 この要綱の目的を達成するため、電子計算機処理にかかる業務を主管する課の長 をアクセスログ管理責任者に充てる。
- 2 アクセスログ管理責任者は、アクセスログの収集、保存、処理、廃棄に係る業務(以

下、「アクセスログに係る業務」という。)を管理する。

(アクセスログの収集)

- 第4条 アクセスログ管理責任者は、データの重要度に応じ、区局等が運用するシステムのうち、個人情報を扱い、端末機から、ホストコンピュータ等のファイル、データベース等に記録されている個人情報について更新、検索等の操作を行う場合にアクセスログを収集するものとする。
- 2 アクセスログの収集にあたっては、次の各号を識別できる項目を収集する。
- (1) 操作年月日
- (2) 操作時刻
- (3) 操作者
- (4) アクセスログ蓄積対象情報
- (5) 利用部署、端末機名、処理内容その他必要な項目

(アクセスログの管理)

- 第5条 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログを次の各号に定めるとおり、 適正に管理しなければならない。
  - アクセスログは他の法令等に定めがある場合を除き原則として3年保存とする。また、磁気テープ等の外部記録媒体で保存する場合は施錠できる金庫等に保管する。
- (2) 廃棄年限を超えたアクセスログは、速やかかつ確実に消去する。
- 2 アクセスログ管理責任者は、収集したアクセスログについて、必要に応じて確認を行うものとする。

(アクセスログの開示)

- 第6条 横浜市個人情報の保護に関する条例(平成17年2月横浜市条例第6号)第20条の規定に基づき、アクセスログの本人開示請求があった場合、当該システムのアクセスログ管理責任者は、当該請求に係る情報(システムのセキュリティに影響のあるものを除く。)を開示する。
- 2 開示する情報は、紙へ印字し、又は電子媒体へ複写して提供する。

(アクセスログの収集の開始及び終了の報告)

第7条 アクセスログ管理責任者は、アクセスログの収集を開始し、又は終了するときは、 別記様式により総務局長へ報告しなければならない。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、アクセスログに係る必要な事項は、総務局行政マ ネジメント課長が定める。

### 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年9月1日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成17年5月30日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、平成30年3月15日から施行する。

附 則

- (施行期日)
- この要綱は、令和2年3月25日から施行する。

附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の 操作の記録(アクセスログ)収集開始・終了報告書

年 月 日

#### 総務局長

長

個人情報を記録したシステムにおける端末機によるデータの更新、検索等の操作の記録 に関する要綱第7条の規定により、次のとおり報告します。

事 務 の 名 称 (システム名)	
担当課等	局 課 担当 TEL
開 始 ・ 終 了 年 月 日	年 月 日開始 · 終了
備考	

# 委託契約書

		委託契約書	収入印紙添付欄(抜粋) 100万円以下 200円 200万円以下 400円 300万円以下 1千円 500万円以下 1千円 50万円以下 17円 5千万円以下 2千円 1倍円 以下 6万円 5億円 以下 6万円
1	委託名	特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託	10億円以下 20万円
2	履行場所	横浜市立特別支援学校ほか	
3	履行期間	契約決定した日 から 令和4年3月31日 まで	
4	契約代金額	百十億千百十万千百十円	
		□ 課税業者 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額)	
		□ 免税業者	
5	契約区分	■ 確定契約〔前金払 ■ しない □ する〕	
6	部分扒	$\square$ (城昇公 $\square$ しない $\square$ りる) $\blacksquare$ したい $\square$ する ( 回以内)	
7	部分払の基準	$\Box$ 以下のとおり $\Box$ 設計図書のとおり	
	業務内容	履行予定月数量単位単価(円)金額(円	])
		※単価及び金額」は消費権	党等額を含まない 金額
8	契約代金の支払	揚 所 ■ 慣 浜 市 指 定 金 融 機 関 ( 市 庁 内 ) □ 賃 浜 市 木 道 局 出 納 取 私 全 融 機 関 ( 市 庁 内 ) □ 賃 浜 市 木 道 局 出 納 取 私 全 融 機 関   □ 債 浜 市 交 通 局 出	納 取 扳 金 融 機 関
9 10	契約保証金 特約条項	■ 免除 □ 円	
	ト記の未詳について	て、禾羊老雄近市レビギキ	レル
おの契約	のおの対等な立場( のを締結し、信義) この契約の締結を言	こおける合意に基づいて、別紙の約款の条項(特約条項がある場合、それを含む。 こ従って誠実にこれを履行するものとする。 証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上、各自1通を保有するも	これ、 ) によって委託 5のとする。
	令和 年	月日	
		委託者 横浜市中区本町6丁目 50 番地の 10 横浜市	
			Ð

受託者 所 在 地 商号又は名称 代表者職氏名

ĒIJ

質 問 書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

住 所
 商号又は名称
 担当部署
 担当者氏名
 電話番号

契約番号 -

契約件名 特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託

上記件名にかかる仕様(設計)書の内容等について、次のとおり質問します。

項目(ページ数等)		質	問	内	容	
	L. L. Idex					~~

(注意)仕様(設計)書の内容等について質問がある場合は、「発注情報詳細」に記載された、質問 締切日時までにこの用紙に質問内容を記載し、教育委員会事務局特別支援教育課へ電子メール (<u>ky-tokubetusien@city.yokohama.jp</u>)またはFAX(045-663-1831)で送信すること。 なお、送信した場合は送信した旨を特別支援教育課(045-671-3958)へ必ず電話で連絡すること。

## 公募型指名競争入札参加意向申出書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

▣※

次の指名競争入札に参加を申し込みます。

公表日 令和3年9月22日

#### <u>種目名 316 コンピュータ業務</u>

(注意)種目別に提出してください。

	契約番号	件 名
1	_	特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	部署名(任意)	ふり 氏	<sup>がな</sup> 名
大小書に考			
半件貝任相	連 絡 先		
	部署名(任意)	ふり 氏	<sup>がな</sup> 名
<b>石水</b>			
	連 絡 先		

(注意)

1 押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、参加資格を満たさな いものとする。

2 「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、参加資格を満たさないものとする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。

3 「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、参加資格を満たさないものとする。

4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、交通事業 管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

横浜市	横浜市担当者名		
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日	時 分
	確認方法	本人確認書類(	)・電話・メールアドレス
		FAX番号・その他(	)
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名		

年 月 日

## 委託業務経歴書

横浜市契約事務受任者

業者コード 所在地 商号又は名称 代表者職氏名

### 契約番号 – <u>件名</u>特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託 ※一般競争入札の場合は、契約番号又は公告番号を記入してください。

上記案件について、次のとおり委託業務経歴があります。

注文者	受注区分	件名	業務内容	契約金額 (千円)	<ul><li>履</li><li>行</li><li>期</li><li>間</li></ul>
	□ 元請 □ 下請				から まで
	□ 元請 □ 下請				から まで
	□ 元請 □ 下請				からまで

※ 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、 交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

(注意) 1 案件ごとに提出してください。

- 2 設計図書に基づく業務又はこれと同種の業務について、完了したものを記載してください。 なお、注文者は、官公庁・民間を問いません。
- 3 下請業務等については注文者は元請者を記載し、その下に発注者を())で記載してください。その場合、件名及び業務内容 は、下請業務について記載してください。

# 入札(見積)書

年 月 日

横浜市契約事務受任者

# 所 在 地

### 商号又は名称

#### 代表者職氏名

次の金額で、関係書類を熟覧のうえ、横浜市契約規則を遵守し入札(見積)いたします。

金客	頁			億	千	百	+	万	千	百	+	円	
----	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	--

入札(見積)書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110分の100に相当する金額を記載すること。これによらない方法での入札(見積り)を指示された場合は、それに従うこと。

#### 件 名 特別支援学校就学奨励費システム開発業務委託

※押印を省略する場合のみ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること。

	部署名(任意)	ふり 氏	<sup>がな</sup> 名
	連 絡 先		
		ふり <b>エ</b>	がな
		氏	74
		Қ	2
担当者	市 省 名 (止志)       連 絡 先	<u></u>	2

(注意)

1 入札の場合、押印を省略し、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載がない又は不備がある場合は、 無効とする。

2 入札の場合、「本件責任者及び担当者」は必ず両方記載すること。両方記載がない場合は、無効とする。ただし、同一の人物である場合は「同上」でも可とする。

3 入札の場合、「本件責任者及び担当者」の在籍確認ができなかった場合は、無効とする。

4 「横浜市契約事務受任者」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道事業管理者」と、 交通事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市交通事業管理者」と読み替えるものとする。

5 「横浜市契約規則」は、水道事業管理者の権限に属する契約にあっては「横浜市水道局契約規程(平成20年 3月水道局規程第7号)第2条の規定により読み替えて準用する横浜市契約規則」と、交通事業管理者の権限に 属する契約にあっては「横浜市交通局契約規程(平成20年3月交通局規程第11号)第2条の規定により読み替 えて準用する横浜市契約規則」と読み替えるものとする。

6 契約番号は、ある場合に記入すること。ない場合には空欄でも可とする。

横浜市	横浜市担当者名				
使用欄	本件責任者又は担当者在籍確認日時	年 月 日 時 分			
	確認方法	通知書・申請書類・本人確認書類(			
	(口随意契約のため、在籍確認不要)	電話・その他(			
	本件責任者又は担当者の在籍確認した相手方の氏名				